

第百十三回国会 衆議院 税制問題等に関する調査特別委員会議録 第七号

昭和六十三年十月十三日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 加藤 六月君 理事 海部 俊樹君

理事 瓦 力君 理事 羽田 孜君

理事 藤波 孝生君 理事 加藤 万吉君

理事 村山 喜一君 理事 二見 伸明君

理事 米沢 隆君

理事 甘利 明君 池田 行彦君

理事 小沢 辰男君 片岡 清一君

理事 岸田 文武君 佐藤 敬夫君

理事 志賀 節君 鈴木 宗男君

理事 田原 隆君 谷 洋一君

理事 玉沢 一郎君 中川 昭一君

理事 中川 秀直君 中村 正三郎君

理事 西田 司君 野田 毅君

理事 葉梨 信行君 鳩山由紀夫君

理事 浜田 幸一君 原田 憲君

理事 堀内 光雄君 三原 朝彦君

理事 宮下 創平君 村上誠一郎君

理事 村山 達雄君 山口 敏夫君

理事 山下 元利君 伊藤 茂君

理事 上田 利正君 川崎 寛治君

理事 坂上 富男君 中村 正男君

理事 野口 幸一君 細谷 治嘉君

理事 坂口 力君 橋本 文彦君

理事 水谷 弘君 宮地 正介君

理事 玉置 一弥君 和田 一仁君

理事 工藤 晃君 正森 成二君

理事 矢島 恒夫君

出席國務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

厚生大臣 藤本 孝雄君

出席政府委員

郵政大臣 中山 正暉君

自治大臣 梶山 静六君

國務大臣 (国土庁長官) 内海 英男君

総務庁統計局長 田中 宏樹君

経済企画庁国民生活局長 末木鳳太郎君

経済企画庁調査局長 富金原俊二君

国土庁長官官房長 公文 宏君

国土庁土地局長 片桐 久雄君

大蔵大臣官房総務審議官 土田 正顯君

大蔵省主計局次長 藤井 威君

大蔵省主計局次長 水野 勝君

大蔵省証券局長 角谷 正彦君

大蔵省國際金融局長 内海 孚君

國稅庁次長 伊藤 博行君

厚生大臣官房総務審議官 末次 彬君

厚生大臣官房審議官 清水 康之君

郵政省電氣通信局長 塩谷 稔君

郵政省放送行政局長 成川 富彦君

自治省行政局長 浅野大三郎君

自治省財政局長 津田 正君

自治省稅務局長 湯浅 利夫君

地方行政委員會調查室長 大嶋 孝君

大蔵委員會調查室長 矢島錦一郎君

委員の異動

十月十一日

辭任

安倍 基雄君

同月十三日

辭任

熊谷 弘君

中川 昭一君

野口 幸一君

山下八洲夫君

同日

辭任

佐藤 敬夫君

三原 朝彦君

上田 利正君

細谷 治嘉君

同日

辭任

鳩山由紀夫君

村上誠一郎君

補欠選任

和田 一仁君

補欠選任

三原 朝彦君

佐藤 敬夫君

上田 利正君

細谷 治嘉君

補欠選任

村上誠一郎君

鳩山由紀夫君

野口 幸一君

山下八洲夫君

補欠選任

熊谷 弘君

中川 昭一君

本日の會議に付した案件

稅制改革法案(内閣提出第一号)

所得稅法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

消費稅法案(内閣提出第三号)

地方稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

消費稅与稅法案(内閣提出第五号)

地方交付稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○金丸委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、稅制改革法案、所得稅法等の一部を改正する法律案、消費稅法案、地方稅法の一部を改正する法律案、消費稅与稅法案及び地方交付稅法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤万吉君。

○加藤(万)委員 昨日はどうも委員長御苦勞さまでした。きょうは理事会の申し合わせで、リクルート問題を避けまして不公平稅制に絞ってやるということでございますので、その趣旨に沿ってこれから質問をさせていただきます。何せきのうのきょうでありますから、委員長にも大変お疲れのことだと思ひますが、よろしく御高配をお願いしたいと思ひます。

ただ、一言だけ申し上げさせていただきますれば、各党すばらしい頭腦を寄せ集めまして質問をさせていただきます。残念ながら結果については私どもの期待するものでなかったもので、これからの審議の中ではこの私どもの趣旨が生かされるような議事の取り運びを委員長にもぜひお願いをしたい、このことだけを最初に所見として申し上げておきたい、こう思ひます。

先般来、我が党のそれぞれの委員が國の財政問題について、不公平稅制を中心として論議をさせていただきまして。きょう私は、主として地方の財政という立場から見る今日の不公平の情勢などを中心にして、總理並びに各大臣にお伺いをいたしたい、こう思ひます。

總理御案内のように、シャープ稅制が我が國に取り入れられまして、このシャープ稅制の骨格となるものは直接稅を主体とする総合課稅方式、同時に、いま一方大変重要なことは、地方の自治が発展するための独自の財源をどのようにするのか、どのような稅目を設定をするのか、しかもそ

の財源は極めて安定的な財源として確保される、そういう条件整備をこのシャープ勧告を中心にして税の体系として取り入れてきたことは御案内のとおりであります。例えば固定資産税のようなものあるいは住民税、さらに当時議論があったと言われているのが、付加価値税の地方への導入の課題あるいは資産課税、特に大規模な土地所有に對する地方への税目としての課題などが当時も議論をされ、その後も議論されておるわけでありま。私は地方の自治というものであるいは地方における行政サービスなどを通して地域に根づいた政治、まあ言葉をかえて言えば、地域民主主義の上に成り立つ日本の民主主義、こう申しましようか、このシャープ税制の中にはいわば我々が求めている財政からくるそういう一つの哲学のようなものが存在したのではないか、こう思っているわけでありま。

ところが、今回の税制改正が政府側から提起をされますと、シャープ税制以来の改正という言葉がしばしば出てくるのであります。それではシャープ税制というものは、今度の政府の提起の中にはその税制哲學的な要素というものが排除されてしまつたんだらうか、私は率直に言つてそういう懸念を実は持つのであります。今度の政府側が提案しております税法などを研究してみたり学者の意見などを聞いてみましても、どうもシャープ税制以来の新たな税制改革、それは全くシャープ税制が求めていた税の体系とは別の仕組み、同時にまたそういう税の体系、こう思われてならないのであります。

そこで総理に最初にお聞きいたしますが、どうでしょう、シャープ税制というものを今まで総理はどういう形で見ておられていたのでしょうか。同時にまた、今日の状況の中でシャープ税制というものがどう生き続けているのか、ひとつ総理の税制に対する、シャープ税制を中心とするや理念的な答えをいただければと、こう思います。○竹下内閣総理大臣 シャープ税制というのは、今まさに加藤委員おっしゃいましたように、あの

当時大変なまだ窮乏の我が国であつたわけでございますけれども、一時的に財産税でございますか、そういうものの時代が過ぎ去りました後、やはり私は、所得の再配分機能というものを前提に総合課税という方向を意識して勧告がなされたものではないかと、基本的にはそういうふうに思っております。

今おっしゃいました例の付加価値税、これは実施に移されませんでした。それから富裕税、これは確かに何が富裕かというところ、途中で途切れておりました。あるいはいま一つは、やっぱり株式のキャピタルゲインの問題が、原則課税であつたものが昭和二十八年でございましたか、また原則非課税になつて、そういう変化はもたらされておりましたが、その当時は、やはり私は、今申しましたように所得の再配分機能というものを志向して、総合課税制度というものが一つの柱ではなかつたかなというふうに思つてございませう。

そうして、確かにそういうことから出発いたしました今日に至つておるわけでございますが、むしろ今日は、その所得の再配分機能というものに對して、勤労所得に対する重視感というふうなものが出てきて、どこかでもいわば経済成長とともに行なわれますように、共通の社会的経費は広く薄くというふうな消費税へ移行していく一つの過程の環境が今醸成されてきたのではないかと思ひます。後の方は私の意見で、前の方はシャープさんのときの考え方を申し上げたわけでありまが……。

もう一つ、この地方税という問題につきまして、これは昭和二十三年でございましたか、所得税が賦課するという形から申告制ということに、これはシャープ勧告前でございましたけれども、それと地方自治の確立、いわゆる納税の申告に基づくもの、本人の良心に基づく申告、それから地方自治というものの、アメリカと日本のそれは大きな地方自治体の差はございますけれども、それがやっぱり一つの、税のみならずでございますしうけ

れども、哲学としてあつたのではないかな、可能な限り自主財源というものを難しににしても模索していくべきではないかなという考えが私はその当時あつたではなからうかというふうに思ひます。その後交付税に変化しておりますが、いわゆる平衡交付金というふうな形になつておりましたのも、その当時の地方自治から考えたならば、あれは精いっぱいの方ではなかつたものではなからうかというふうに考えておるところでございます。

○加藤(万)委員 所得の再配分機能というものを求めていく、それはわかりましたが、総合課税という問題は、総理、今シャープ税制の中の一環にアつたとお答えがないますね。今度の場合でも、いわゆる総合課税が分離課税か、あるいはキャピタルゲインについてもどうすべきかという、これは議論の分かれるところなんですか。

ですから、私が懸念しますように、いわゆるそのシャープ税制という根幹がなくなつていつたんだらうか。所得の再配分とか、今おっしゃられた申告制に基づく地方自治権あるいはその自主財源、いわゆる税目設定ですね、これはわかるんですよ。ところが、その一番基本になるべきところが、どうも税の哲学という言葉は行き過ぎかもしませんが、どうも税の理念として欠けているような感じがするんです。いま一遍、そこをどうするか、お答えいただきたいと思います。

○竹下内閣総理大臣 私は、税の歴史、私なりに中学校の社会科みたいな話になりますけれども、そもそも最初税というものができたのは、人間が集団生活を営むようになってから外敵、外敵というよりもある意味においては野獣かもしれませう、そういうものから身を守るために、それぞれいわば労役を提供することによって社会共通の費用に充てられておつたところから出発してきたのではないかと、こう思つておるわけでありま。ところが、そこに一つの王制のような封建主義社会というものができたときに、その最高の権力

者がそれぞれ賦課するというふうな形になつたときに、大変な搾取するものと搾取されるものというふうな時代に至つて、いわゆる初期の社会主義体制というものができてくるんじゃないか。そうすると、社会主義体制というものは最初はやはり全部、言つてみれば間接税に頼る。すなわち、物の値段の中に共通の経費が入つておるわけでございますから、国有企業であり、そして公定価格でございますから、それに若干の勤労と所得、すなわち努力と報酬というものが加味されてきて、今度はそれが著しく差ができた場合に、いわゆる所得の再配分機能というものが働いてきて、そうしてその所得の再配分機能というのが、またそこに著しい重視感を感じる、アンバランスを感じるようになったときに、もう一度今度はいわば消費、所得の間の消費というものの對する課税というものが着目されてくるというのが、税制の歴史の中でその段階に今来ているんじゃないか、私はこういう感じがいたしております。

したがって、社会共通の経費というものは、ある意味において、今所得の再配分機能を応能主義と申しますならば、広く薄くというものは応能主義ではないだらうか、利益に對するものではないかな、こういうふうな考えますと、応能の段階で納税の義務を果たすのか、所得の段階でそれ果たすのか、しよせんはそのバランスがどこにあるかというの、その都度私どもが衆知を集めて考えていくというふうなのが、税制の移り変わりの中における位置づけではないかな、こういうふうな考へておりますから、やはり応能主義はもう残るわけでございますし、シャープさんのそういう物の考へ方というものは廃つてはいないというふうに私は思ひます。

当時、地方自治のことでは、これは私、私事にわたりますが、先般、三年前にお会いしましたときに、島根県の浜田市まで調査に行ったという話を聞いたことがございます。まあ、アメリカのモンタナ州と島根県と同じぐらいの人口だからいいのかなんて思つてそのとき聞いておりました

が、近く、シャウプ博士も八十五歳ぐらいの老人になっておられますけれども、その当時は四十五歳ぐらいな若手でございましたが、お見えになりますので、思ひ出話も聞いてみようかなという感じは持っております。

○加藤(万)委員 広く薄くという言葉は総理よくお使われなす、広く薄くということと課税ベースを広げることとが、どうも同義語、同意語のように聞こえてならないんです。私は、課税ベースを広げて——さっきいわゆる税の歴史的な経過、その中における労務的なもの、そういう要素はあったと思うのです。それが例えば地方団体における、今日それが即という言葉は当たらないけれども、人頭割税ですね。この人頭割税の部分を地方税制の場合には非常に厚くとして、そして他の部分に対しては何といえましょうか、薄くという意味ではありませんけれども、その部分を多くとって、地方の自治権、住民の生活権というものを一番近い範囲でとらえて、それを税によって行政サービスを受けよう、こういう形になっていると思うのです。

そうしますと、国税と地方税という性格は、基本的にどうも違う。そこにシャウプさんは一つの目をつけられて、さまざまな間接税あるいは付加価値税、そういうものを想定をし、しかもそれが安定的な財源、こういうところにあると思うのです。ですから、総理がおっしゃるように財政の歴史が、単に労務税から、いわば沖繩ではございませぬが、これだけの背になれずここから税を取るぞという、そういうものは十七世紀時代はあったかもしれませんが、しかしそれが今日商品に、あるいは地域における行政サービスとして受けるものに対して、公益的な税として負担をしていくという、そういうところにシャウプ税制の根幹があったような気がするのです。私は先ほどから言っておりますように、それが地域の生活基盤を支え、同時にそこに自分の手をつくる町づくり、いわばそこにおける地方自治といましようか、そういうものが発展して、そこをまた政治課

題としては発展させようとしたシャウプさんなり一つの政治哲学があったような気がするのです。

そこで私が懸念するのは、どうも政府の出しているのは、その部分をカットして、そしてさまざまな点を税の仕組みとして取り入れられようとしている。シャウプ税制の問題、あるいは今度の地方における間接税の国税への吸収という問題、ここをみんな一番心配しているのですね。いわゆる地方自治というものが財政的にも壊れやしないか。あるいはそこにおける地方の固有の、独自のサービスないしは独自の事業、そういうものがこの財源の移転によって縮小されやしないか。総理、総理は七つの懸念というのを表明されました。私はそれなりに理解ができるのです。私は八つ目の懸念にこれを加えるべきだと思うのですが、やはりそこに対する懸念というものは住民の側からあります。

例えば医療なんかについても、かつて六十五歳以上からは医療無料という制度をとった自治体があるわけですね。ところが今度そういうものは、結局地方における財源の、例えば保留財源二五％とか二〇％とか、そういう財源と同時に独自の税目をもつて処置するわけですね。こういう財源があるから、隣の市は六十八だけけれどもおれのところは六十五になるんじゃないかと、あるいはおれのところには老人ホームが一つしかないけれどもおれのところは二つあるとか、そういういわば自分の手による町づくりというものが破壊されていく。

今度の場合でも、これはどうも堺の上を歩いて議論するようなことで、総理にとっては気持ちよくない話ですが、私には余り気持ちよくない話ですが、税制改正を見てみましても、例えば物品税、いわゆる間接税で吸い上げたものの、今度は法律上は二五とか二〇％残すということになっておりますけれども、やがてこれはかつての譲与税みたいな吸い上げるのじゃないですか。そんなことは、これは少し論外ですが、

も、しかしそういう懸念というのはあるのです。どうですか。七つ目から八つ目の懸念をこの際表明される必要があると思うのです。でなければ、国の行政の最後の窓口は七〇％地方団体なんですから、この一つの懸念は晴らすことはできません。概念ですけれども、ひとつ総理の見解を聞きたいと思うのです。

○竹下内閣総理大臣 実は私明らかに申し上げましたけれども、加藤委員と相談したわけでも全くございませぬが、いずれの日その八つ目の懸念というものが私は議論に上るであろうと思っております。まあ期待しておりましたというところと表現がオーバーになりますから、上るであろうと思っております。

今まで考えてみますと、六つの懸念のうちに、いわゆる実際問題として税を負担する消費者の持つ懸念というのが大体の中で四つぐらいになるのかな。それから納税者、事業者あるいは納税義務者、それの持つ懸念が手続面側ではないかというところ、それから転嫁の問題と二つになります。失礼いたしました、五つと二つでございませぬ。消費者そのものの懸念とそれから事業者の懸念と、その次に出てくるのが、私はこれはいわば自治体の持つ懸念ということではないかな。ただ、私からの勉強では、譲与税にいたしましたけれども、それから交付税への算定基準にいたしましたけれども、大変工夫されてきておる。だから議論の中で自治大臣からこのような措置が行われておりますというようにお聞きです。あるいは地方行政委員会、もとより本委員会等を通じて八つ目の懸念というものは解消されていくんじゃないかな、こういうふうに思っております。

ただ、百も承知の上での御質問でございますが、地方自治をして自主財源、確かにこれは尊重すべきものでございませぬが、何分税源が偏っておりますところに最終的には、地方行政の専門家の皆さん方からいっても言われることとございませぬけれども、本間に自主財源を見出すということでは税源が偏っておりますという限りに非常に難しいもの

のである。だから、かつて平衡交付金というものがあつた形において、そういう平衡性を保つというところには交付税とかそういうものが必要であるということをお自身いつも自分で思っております。

○加藤(万)委員 どうも総理のベースに引き込まれちゃいけないと思つて、大変心配しながら実は今質問しているんですが、総理、譲与税の話が出る、最近の交付税の中における政府の後始末と言つてはおかしいですが、による交付税への算入というのは非常に多いのです。例えば一律カットがそうでしょう、あるいは利差の特の交付税への算入がそうでしょう、などと言いますと、私の計算では、これは自治省の正確な数字、こつちにメモがありますが、一兆三千億超えるでしょう、後年度への送り、交付税への算入を含めまして、いわゆる交付税そのものが、総理が言うようにいわば地域の自主的な経済あるいは財政あるいは環境づくりそのものだと、いわゆる独自の財源だと理解をしながらも、そこに余りにも補助金要素がある、あるいは国の支配的要素というものが食ひ込んでくるものですから、どうしても懸念が出るのです。

ですから交付税で、あるいはシャウプさんが言った当時の平衡交付の要素というものは、御案内のようにむしろそれは基準行政といましようか、そういうものを確保するためには低位な府県は上げて云々という、そういう要素を持ちながらの導入だったわけですが、今日ではどうも交付税そのものが、いや交付税にカウントするから一律カットは認めてほしいとか、利差の特などについては交付税でやがて後年度算入するからということ、これははいっぱいになるかわかりませぬけれども、大蔵大臣と自治大臣とよく覚書を結ばれて、覚書を結ばれたに私は冷や冷やして思つておるんですよ。だって一律カットのときだってそうでしょう。あれは単年度限りですよ、一年限り。それがまた延びてまた延びて、こつしが期限ですから。

借金だつて一カ月待つというものを三カ月待つてくれと言つて、三カ月待つて返さなかつたら文句言いますよ。そういう要素が多いのです。ですから、私は第八の懸念がの場合出てくる、こう思うのです。

これは議論しても切りがありませんからこの程度にとどめますが、八つ目の懸念をいみじくも總理もそう考へていらつしたということ、ぜひこれからいろいろところで発表されるときには八つの懸念を表明されて、八つの懸念を解消するためにはどうするかという策もぜひこれは出していただきたい。先ほど言いましたように、交付税そのものがそういう要素になつてくる要素を排除するためにはどうしたらいいのかといへば、地方固有の財源、税目をどう国から地方に移譲して、そこに財政的な条件を整備してやるか、私はこのことが非常に重要ではないか、こう思うのです。

そこで、これは今度は大蔵大臣にお聞きしたいのですが、どうなんでしょう。今總理がずっと歴史の過程の中で所得、消費、そして広く薄くと、こういう話がありました。税のかけ方としての歴史的な経過はそれなりに私はわかつたのですが、この間、日本の産業構造、社会変化は大変です。私の記憶でいけば、昭和二十八年ごろから我が国に特例という措置がだんだんと拡大をしていったわけです。この特例という措置を当時の経済状況から今日の経済状況まで比べてみますと、経済の発展というものと合つています。

例えば朝鮮動乱後、私なんか石油化学の会社で働いておつたわけですが、石炭から石油へという、花開く産業時代という時代がございました。そして、その石油産業が次に今度はコンビナートというシステムになつて、ここでは鉄鋼、石油、電力、化学というコンビナート地帯ができてくる。コンビナート地帯ができてくると、ここにまた特例措置が生まれてくる。特に工業コンビナート地域をつくるための土地税制などが緩和されてくる。そして今度はそこから出た製品が、内陸工

業地帯に発展をして、内陸工業地帯が發展をする中でいわゆるハイテク産業が根づき、發展をする。そして日本の産業は鉄鋼から軽薄短小という産業に変化をしてくる。この間に、それぞれの段階で特別措置があるのです。私は、それはあつてもいいと思うのです。時には日本の経済を活性化するために。今日でも韓国などではそういう制度をとつて産業の活性化を求めていく、あるいは雇用の確保をするなど政策的な要素はあると思うのです。

ところが、一番問題なのは、前にあつた特例、特別措置もそのまま置いたまま実はやつていくのです。ですから、租税特別措置と言われているさまざまな特権あるいは特例といふものが積み重ねられて、その積み重ねと勤労所得者の払う所得税とが不公平じゃないか。キャピタルゲインなんかもそうですね。あるいは土地課税に対する資産課税なんかもそうですね。私は、そういう特例、特別措置といふものが、経済の発展に応じて、あるいは日本の産業構造、消費構造に応じて税が変わるというのはいかにもです。同時に、この特例措置が変わつていくことによっていわゆる課税ベースが変わつていく。この課税ベースの変つたことに着目して課税ベースを広げる、こういう策を今日の時点ではとるべきではないか、私はこう思うのですが、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 シヤウブ税制当時の昭和二十五年におきます我が国の産業構造は、一次産業のGNPに占める比率が二六%あつたようでございます。ただいま二・八%ぐらいでございますから、それはもうシヤウブ税制以来大変な国の変化がありましたことは御指摘のとおりでございます。

そして、今おっしゃいましたような段階段階で、確かに租税も政策的に従ひまして、いわゆる租税特別措置法等で特例をいろいろに設けてまいりました。それは国の今日の発展に役立ってまいりましたと思ひますが、加藤委員の言われますように、ともするとその特別措置が既得権になりまして、それを受ける納税者、業界等々からい

えば、一遍与えられたものはなかなかそれを放棄しないといったようなことは、ともすれば確かに過去においてもございました。私もその理を整理をしたいと思います。当然のことでございますが、ややつてまいりまして、毎年やつておりますけれども、毎年のようにスクラップ・アンド・ビルドのようになつてまいりまして、何年目かに大掃除をしたりしてまいりまして、たゞいま一番大きな部分は中小企業に關連するものであると思ひます。それから最近で申しますと、エネルギー関連であるときもございまして、環境関連であるときもございまして、そのときどきの政策需要をこの措置法の中で取り入れてまいつております。で、さうだけ、おっしゃいますように新しいものが入り用であれば古いものはそのときに処理していくというところで進まなければならぬと思つておりますが、ともすればたゞいまおっしゃいましたようなことがあつてございまして。

○加藤(万)委員 我が党の村山委員が資産の増価額についていろいろ御質問をいたしまして、これらも同じ資料に基づいてから数字的な根拠は同じですが、日本経済研究センターが出した六十一年、六十二年の株あるいは土地の増価額は六百十九兆円、こう言われているわけですね。この六百十九兆円、今日消費需要をどうとらえるかという場合に、GNPから来るものとえ方だけでは当然不足だ、こういうふうないわゆる資産の増価額によつて起る消費といふものが日本のこれから景氣を支えていくだろう、相当長期間支えるだろう、こう一般的には言われております。ですから、よく大蔵省サイドで聞かえてくる、いや、これは単年度増収ですという言葉は、私はその範圍においてはちよつと聞く耳を持たないわけです。

いずれにしても、私はこの資産増価額といふものは消費に拡大して来る。消費に拡大してきて、そこに税目、税収があるから、大蔵大臣、これもまた塀の上で話をするんですが、地方財政は今年八千九百億円のマイナスです。いわゆる今度の増減税といひましようか、を加えてプラス・マイナス地方財政は約八千九百億円の財政が不足だ、これは自然増収で賄う、一言で言へばそういう体制。自然増収で賄うというお金、要するにそれだけ自然増収がふえるだろうというお金は、もちろんGNPもそれなりに伸びるでしょうが、この資産の増価額から来る消費市場への波及、それから来る税の増収、自然増収、こういうものを見込まれていられるんですよ。でなければ八千九百億円なんという金は今の地方団体では持てません。御案内のように地方団体は今地方債、公債、交付税特会借入を含めて六十六兆九千六百七十七億借金です。それから、私は仮に百歩譲つてそれを認めたとしても、それならばこれの資産増価額に対して何で税の課税ベースを広げないんですか、こういう議論をしたくなるんですよ。どうですか。

○宮澤国務大臣 せんだつて村山委員から、その資産の問題についての御指摘がございました。あのときのお話、つまり土地でありますとか株式でありますとかの非常に大きな、いわば名目的な価値の膨らみがあるというところのお話であつたわけでございますが、私もあのとき申しましたのは、そういう名目的な価値の膨らみが譲渡所得の形において税収にはね返つていくという、その部分は確かに相当大きいわけでございますが、それはいつとどのものであらうということを申し上げたわけでございます。

他方で、今加藤委員の言われることも私は眞実だと思ひます。そのように資産が増価すれば、いわば平たい言葉で言へば、懐が暖かくなればそれだけ消費も大きくなるだろう、限界消費性向は確かに大きくなるわけでございます。それはそういう形で、何と申しますか消費にはね返つてくる、それは私はそのとおりであると思ひます。かなり長い時間でございますけれども、それだけ懐が暖かくなれば消費水準は高くなるだろう、ということ、もう私はそのとおり、それが資産

効果と言われているものだと思いますが、それは確かに長い時間という状況で徐々に税収にはね返ってくると思えますけれども、前者はいつときの譲渡所得によってその関連の税収が非常に大きくなる、所得税、譲渡所得でありますとか、あるいは有価証券移動でありますとか、相続税でございますとか、それはいわばいつときのことである、こういうふうに分けて考えていくべきかと思ひます。

○加藤(万)委員 消費の中には、私は資産分も含まれてくると思うのです、生活の消費という意味でなくて、例えば今日の金余り現象が土地投機に回つて、それは譲渡益もそれれ出ますよ、一時的であるかもしれないが、それを常に業としてゐる人は、そこにおける利益というものが出てくる。さらにその利益によつて次の拡大投資を行つてゐる。

自治大臣が見えますが、今一番困つてゐるのは公共用地でしょう、地方団体で。特に、私は神奈川県です。この前東京都下の市町村を調べてみましたら、当初予算に対して用地費が三〇から一〇〇ですね、プラスを加えないととも用地が買えない。ある都市などは大変工夫してゐまして、土地を取得しないで公共事業が何ができるだろうか。そうしますと、学校の用地の下側に地下の何かをつくれればよいとか、あるいは道路の下側に下水道を、少し曲がるけれどもそこへはめ込めば土地の用地取得費は幾らか減るとか、大変苦勞してゐるんですね。いわばそういう形で出てくるものと、ところになぜ富裕税がかけられないのでしようか。土地に対する税、いわゆる譲渡所得、譲渡する場合の所得と同時に、長期間土地を保有している者に対する税率を変更した税を付けていいんじゃないですか。そういう形も私は地価鎮静化の一つの方法である。

同時に、それが地方団体の公共事業に多少でも、多少というか、私は相当プラスになると思つていますが、そういう方向性というものはこの際私はとられるべきではないか。消費から来る税収

が自然増収として拡大する。したがつて、今度の財政でプラス・マイナスでいつて地方団体は八千九百億円ほどマイナスになるが、それはまあ長期的に埋めていこうじゃないか、埋まるだろう。ならば、同時にそういう意味で、先ほどからずっと話しておきますように、社会状況の変化に伴う課税ベースというものをいま一遍ここで見直してみよう。私は、不公平税制の是正はそこから出発だと思ふのです。そこから出発をして、さてそれで足りない財源はどうするかという、この議論なら何ほでも乗りますけれども、どうもそこだけ置き去りにして、世に言う消費税最初に取りききという議論では、どうも私どもは納得することはできない。どうでしょうか。土地に対する税といふものがこの際いま一遍そういう意味で見直されておるべきだと私は思ひますが、大蔵大臣、どうお考えでしょうか。

○宮澤國務大臣 富裕税というお話がございました、御記憶のようにシャープ勧告ではこの富裕税といふものが勧告されました、五百万円超の純資産に対してある程度の課税をしるということではないかといたしました。けれども、どうもこれは当時の状況もあつたかもしませんが、うまくいきませんで、結局間もなく廃止をいたしました。

今のお話を承つておまして、私はそれを富裕税と呼ぶことも、そういう資産の取得、保有それから譲渡についてはおのおのやはり今いろいろ課税がある。仮に土地などで申せば、固定資産税であるとかあるいは特別保有税であるとかいふものがございまして、そういうことで私はある意味で今の今おねらいになつていらつしやる目的は達しておるのではないかと。あえてそれをまとめて、富裕税といふ形でまとめてやるかやらないかといふことはなかなかやはり問題がありますし、おのおのことでやつていけばそれでその目的には沿つておるのではないかと。いふふうに私としては思ふものでございします。

○加藤(万)委員 今おっしゃつたような譲渡益課税を他の面という、それも方法ですね。

そこで、例えばこれは話ですが、固定資産税に對する土地評価額の問題について、いわゆる一物二価、あるいは四価、こう言つてもいいのです。が、路線価その他を含めまして言いますと四価ぐらゐるわけですね。公示価格あるいは路線価、相対価格の場合の評価額は路線価ですね。そして実勢価格と、こうあるわけですね。この幾つかある価格に對して、この際やはり路線価と言われるのは低過ぎるのではないかと、余りにも税に對する制度として緩和といひましようか、あるいは優遇ではないか、公示価格では少し高過ぎるのではないかと。いろいろ意見があるのです。

どうでしょうか。この際、大蔵大臣の言葉を受けての話をしますが、そういう土地資産にかかわる税を富裕税といふもの、ちよつと否定的です。あるとすればそういう面での価格、いわゆる標準価格、一物二価といひましようか、それをなるべく社会的に見て公平さを保証されるような価格に近づけるという意思はございませんでしようか。

○宮澤國務大臣 固定資産税のように毎年反復して納めます税金と比べますと、相続税は一生に一遍と申します。何度しかない税金でございまして、やはりそこで評価の基準といふものが違つてくる。殊に相続税の場合には大きな税金を納付する、その場合に評価された資産を売却して納付するといふことがしばしばございしますので、いわゆる市場で売れる、すぐにでも売れる程度の評価をしておきませんと、余り高い評価をいたしますと売却ができな、税金分が調達できないといふことがございします。そういうことで、相続税の評価は独特のやや低い評価をしておるといふことと承知しておりますけれども、おっしゃいますような議論は政府内部にもあり、審議会にもいろいろございまして、全部が一本にならぬでも何とかその間の調整がもう少しできないかといふことは、政府内部でも検討いたしておるところでございします。

○加藤(万)委員 大蔵大臣、先ほど私と総理のやりとりの中で、応能、応益という問題、同時にそれが地域民主主義という一種の政治哲學的要素、やりとりをしてみたのです。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕
外形標準課税、これは私はやはり今再検討すべき時期に来ているというふうな気がするので、外形標準課税は、しばしば地方の事業税の中に取られてしまつて地方におけるという議論、これはあつたことは御案内のとおりですね。赤字企業の場合に、いや、それは法人税ないし事業税であれば均等割、それで措置をする、このことも地域条件から見ると極めておかしいといひましようか、あるいは制度としてとつておいてしまふべきではないかなという意見があるのです。

私のところなんかは、京浜工業地帯その他抱えてありますから、率直に言つて赤字の大企業がないわけではありせん。ところが、そこには何千人という従業員がいて、地域的な行政サービスを受けてゐるわけですね。これは均等割、均等割の事業税といひましようか、ただ火災があれば消防が出る、従業員の人が何かあればレクリエーションの広場を市立の公園で用意したりその他でやる、そういう行政サービスを受けながら、税の面では外形的な要素に基づく税といふのは一切ない、どうも不均衡ではないか。先ほどの地域における応益的な要素を基準とするならば、外形課税といふ議論は当然あつていいはずだし、私は制度として取り入れるべきものではなかつたかと思ふのです。

どうですか、大蔵大臣。今度六十一年の税調の答申がออกมาして、外形標準課税につきましては、国税における大型間接税の關係で先送りすべき、あるいはその中に取り込むべきであつて云々といふことで、外形標準課税はこれで打ち切りですか。これで落ちこぼれてしまつたのですか。この答申をお読みになつて大蔵大臣、見解、どう思ひますか。

○宮澤國務大臣 地方税のことについては、あるいは自治大臣から御所見があらうかと存じますけ

れども、国税で申しますと、確かに法人が社会的にいろいろな便益を受けておるのにもかかわらず、法人税を納めていないというようなケースをどう考えるかということですが、私も、私どもでなかなか踏み切りがつかないのは、法人税といふのは所得課税であるといふやうにやはり考えざるを得ませんのですから、所得がない場合に課税ができるかという、そういう問題はどうしても避けて通れない一つの問題になってくる。

そこで、それならば、法人そのものの赤字と言われるその赤字の内容が果たしてまことに適正であらうか。例えて言えば、交際費などはどうなっておるかとか、いろいろその辺には検討の余地がきつとあるであらう。現にこれは、土地問題との関連でござい、ますけれども、急に要らない土地を買って持っておいてその金利は経費になる、その結果赤字になるということなどはちよつといかがなものだろうかということから、これは今回改めることにお願いを申し上げておるわけでございしますが、そういうようなことで、あるいはまた執行面で中小法人を調査いたしますと、今まで赤字で処理しておいたものが実際には否認するものがたくさんあつて赤字になる、これは執行面でございすけれども、そういうこともしなければならぬ。そういうようないろいろな方法で、今赤字だと言っているものがそのまままで通つておる。それに幾つか執行面にも、あるいは場合によりまして立法面にも工夫の余地がないかということ、私も問題意識として持っております。

○加藤(万)委員 執行面というか、私は先ほどから言つていますように、公益的な、応益的な場における企業課税という原則に照らして、やはり外形標準課税といふものは一通りしてみて議論する価値のあるものだ。大蔵省で、何か今度大型間接税が入るから法人事業税も検討し直すべきだなどという逆の議論があると私は聞いておるのです。これはうわさ程度なら結構なんです。そうではなくて、先ほど僕が何回も言っているように、地域におけるそういう行政サービスを受ける

ものに対して何を法人が社会的負担として行ふのかという、その視点から見ると外形標準課税を事業税に取り込む、これも一つの大きな意見としてあるわけですから、そういう立場で、それは大蔵大臣が言われるように、土地の取得に対して借り入れをした分の金利は今度は認めないなどと言ふ。みみっちいですよ。

それよりどうですか。交際費に手を入れたらどうか、あるいは宣伝費に手を入れたらどうか。三兆円以上でしょう。そういうものを求めていく姿勢が、技術論的に、今言つたような執行面においてやるならば、その行きつく先が大型間接税で、今度は法人事業税関係も吸収してしまおうかなんというものと、それから、いや、外形標準課税の方へいこうとするものとの意識、意欲の差になつてくるのです。私はそういう意味で、この六十一年度の税制の答申というのは非常に不愉快というか、あつてはならないような答申だつたなという感じがするのです。御案内のように、昭和三十一年まではこの議論があり、税調あたりでも外形標準課税問題を地方の舞台における税収として考えるべきだといふ、そこまでの議論があつたわけですからね。そんなことを考えてみると、この際、外形標準課税の問題をいま一通りとして、永遠に葬り去るというやうな方向ではない検討をぜひお進めいただきたい、こう実は私は思います。

次に、これは大蔵省と自治省の財政の当局者にとつと聞きをしていただきたいのですが、所得税の課税最低限と住民税の課税最低限、数字はたくさんありますけれども拾い上げてみますと、例えば昭和五十四年、所得税を一〇〇にしますと、住民税は七三です。昭和六十三年をとりますと、課税最低限の所得税と住民税の比較で八六・三です。今度法改正をされているのをちよつと私試算してみたのですが、六十四年度が七〇・三、六十五年度が八五・一、こうなつていく。これはあとはいいいですが、この差、いわゆる所得税と住民税の課税最低限の差、これを議論することは意味があると

思いますか、ないと思いますか。これは大蔵省の財政当局者と自治省の財政当局者にお聞きしたいのです。

なぜかと言いますと、いや差は問題じゃないのですという議論があるのです。所得税は所得税の課税最低限のとり方があります、住民税は住民税独自のいわゆる課税最低限のシステムがあります、したがつて、それを比較するのは余り意味がない、こういう意見がよくあるのですが、両方の財政当局者からちよつとお答えいただきたい。意味があるのかどうかでいいです。

○水野(勝)政府委員 所得税と住民税は、同じように所得に対して課税をいたしておりますところからいいますれば、その比較ということも意味があるかと思ひます。しかし、やはり同じ所得を課税標準といたしましても、所得税と住民税にはおのずとそこに、例えば負担分などでございすとか、そうした考え方の差はあるかと思ひます。それから、それをただ機械的に比較して、同じでなくてはいかぬとか、このくらいの比率でなくてはいかぬといふところまで言えるかどうかにつきましては、一概にはなかなか言えないかと思ひます。

○湯淺政府委員 所得税と住民税におきまして課税最低限につきましては、ただいま大蔵省から御答弁がございしましたとおり、それぞれ税の性格が違ふわけでございすので、住民税におきましてはいわゆる負担分任的な要素が非常に強い。それから所得税におきましては、所得再配分という機能が強く出ているということでございますから、これを一概に、所得税の課税最低限が幾らだから住民税の課税最低限は幾らでなければならぬ、こういうような比較の仕方はできないのではないかと

いうことでございす。

○加藤(万)委員 まあ結果的に言えれば余り意味のない議論だ、こういうことですね。私は、そういう見方がされるのが非常に遺憾なのです。意味のない議論をして意味があるのですよ。なぜかと言つと、これは一つの例ですが、地方税における住民税の課税最低限の引き上げは、減税の中か

ら課税最低限を引き上げている例はもろん多少はあります。それよりも、生活保護費の上昇によつて課税最低限を引き上げざるを得なくなつたのじゃないでしょうか。ですから、課税最低限の、国が減税を行いますと住民税との差が縮まるのです。これは当然ですね。そういう技術的な要素があります。

ただ、住民税の課税最低限を決める、ここ二、三回といひましようか、四、五回といひましようか、私が聞いている範囲では、いわゆる課税最低限の非課税限度額を引き上げる措置といふよりも、むしろ生活保護費の上昇に伴うものに見合うものとして課税最低限を引き上げている、そういう要素が非常に強いのです。これはよくよく考へてみますと、一言で言えども地方税減税が行われなかつた結果じやなからうか、そんな感じがするのです。今言つたように課税の仕方が違ひますから、それを差として議論することは余り意味がないけれども、どうしてその差が縮まつてきたのだろうかということも吟味していきまうと、地方の住民税の課税最低限、いわば減税といふものがなかつたことによつて、まあ生活保護費がこれだけ上がったから、それ以下に下げてその部分にまで税をかけるのはどうもせつない。したがつて、その部分を引上げて住民税の課税最低限にしている、こういう経過が非常に多いですね。

例えば六十二年度の減税問題もそうですが、今年度減税になりましたね。今年度減税になりましたけれども、今年度の減税に対して地方税減税、住民税減税はありせんね。これは六十二年度です。ちよつと年度も変わつたら失礼ですが、六十四年度まで地方税はある一定の段階で減税するということになっておりますから、それがあつた六十三年度の所得税減税に見合うものとして六十五年度、地方税でいきますと六十五年度になります。その減税はする必要があるんだというので、従来の六十四年度分の減税で間に合はせると言つてはおかしいですが、それでつじつ

まを合わせたわけですね。どうも減税という問題をとらえるときに、地方税減税、住民税減税をどうするかという問題が余り前に出てこないのです。そして、やや追っかけるように多少の減税はやるけれども、むしろ課税最低限を引き上げるものは、減税という要素よりも、今言ったような生活保護費からくる課税最低限の引き上げという要素が多い。ここに政治家が着目しなければならぬ問題があるのじゃないか。

先ほど言われましたように、事務当局、いわゆる官僚の皆さんから見れば、その差は余り議論しても意味ないことですよ、こうなりますけれども、政治家という立場で見ると、なぜそこが縮まってきたのか、あるいはなぜ拡大するのか。例えば先ほどの、六十四年から六十五年にかけての地方税との比較がこれだけ変わってきたという今度の問題点なんかも、まだ私は検討していませんからこれ以上のことは言えませんが、何かここにそういう我々が考えなければならぬ政治的要素があるような気がしてならないのです。

どうですか、自治大臣。これは自治大臣にはちよつと無理でしょう。今言った課税最低限の問題は、地方税と国との関係の中で、政治的に地方の住民税の課税最低限を見ていくという目的が必要であり、それが結果的に国の減税と地方の住民税減税がある意味においてはバランスのとれた減税の姿勢になってくる、私はこう思うのです。そういう方向をとるべきだと私は思いますが、自治大臣の所見がありましたら、ひとつ聞かせてください。

○梶山国務大臣 税金全般から見ますと、国と地方それぞれ目的が違いますが、整合性を得なければならぬ関連性の強い税制であろうかと考えております。

ただ、今住民税と所得税のいわば連動の問題でございしますが、どちらかというと先生御指摘のように地方税、特に住民税等を考えますと、いわば負担分任の性格が強いわけではございませんから、国の所得税、この所得再分配機能という問題とは

ある一面で異なることはやむを得ない。そういうことから考えますと、私は必ずしも国税で行う減税にスライドして地方が減税をしなればならぬというふうに一義的には考えておりませんが、しかし受ける住民側からいえば、国、地方を通じて連動される方がいいし、国税が安くなつて地方税が高いということに対する矛盾、不満が助長されることもいかなるものかと思ひますから、いわば足して二で割るというか、折衷案的なものがあつてしかるべきだというふうに考えております。

○加藤(万)委員 優等生答弁でございしますが、先ほど私ちよつと間違えましたことが一つありますから訂正しておきますが、生活保護費が上がって非課税限度額が引き上げられて、本来課税最低限が上げられる部分が上げられなかった、そういう意味でございします。ちよつと取り違えましたので、訂正をしておきます。

課税最低限が上げられなかった一番の原因は、やはり地方財政が豊かでないということですよ、これは何だかんだ言つても。しかし、生活保護費は国の方で決めて、これだけ生活保護費が上がりましたというのに、それ以下の人に地方税、住民税をかけることはできないわけですよ。したがつて、先ほど言った非課税限度額だけを引き上げて、そしてつじつま合わせをしたというのが本当のところでしょう。となると、政治家として我々が考えなければならぬのは、いわゆる地方の財源不足という問題に対してどう考えていくのか。同時に、自治大臣の言葉をかりて言えちやうど中ほどのこのことも含めてですが、バランスのとれた地方税減税というものがそういう配置の中で行われていく、このことが必要ではないかと思うのです。

さて、大蔵大臣、私も実は見解が出なくて困つていのですが、大蔵大臣の見解を聞きたいのですが、所得税と住民税のあり方、これを一つのものとしてとらえて、これからの日本の税の合理化を図るべきだという意見が実はあるのです。今自

治大臣が言つたように、地方の財源はまたその地方の状況においての税体系であるから、住民税は地方の税体系の中における税率として物を見るべきだ、こういう意見があるのです。大蔵大臣、もしおとりになるとすればどちらをおとりになりますか。これからの日本の所得税と住民税との関係においては、一体化という方向を強めようという意思あるいはそういう見解か、その辺をちよつとお聞かせただけませんか。

○宮澤国務大臣 どうも私、両方総合的な立場に立つて考えていないわけではございませんが、今与えられた職責から言いますと、国税の方の責任大臣だということにならざるを得ないものでございしますから、多少このお答えが歯切れが悪いのでございしますけれども、本来国と地方との行政、財政の再配分ということはいかにはしなければならぬ仕事でありながら、なかなかそういう声がありましても根本的な再検討が行われたことがございしません。今のお話はそういうことの二環として考えられるべき問題であらうと思うわけでございしますが、ただ、そういう前提がなかなか相立ちませんので、そういうことになれば、どうもやむを得ずと申しますか、成り行き今のような制度を続けていくということではないかと思つております。

○加藤(万)委員 これは私自身も勉強したいと思つていてはいる課税でもあります。大蔵大臣、私は、不公平税制、課税ベースを広げることに、同時に日本の税体系というものを我々はこの際真剣にお互いに討論してみ、あるいは勉強してみることが必要ではないかと思うのです。ですから、一定の政府の政策の中における大蔵大臣ですから、財政問題としての方向性といひましようか、あるいは私どもに問題を投げかけてもらふような一つの提起といひましようか、そういうことをぜひしてもらいたくないという気が実はするのです。これは後で、この次いつになるかどうかかわかりませんが、どここの所得の部分が今度の法改正によって減税額が多くなるだらうか、こう見ますと、実は地方税と国税とは少し

百万ばかり単位が変わつてくるのです。五百万前後のところが一歩減税が多くなつていますね、政府が考えておられるところは。ところが、地方税にいくと六百万ぐらゐのところが多くなるのです。これは何でだらうか。これは税率の問題を含めて、自治体の方から県民税、市町村民税、この話がありますので、これを含めて私は言つてゐるのですが、それと所得税のあり方というものを本格的に我々が議論することがどうも必要になつてきたというふうには実は思ふのです。これはいづれ議論のときに大蔵大臣の見解も、今の改正とか何とかという視点に余りとらわれずに十分我々と議論してもらいたい、ここだけは要望しておきたい、こう思うのです。

さて、補助金カットの問題はどうも歯切れが悪くて困るのですが、自治大臣、最初に自治大臣に聞かなければだめですよ。サマシーリングではこれはペンディングになりましたよね。そして、十二月に各省大臣との間で話し合ひをして、いよいよ約束事を守つていただければ、私はこう確信をしておるのですが、自治大臣の見解をひとつお聞きしたいと思ふ。

○梶山国務大臣 再三地行その他でお答えをいたしておりましたが、国庫補助負担率の引き下げ問題は、国の極めて厳しい財政の事情を背景として、また内需拡大をしなればならぬという対外的な配慮というか、景気のいわば外需依存か内需依存かという問題をめぐつての結論として、六十三年度までの暫定措置として行われていることは御案内のとおりでございします。六十四年度以降の補助率負担の取り扱いについては、原則としてその補助負担率に戻すべきものと考えております。しかし、具体的には六十四年度の予算編成時までに関係省庁の協議で定められることとなつております。

自治省としては、各事業の性格、国庫補助負担制度の意義等を踏まえつつ、国としての責任が全うされるように、また地方財政の健全かつ安定的

な財政運営の確保が図られるように検討を進めてまいる所存でございます。

○加藤(万)委員 大蔵大臣、今年度の地方財政計画は、財源不足額が御案内のように一兆七千二百五十九億、このうち国保の新しい制度等で六百億円別枠になりますから、補助率のカットによる財源不足額は一兆六千五百六十億ですか、それがなかりせば地方財政はプラス・マイナス・ゼロ、率直に言って相当絞り込んだ地方財政計画をつくっているとは私は思うのです。各地方団体が、これもやりたいあれもやりたいという事業をそれぞれカットして、そして財源に見合う、私に言わせればどうも上からこの枠内の財源だからこの中で全部歳出計画をつくれと言われたような気がしないわけではありませんが、結果としては地方財政はプラス・マイナス・ゼロ。ところが一方、補助率カットの分だけが財源不足になるのです。初年度目やったときに当時の自治大臣は、これが一年で終わらなければ腹を切ります、こう言われたのです。腹を切られる前に首の方がどこかに行ってしまったのですが、どうでしょうか、もう三年ですね。自治大臣、大蔵大臣との覚書があり、その後三年のお約束をし今日になっているのですが、今大臣から答弁がありましたように、年末段階でこの財政、予算を打ち合わせすると言うのですが、大蔵大臣の見解を聞きたいと思う。

○宮澤國務大臣 御承知のような、また今自治大臣も言われましたような契機がございまして、三年間の暫定措置としてやらせていただきました、その三年が終了するということは御指摘のとおりでございます。したがって、これ以後の問題につきましても、今後の諸情勢の推移あるいは国、地方の財政、行政事情、行財政の役割分担のあり方等々、そういう問題を考えながら関係省庁とできるだけ早く協議をいたしまして、年末、予算編成までの過程で対処してまいらなければならぬと思っております。内々では少しづつ関係省の間で意見交換をいたしておるところでございます。

○加藤(万)委員 大蔵大臣、今度の税制改正の中の増減税問題、地方財政、まあ仕組みとしてありますが、この問題とは切り離してこの問題をやらせますか。今お話の中では、財政のいろいろな状況を勘案して十二月にやります、こうおっしゃっています。そのいろいろな事情の中には、今度の税制改革による地方財政と国との入りと出があります。一方では譲与税、片一方で地方交付税、一方では地方住民税の減、片一方の間接税の減でバランスをとっています。バランスをとられて、表がありまして、その中に含まれたものとして一律カットの問題は議論されるのですか。それとも、それとは別です、私は当然そうだと思うのです。答えは、これは別に三年前からの話です。すからね、それを今度の税制がどうなるかわからないときに、その中に繰り込んでなんという話にはよもやならないと思いますけれども、どうですか、大蔵大臣。

○宮澤國務大臣 このたび御審議をお願いいたしております税制の根本、抜本改革におきましては、国及び地方税のおのづかについて御審議をお願いしております。当然その間の財政の関連も考慮いたしました上で御提案をいたしたものでございます。

私も、できるだけ速やかにこの税制改革をやらしていただきまして、六十四年度はその前提の上に立ちまして予算編成等々も考えさせていただきます。これは一般論でございますが、そういうふうな基本的な構えで考えておりますので、ただいまの問題も、したがってそういう前提、背景のもとに検討をしつつある、また、いたしていきたく思っております。

○加藤(万)委員 税制問題が議論されたのは、それは中曽根さんの売上税以来ありますよ、本院で。しかし、補助率カットの問題は、全くそういう意味とは、まあそれは全くとは言えませんが、とも財務的なつながりはあるんですから、しかし議論としてはもう済んだというか、三年で終わっただけで、それは税制改正が

どうなるか、その中の財源配分はいろいろあるけれども、しかしこの部分については、補助率カットの部分についてはお約束とお守りしますという、それを取り込んでどうするかということはありません。削減を復活させて、補助率カット分を復活させてこれをどう取り込むかということはありません。けれども、これは自分自身はもうそれで結論が出ています。そうじゃないんです。この全体の財政計画の中で考えることはわかりません。しかし、この部分については確実な確保します、それで穴が仮にあいた分はどうか、これは別途考えるにしても、これは自身は確約できるんじゃないですか。大蔵大臣。

○宮澤國務大臣 申し上げておりますように、この問題は関係省庁の間で検討を続けまして、予算編成の過程で結論を出したいと思っております。でございますが、その背景として何を考えておるかというお尋ねでございますので、政府としてはその背景は、御提案をいたしました税制改革というものが成立して、そういう背景を前提として考えている、こういう意味のことを申し上げておるわけでございます。と申しますのは、税制改革がございせんままの背景と税制改革を行いました後の背景とは、中央と地方の間の財源関係等々が御承知のように変わってまいりますので、したがって、そのような背景を前提にして協議を進めていきたい、こう申し上げておるわけでございます。

○加藤(万)委員 これ以上追及してもお答えは出ないと思いますが、総理、今度の七つの懸念の中で税の逆進性の問題について大変触れられております。いわば低所得者といましようか、そこが負担がかかることについては大変懸念がある、逆進性の問題について触れられております。この被害を一番受けるのは生活保護世帯ないしは年金生活者等でしょう。この補助率カットのうちの少なくとも生活保護費は直ちに還元すべきだという意見が各界から出ています。いわゆる地方制度調査会その他からも、公的なものとしてそういう

意見が表明されているわけですが、私は、総理がこの逆進性に対する懸念を排除される最大の国民への信用といましようか、あるいはその確証を裏づけるものは、この補助率カットの、なかなか生活保護費はもとに還元します、このことだと思っております。この確約はできますか。

○竹下内閣総理大臣 今のお話を聞いておりますと、覚書を書いた大蔵大臣は当時私でございまして、肝に銘じてこの御意見を傾聴しておるところでございます。

この問題は、昭和六十三年の十二月二十一日、私と古屋さんとの覚書でございます。したがって、補助金問題関係関係会議をやりまして、生活保護の御質問でございまして、三年間は十分の七として、その後のあり方については改めて大蔵、厚生、自治の三大臣が協議して定めること、そういうふうにして措置をいたしたわけでございます。したがって、今宮澤大蔵大臣から総括的に補助率問題についてお話がございましたが、そういうものの一環としてやはりこれは結論を出されていくものであろうというふうに私自身考えておるところでございます。

ただ、あのときも御議論したような記憶がございしますが、要するに、全額国費であった時代、占領軍から言われて、それから二十二年でございまして、たしか奥野事務官が一生懸命反論をした記録とか、そういうことで八割に、五分五分、七、三、八、二というふうないろいろな議論が行われて、八、二が長い間定着してきた数字であるということは私も十分認識はいたしております。したがって、総合的にこれが解決されるのは、その三大臣の協議、そして総括的には今大蔵大臣からお話がありましたことに尽きるのじゃないかというふうに思っております。

○加藤(万)委員 もうこれは尽きている議論でありますから、今たまたま総理おっしゃいましたように、長いこと大蔵大臣で覚書をたしか私の記憶では二度か三度も結ばれていると思うので、証文もこのくらい出すと多分実行してくれるものだと

私は思いますよ。

總理、御案内でしようけれども、生活保護費は市が配りますね、配分します。それから、町村は県が配分しますね。最近、九州とか北海道の過疎の地帯、しかも人口が減って市がなくなり、市の人口がいれば三万五千とか、標準人口が下がっている市があります。生活保護費が下がっており、ないのじゃないか。あるいは地方負担分がふえたために市町村が、それでなくても人口減で過疎になって財政力が弱くなる、そこで人口移動しているのです。例えば市から町村へ行っているのですよ。町村だと県ですから財政力がまだ余裕がある。そういうところに不正受給などが発生しているのです。大変市長さん、困っていますね。これはもはや我々が考えなければならぬ社会問題、政治問題でもあります。生活保護費を受給するために、確実に得るために住居を移動するなんていうことはあってはならない行為ですよ。私は、単に従来の覚書事項を復活してくれというだけではなくて、お互いに政治家ですから、そんなことで住みながら自分の地域を放棄しなければならぬ、本当にそういう人があるわけですから、そういう人がこの補助率の復活はないのではありませんか、そしてうちの市は財政力が弱くなつてやがて今度は九割になるのじゃないか、市の負担分が減つてしまつて七割になるのじゃないか、こういう不安、これだけは除いてほしいですね。年度末におやりになるということですから、ぜひひとつ今のことも含めまして、總理としても地方団体の所管の自治省と大蔵省との調整をきちとさせていただいて、証文どおりにお返しただく、復活をさせていただくということを強く要請をしておきたいと思ひます。

厚生大臣、どうも済みません。三十分ぐらいの予定でしたが、ちよつと三十分ばかりオーバーしてしまいました。社会保険の診療報酬について、御都合があるそうですから、まず厚生大臣の方に先にお聞きします。

算入問題など、社会的に非難の多いことは御案内のとおりです。厚生大臣、大臣がその業界、いわゆる医師会、歯科医師会などと接し、一番深いわけですね。今日、その非課税に対する国民的な議論があるにもかかわらず、そういう団体からは強くその制度の存続を求められているというの、一体どこにあるのでしょうか。そして、それに対して大臣はどのような御見解をお持ちでしょうか。

○藤本國務大臣 医療は、これは申し上げるまでもないことでございますけれども、国民の健康であるとか生命にかかわる極めて重要なサービスでございまして、そういう意味から考えますと、この医療を担う病院とか診療所の経営が安定していくということは、これは極めて重要な問題でございまして。

一方、医療の持つ公共性というものが他の事業に比べて極めて高いということにつきましましては、今御指摘のように医療を担う方々から強いその趣旨の考え方が表明されているわけでございます。現状における我が国の医療というのは自由診療が一割、それから社会保険診療が九割でございます。この九割の社会保険診療というのは、厚生大臣が決めた公定料金で国民に必要な医療を提供して、こういうことでございまして、国民の医療はその九割の社会保険診療によって支えられている、こういうことが実態としてあるわけでございます。まさにこのことを医療側は高い公共性を持っておるといふことの主張の根拠にいたしておるわけでございます。その高い公共性を持つ医療を安定的に国民の健康のために供給、提供していくということが我々の仕事であるわけでございます。そういう考え方に立ちますと、現在の税制における特例措置といふものについては、基本的な枠組み、こういうことについては私はこれからも維持されていくべきものであるというふうに考えておる次第でございます。

○加藤（万）委員 社会保険診療報酬については、経費の控除問題といふ一つは事業税の非課税問題と、二つの課題があることは御案内のとおりです。事業税の非課税についてはどういふ見解なんでしょうか。

○藤本國務大臣 これは学校医、また救急医療、そういう分野で極めて献身的な協力を地域におきまして医療側がしておるわけでございます。それから、そういうことから考えますと、農業であるとか医療といふのは事業税を非課税にするという今の制度といふものは極めて合理的な考え方ではないかというように考えております。

○加藤（万）委員 釈迦に説法ではございますが、厚生大臣、昭和三十六年の国民皆保険制度が始まって以来、我が国の医療機能といふものは大変いい意味では充実をいたしましたし、相当広範にわたって国民の健康と生命を守っていることは、私もそのまゝ認めたいと思つております。ただ昭和三十年以前、いわば終戦から三十年代の前半と云つていいのでしようか、その当時における医療機関の社会的な公共性といふものが、昭和三十六年以降、そして今日の状況などを見ますと、これは相対的なものですが、事業税を非課税にしなければならぬほどの公共的な要素、例えば私は減額はあるわけですから、さまざまな特例措置、減額措置がありましても、これを非課税にするほどの公共性といふものをこの中に見出すことはできませんか。どうでしょうか。

○藤本國務大臣 これは確かに非常に難しい問題だと思ひます。ただ先ほど申し上げておりましたように、医療といふのは他の事業と異なりまして非常に高い公共性を持っておるといふことについては御理解いただけておると思うわけでございまして、特に国民皆保険制度に協力をして、しかも国民医療の九割は社会保険診療が行われていて、その社会保険診療は公定料金のもとで国民に必要な医療を提供して、ですから、国民の医療はまさにそういう制度によって現在成り立っているといふことから考えますと、これは極めて高い公共性を持っておるといふことが言えると思う

わけでございます。そういう観点から、今の基本的な税制上の枠組みといふものはこれからも続けていっていかざるべきであるというふうに考えておるわけでございます。

○加藤（万）委員 公定料金で広範な層をという。医療の診療報酬については、検討を加えるべき時期だと私は思ふのです。これは社労の方の常任委員会でも議論があることで、すくなく避けまされども、問題は、だから税といふものに求めるのはどうも私はうまく合点がいかないのです。それならば診療報酬をどうすべきかです。あるいは過疎に於ける医療機能としてやつた場合に、安定的な医療供給をするためにはそれに租税特別措置が必要だといふならば、過疎医療をどうすべきかということでしょう。あるいはこれは自治大臣がいらっしゃいますから、例の自治医科大学なども、過疎の医師の養成のためにということが主目的でできておりましたけれども、最近では中都市あるいは最近の言葉で言う地方中核都市の医療機関のセンターを担う医師をどう供給するかという方向に変わつてつあるような気が私はしているのです。がしかし、本来過疎地域の医療の公共性を保つために医療機関の経営といふものを安定させようとするならば、税制の問題よりも、過疎におけるそういう機能をどう補助していくのか、そういうものに対する財政的な視点といふものが私は必要だと思ふのです。

ですから、厚生大臣のおっしゃっていることは総論としてはわかります。しかし各論になつてまいりますと、さてそれが事業税の非課税でよろしいのか、あるいはそれが減額でいいのか、あるいはそういうものを支えるとするならば、今幾つか挙げましたように過疎における新たなそういうものを補助する制度といふものを考えていく、そういう視点。私は診療報酬は決して高いと思ひませんが、今公定料金で安いと、こうおっしゃいましたが、かかる者にとっては、患者との関係が今あつた負担率ですから、これは高いと感じますけれども、しかしお医者さんからいへば、診療

報酬は私は安いと思いますよ。盲腸一つ切つて幾らか、お話を聞いて、なるほどこれじゃ安い。ならば、その部分は診療報酬の改定を何で埋めるかという話をしなければいけませんね。私は、そういう議論でありませんと本当の意味での税の体系上における不公平感、マル優、医師優遇税と言われ、国民的な非難といましようか、そういうものが解消できないと思いますよ。

厚生大臣、何か御用があるそうですから結構です。私の意見をお受けとめたいので、ぜひこれからの仕事をしたい、行政に反映していただきたい、こう思うのです。

自治大臣、事業税非課税について、今私が申し上げました見解を含めて、自治大臣の見解をお聞きしたいと思うのです。

○税務大臣 今回の税制改正においては、事業税を含めた社会保険診療報酬にかかる特例のあり方について国税、地方税を通じて見直しの検討を行ったところでございまして、ただいまの厚生大臣等の意見を踏まえた結果として、今回税負担の適正化の面で効果的な所得税、法人税及び住民税の概算経費率の所得計算の特例の見直しを行ったことは御案内のとおりでございます。

残念ながら、むしろ自治省側というか自治体側としては、事業税について税調その他の答申を踏まえて、非課税とする現制度を見直すべく最善の努力をいたしましたけれども、ただいまの御意見のとおり、社会保険診療の公益性、公共性に照らして一般の営利事業と同一視することはできないという意見もこれあり、引き続き検討を行うということになったわけでございますが、ただいま先生御指摘のとおり、医療実態を正當に判断をし、その実態に対応する制度をむしろ確立すべきことであって、税制上からの配慮がいかどうかというのか、こういうものも改めて検討しなければならぬという感じがいたします。

○加藤(万)委員 大蔵大臣、時間がありませんから単刀直入な御意見をお聞きたいのですが、今度いわゆる経費控除の問題、五千万以上で繰引き

をされましたね。経費控除です。今の医療機関が社会保険診療報酬として受けている額が、五千万以上はたしか三割じゃなかったですかね。二千五百万以上が四割、五千万以上が三割だ。今五段階制度ですね。今度は二段階に直そうとされているわけですが、私は、むしろ今の診療報酬の所得からいえば、現行制度の中で二段階であつてよかったというふうな気がするのです。これは私案ですが、三千万ぐらいで線を引いて二段階ぐらいのものにしたらどうか。それで、三千万以下は経費を何%にしますか、五〇%にするか、あるいは四〇%にするか、その辺のところは今度政府がとら

れているような方式によって課税をしていく、そういう制度が現行法の中でとられてよかったのじゃないか。野党側でもこの問題についてはいろいろ相談をしています。そして、やがて診療報酬を含めて各界、各業界にあるような税制度に変わるべきで、特別な制度というものは廃止をすべきではないかという意見が大方の社会公正世論になっているような気がしますので、これはまた税制改正のときに議論をさせていただきたいと思うのです。

そこで、総理にこの問題、事業税についてお聞きをしておきたいのです。

事業税は、今おっしゃったように自治大臣が奮闘されたのでしようけれども、結果的には見送りということになりました。事業税が市町村に入らないということは、確かに医療機関の持つ社会的責任あるいは学校医を含めた身近な我々の健康を守ってもらう人として理解はできますけれども、やはりずっと落ちないですよ。税というのは、不公平感がどこかに存在するとそこに集中して非難、攻撃が出て、せっかく医療機関で働く献身的な御努力がそういうことによつて事実裏目に出てしまう。あるいは裏目とまでは言いませんけれども、非難を蒙るという状況は排除されなければいかぬと思うのです。事業税の非課税問題について、総理の見解をひとつお聞きたいと思う。

○竹下内閣総理大臣 いわゆるお医者さんの事業

税問題というのは、自治大臣からお答えがありましたように、いろいろな議論の末引き続き検討する、こういうことに今なつておるわけでござい

ます。

私自身のさきやかな勉強の中では、最初お話しになりましたシャープ勧告のときの付加価値税といふのは、きょうも外形標準課税のことと御議論なすつておりましたが、あれはある種の事業税だつたと私なりに理解しております。したがって、事業といふものに對しての考え方が、全般的な事業の規模とかあるいは収益性とか、その当時から議論があつたから結果としてあの付加価値税といふのは、今の付加価値税とは全く違ひます、先生おっしゃつた、やや外形標準的な事業税とでも申しましようか、そういうものが結局採用されなかつたのだな。そうすると今の場合も、事業税といふのはやはり収益を生む事業と公共性の部門に對しての比較をした場合に、そこに差があつていふべきだといふ議論も私自身もわからぬでもないような気がいたします。したがって、私の乏しい知識からしても、結果としてやはりこれは継続審議と申しましようか、将来にわたつての課題として残つたのだなと、こういうふうな率直に私は受けとめておるところでございます。

○加藤(万)委員 ぜびそういう立場でひとつ再考をお願いしておきたい、こう思います。

固定資産の性格上または用途に対する非課税問題についてお尋ねをしたいと思うのです。特に建物の非課税などについてお聞きをしたいと思うのです。

国鉄、国有鉄道がJR、民間になりました。その結果として、従来の国鉄にかかつていた税がそれぞれ継承されてJRに引き継がれてまいりました。きょうはJR、NTTなどというところに焦点を当ててお聞きしたかったのですが、時間がありませんのでNHKの問題について、やや限つて御質問をしたいと思うのです。

NHKの場合の公共性、いろいろありますが、郵政大臣、NHKの公共性というものはどの範囲

のものだということにお答えになりますか。

○中山國務大臣 お答え申し上げます。

先般の国会で二十五年ぶりの放送法の改正をいたしましたわけでございますが、その第七条「目的」の項に「協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送を行うことを目的とする」といふような条文がございまして、豊かで、かつ明るい番組を全国にあまねく受信できるように放送を行うといふこととございまして、受信機を設置した者から受信料によつて運営されるということとございまして、この「公共の福祉のために」という中には、日本は、特に地表十二層の地殻が覆つております中で、四層は北米プレート、それから太平洋プレートとかフィリピンプレート、それからユーラシアプレートといふ、世界でも珍しい四つの層が出会う場所でございます。南島島といふのは一年に十・五センチ、ハワイが一年に九センチ動くといふ、これは大変な地殻変動があるわけでございまして、どんな事態が起こりましても国民全体に、日本列島全体に情報を即時に伝達するような公共放送の必要性といふのは、これだけの経済大國を支えています国家の安定した経済の繁榮の中に、私どもはそういう地殻変動の大変激しい上に住んでおるといふことな

んかを考え合わせますと、公共放送の重要性といふのは大変私は重視しなければならぬものである。特に民間放送も百五十四社になっておりますが、公共放送、NHKの役割といふのは、特に国会で御指名をいただきます経営委員十二名、その協議によりまして一般から優秀な方に会長に就任をさせていただくといふような形で運営をされております。特に将来、昭和三十三年から研究が始まりましたハイビジョン、それからまた今実際に放送を始めております衛星放送とか、いろいろな放送の技術の進歩などをいたしますために、公共放送の重要性といふものは、将来の高度映像社

会に向けての重要な役割を負っているのがNHKではないか、私はかように認識をいたしております。

○加藤(二)委員 NHKが持っている公共性についてよく教えていただきました。ありがとうございます。私はそうだと思うのです。そして、それが国民の負担によって、料金で賄われているわけですから、それだけに公共性というものは、偏らずに、しかも広範な我々に対する情報伝達の機能としてぜひ育成していただきたいと思う。

私は、それであるがゆえに非課税があるのだと思うのです。今日では固定資産税、法人事業税、事業所税、その他数え上げればたくさんありますけれども、国鉄の場合にもそうです。国鉄の場合には一定の減額措置がありまして、これは国で吸い上げて納付金という形で実は地方に配分されているのです。今度JRになりましたとて、どうい

うふうふう変わったのか、こう思いましたら余り変わってないですね、自治大臣。これは財政当局に聞いてもいいですが、私は、JRになったから、しかもあれだけの特別措置があるならば恐らく納付金は減額になるだろうと調べてみましたら、昭和六十一年の納付金は三百九十八億、それから六十二年がたしか四百五億だったと思います。それから六十二年見込み額が四百六億だったと思います。この中にはもちろん日銀の建物その他の納付金もあります。これは全然算定基礎はわからないですね。地方団体にこれが国鉄の納付金ですとい

今度お聞きしますと、従来の大学、高校、公民館も漸次廃止をしまして、小中学校の放送受信料までお金を取る。額で幾らですか、まあ取るということですね。幼稚園で負担が一年間で四万円、小学校で十七万円、中学校で八万円、全国で五十六億、こう言われているのです。どうですか郵政大臣、ちょっとこれは、公共性であるがゆえに片方のいわゆる非課税措置、そして国民の期待する情報、しかも今日の学校教育の中でいわゆるハイクラス産業を利用した教育制度がますます進む時代でしょう。だから、逆に言えばそこに着目して金を取ったんだ、こういうことになりませんか。聞くと、文部大臣からはぜひその廃止はやめてくれ、こういうお話のようですが、五十六億円で

私は、例の基地の障害からくる受信映像の問題を一遍取り上げたことがあるのです。そして御案内のように、基地周辺の何キロは半額、真ん中の部分はゼロ。これは国庫負担の方、国の方で防衛関係費になるのでしょうか、どこから出しているのか知りませんが、NHKに払っている。NHKに言わせれば電波は正常に出しているのだ、受信者の方に言わせれば私のところのテレビは壊れていません。しかし、真ん中に飛行機が飛んだり音を出したりするものですから映らない。これは両方とも責任はないですね。国の責任ですよ。しかも、今言った小中学校といえは義務教育ですよ。しかも、これは負担になれば全部地方団体の負担でしょう。まさか学校が出すわけじゃないのです。学校経営から、それじゃうちのテレビ一台についてあるいは二台について一年間、小学校だったら十七万円払いましょうなんということではできませんね。地方団体の負担ですよ。こまめやらぬでもいいんじゃないですか。私は、これはいわゆる非課税措置との関係も含めて、しかもそれが地方団体の負担増になるということも含めて、これは今後議論しますが、消費税導入によって一体地方団体はどのくらい負担するか、いろいろなシ

ミュレーションが出ています。大変な額ですね、総理。だって、それはそうだと思うのですよ。国の事業の執行の出口の七割が地方団体ですから。そこに今消費税が加わってきたら何かしたら大変だし、そこから起きる物価のはね返り、それが人件費に来る、あるいはボランティアをやっている福祉関係の人に来るなど計算すれば兆という金になるのじゃないかというシミュレーションを出している人がありますが、これは後で議論するとして、当面おやめになったらどうですか。

○中山国務大臣 お答えを申し上げます。総理も私も地方議会の出身でございますので、お話を伺っておりますとまことに心苦しいような気もするのでございますけれども、実は国会決議がございまして、国会で毎回附帯決議という形で、一番最近のだけ読み上げさせていただきますと、「受信料の免除措置の見直しをさらに積極的に進めること」というのが五十四年に参議院でございまして、最近では五十四年に「協会は、視聴者の理解と信頼を深め、確実な収納を図るとともに、国際放送交付金の増額、受信料減免措置の改廃など」というところでその話が出てくるわけ

でございますが、「協会の負担の軽減を図る措置を検討すること」ということになっておりまして、六十三年度だけでも百二十四億円の赤字が見込まれておるわけでございます。順次お話をいたしました、最初は職業訓練所、それから青少年矯正教育施設、刑務所、それから公的医療機関、図書館、博物館、これが八千三百件ありました。五十三年にそれを廃止をいたしました。五十五年には学校のうちで大学が二千五百、それから高等専門学校が三百、全部で二千八百件でございます。それから今先生、私もそれに関与をしたとおっしゃいました五十七年に基地周辺それから射撃場周辺、これが二十九万九千八百件でございます。今これは財団法人の防衛施設周辺整備協会が負担をしておるということでござい

うものが廃止をされておまして、NHKが公共放送であればあるほど財政的な基盤というものを確立しなければいけない。受信をしている人たちにそれを愛情を持って育てていただくためには、やはり金を出すところに魂があると申しますか、そういう意味で魂で負担をしていただくということはどうしても受信料ということになるのだと思いますし、受信料の問題にも、私どもは課税をすることがどうだろうかというふうないろいろな議論がございましたが、広く一般にこれまた日本を愛するということの意味での負担をするということでは当然のことではないか。特殊な負担金という呼び名でNHKの受信料は呼ばれておりますが、特殊な負担金についても我々は税制の面でもいたし方ないというような気持ちでおるわけでござい

ます。○加藤(二)委員 受信料の見直しの国会決議を盾にとられてのお話には、いろいろな要素が含まれていますが、見直しの要素というのは、私が言いますように、小中学校は義務教育ですよ。限界と

Kという組織の中で、確かに小中学校に対する受信料の免除措置を廃止するというのは大変心苦しいとは思っておりますが、これは、先ほども申しましたような公共放送という存在価値が一瞬たりともなおりにできないという、そういう日本放送協会の使命みたいなものがある限りは、これはいたし方ないのではないかと私も理解いたしております。

○加藤(万)委員 文部大臣の方からも要請があるようですから、ひとつここはよく検討していただきたい、こう思います。

時間がありませんから、最後に基地交付金について、これは自治大臣にお聞きをしたいと思うのです。

基地交付金については、自治大臣は私と二、三回やりとりしていますから、多くを申し上げません。資産課税の中で基地機能に対する課税、これはそれぞれ大変問題になっています。特にそれぞれの資産評価額が大変低いのと、それから五年ごとにその資産評価の改定をやる、結果として国の基地交付金の総額が二、三年全然ふえていない。私も基地の周辺を見ますと、時折新しい自衛官の宿舎が建てたり、あるいはあそこに入がふえたのじゃないかと思うこともあるのですが、しかし、これは基地の中へ入って調査するといわけにまいりませんから、それぞれの機関を通してどうなんでしょうかという話を聞く以外はないです。

そういう結果二つの問題が出てまいりました。一つは、固定資産税の見直しは三年ごとです。それから、基地の資産評価の見直しも三年に統一されたらどうですか、これが第一点でございます。二つ目は、基地交付金に対して調整があります。二つ目は、基地交付金の優劣あるいは財政力に応じて二〇%でしたか二五%でしたか、調整資金があります。その結果として、基地交付金が減額をされているのです。これは大臣、私はこの前資料を提供して、例えば今問題になっている厚木基地と大和市などでは、ひどいときには前年度比三十

何%の減額がある。ずっと累積されているわけですから、何かいつの間にか調整交付金の方はおりてこないのじゃないかなどというふうな話になりかねない要素を持っているわけです。

したがって、私は、三年ごとの見直しをするこによって全体として基地による環境被害あるいは地方団体の財政力を充実する、ここに視点を置きながら、財政調整という問題がもしあるとするならば、その調整は、今言ったように三年ごとの見直しにすれば資産の再評価が起るわけですから、そこからくる増額部分を国庫の支出金として拡大をしていく、その中で、例えば財政調整上どうしても加算をしなければならぬ地方団体に対してはこれを加算していく、こういう方法をとられるべきではないか、こう思うのですが、自治大臣と、この問題については大蔵大臣の見解をひとつお聞きしたいと思うのです。

○梶山国務大臣 基地交付金につきましては、委員も百も御承知のとおりでございますが、今、五年の見直しを三年に、あるいは富裕団体に對する調整をしないこと、いろいろなことが言われるわけでございしますが、実態はそれ以前の問題だという認識をいたしております。

固定資産税の代替的な性格と財政補給金としての性格をあわせ持っていることは御案内のとおりでございますが、国の厳しい財政事情その他から、いろいろな実態上のシーリングという枠の設定がございまして、ここ五十七年来実態は横ばいで推移をしていることは御案内のとおりでございます。大変矛盾を感じる点もございすけれども、財政全般の苦しいという状況を見れば、今までやむを得なかったのかなという感じもいたしますし、また、固定資産税の代替的な性格、こういうものから見れば現状のままでいいという理解をすることはできません。しかし残念ながら、自治省の全体の枠として今までの進め方、こういうことでどういう工夫ができるか、来年のことを言うのと鬼が笑うと言いますけれども、六十四年度のこの夏の概算要求については、抜本的な改正に

はもちろん当然つながっておりませんけれども、少なくとも自治省内の創意工夫をすることによってこの概算要求額を多少とも増すことに大蔵省の理解を現在得ているという状況でございます。ですから、今後この体制をさらに制度上何とか固定資産税の代替的な性格を踏まえてというその現実論を重視しながら、将来この方向をそういうものとして見ることもできるための根本的な制度を考えていきたいというふうに考えております。

それから、財政力によるカットをやめて全額交付すべきだということもございしますが、財政上の超過団体の置かれている立場とそうでない立場というものは全額として見なければならぬという観点もございします。

それから、今の国有財産の五年ごとの見直し、これを三年にすべきだということがございしますが、特に基地問題に限定をしてという意見も申しませんが、全般的な問題もございします。統一した見解は政府委員から答弁をさせていただきます。

○宮澤国務大臣 自治大臣も今お聞き及びのよう国に財政事情についても十分御理解をいただいておりますが、その上でいろいろきめ細かいこともお考えのようでありつやいますので、よく予算編成過程で御相談をしております。

○加藤(万)委員 以上で終わりますが、総理、基地問題は今や大変な、まあ総理のそばの小松基地などでも基地に反対するいろいろな問題が出ています。したがって、地域住民の基地からくるそういう被害が財政の面まで縮小されているのだよというところが非難として起きないような措置をぜひ配慮していただきたい。これはこれから自治省と大蔵省の相談でございましょうけれども、ぜひそういうサセションもいただくとお願いいたします。私の質問を終わりたいと思っております。

○海部委員長代理 これにて加藤万吉君の質疑は終了いたしました。この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後二時七分開議

○海部委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。水谷弘君。

○水谷委員 昨日、江副氏に対する臨床質問が行われました。真相の解明にはまだ少し遠しいという感があるわけでありますが、今後の委員会においてその問題については徹底した解明が行われますよう、委員会の運営においても取り計らいをお願いをして、私はきょうは不公平は正の問題に限定して御質疑をさせていただきますと存じます。

過去数度、竹下総理とは不公平の問題について予算委員会においていろいろ御議論を重ねてまいりました。私の感想から申し上げますと、どうもこの不公平は正という問題についての総理の基本的なお考えと私の考え方に隔たりがあるな、こういう感を深くしているわけでございします。

私たち公明党は、あくまでも、税制改革の必要性は認めますが、しかしながら、そこへ至る大事なプロセスとして、徹底した不公平の是正というものはいささかもおろそかにすることはできない、このような考え方に立っているわけでございします。

最近のいろいろな発表、またマスコミの報道にもそれが載っておりますけれども、国民の側から見ますと、先般のリクルート問題はもろろんのこと、本当に額に汗して働かれる勤労者の皆さん方にとつてみれば、こんなことが許されていいのかというふうな問題が続出をしているわけであります。

つい最近発表になりました六十二年分の民間給与実態調査、時間がございせんので国税庁から資料をいただいておりますが、この調査によりますと、やはりここで給与所得者が他の業種の皆さん方に比べていわゆる納税額が非常に大きい、こ

うということが数字の上ではつきりとあらわれてきているわけでごさいます。給与所得の納税額が八兆一千億という数字をいただいておりますが、一人当たりの納税額になりますと二十四万円、給与に対する税額の負担割合が六%。これを六十二年分の所得額の確定申告に係る税務統計で見ますと、自営業者一人当たりの申告納税額は、これは弁護士やそういう方々を抜いたものでございましてけれども十九万円、農業所得者の一人当たりの申告納税額が十二万円、このようになっているわけでごさいます。個人の段階においても業種の違いによってこういういわゆる納税額の格差が明確にある。この点も国税庁の調査で発表になった数字でありますから明らかであります。

さらには、この間発表になりましたいわゆる脱税白書と通称言われておりますその数字を見てみますと、その数字の中にも、これは有価証券の取引に係る申告漏れ件数が二十三件、その申告漏れ的一件当たりの金額が四億円という、これもまた膨大な金額が出てきているわけでごさいます。

それから、六十二年事務年度における法人税の課税実績、これに対する調査で、法人税の件数が二百一十一万に対して実地調査件数が二十万件、この二十万の調査件数、これは実施割合が九・五%でございまして、その八〇%を超える法人が申告漏れ、所得隠し、これを行っているという数字が明らかになってきております。

さらには、欠損法人の実態についても克明にこれが調査で明らかになっているわけでごさいますけれども、この欠損法人の実態について、六十一年それから六十二年について数字を挙げてお答えをいただければと思っております。国税庁……。

○伊藤(博)政府委員 お答え申し上げます。昭和六十一年分につきましては、欠損法人の全法人に対する割合はトータルで五四・三%でございまして、それから、同じ計数につきまして六十一年分につきましては、五五・四%というふうになっております。

○水谷委員 そのうち資本金額一億円超十億円未満、それと十億円以上の法人の内容を言ってください。

○伊藤(博)政府委員 私、今手持ちしております数字が少し細かくブレイクダウンしてあるものから、おっしゃるようの一億円以上十億円という区切りになっておりませんが、便宜一億円以上から五億円というところで申し上げますと、六十二年が三二・七%、同じく一年前が資本金一億円以上のところで三三・五%、これは一億円以上五億円未満というところでごさいます。それから十億円というお話でございまして、手持ち資料で申し上げますと、十億円以上五十億円未満というところで見てもまいりますと、六十一年が二六・九、六十年が二五・二。

それで、各資本金階級別に総じて申し上げますと、一般的に資本金の額が小さくなるほど欠損法人割合は高くなっております、そういう一般的な傾向がございまして、今例示的に申し上げましたようなクラスでは、ただいま申し上げたような数字になっております。

○水谷委員 詳しく数字を言っていたいただきましたので重複は避けますが、一億円以上十億円、この辺の数字を概括的に分析しますと、約四社に一つは欠損法人という形になっているわけでごさいます。これもいわゆる赤字法人の問題として、小さな零細企業の皆さん方から見れば、どうしてあれだけの巨大企業がそういう形で税金を払わないで済むのかなという素朴な疑問と同時に、やはりそこに不公平感を感じておられる。

今私が数字を挙げて申し上げましたのは、個人の中におけるいわゆる納税額、さらにはその背景には所得の捕捉という問題もあり、さらにはまた必要経費の控除という問題も並ばって、いわゆる納税額における業種間の格差、クローンと言われたりトイ・ゴサンと言われている問題、これはやはり国民の側から見れば大きな不公平を抱く大変な中心に据えられていると思うわけでありまして、さらに問題は、シャープ税制以来の我が国の税制の変遷の中で、いろいろな特例とか例外とかが

その時代その時代のもちろん経済情勢を反映し、さらには政策誘導というものもリンクされた形で税制が変遷を遂げてまいりました。そういう中から今日各地に不公平を醸し出している。中でも特に指摘をされて、今国民の側からリクルート問題等々あわせて不満が寄せられておりますのが有価証券譲渡益に対する課税のあり方、これが大きな問題になってきています。もう一つは、土地または預貯金、こういういわゆる金融資産、土地資産、資産性の所得に対する適正な課税というものが見送られていないのか、これがしっかりとした位置づけをなされていない、ここにも大きな税に対する不公平が出てきているわけでごさいます。

先ほど来から総合課税の問題について総理はいろいろお述べになっておりますが、有価証券譲渡益というこの位置づけを政府は今改正案の中で原則課税という位置づけをなさろうとしておられる。シャープ税制以来原則課税であったものが原則非課税になり、さらにはまた原則課税という位置づけをなされようとしているわけでありまして、当然のことだ、これはもう本当に既に遅きに失しているという指摘をせざるを得ないと思っております。

さてここで、この委員会でも、今まで創業者利得に対する課税のあり方、大口、短期に対する課税のあり方等々については、現在の政府の原案の中ではそれらが位置づけられていない、そのことに對して改めてその位置づけをしていかなければならぬという答弁をなさっているようであります。しかしその辺のところを改めて確認の意味でお尋ねをしておきたいと存じます。

○宮澤國務大臣 御指摘のように、このたびの政府提案におきまして、株式の譲渡所得、キャピタルゲインにつきましては、従来の原則非課税を改めて原則課税ということで御提案をいたしておるわけでごさいます。

その際、現実の問題といたしまして、株式の移動、取引の実態というものがただいまの税務執行の体制では必ずしも十分に把握できないという問

題がございまして、それは、したがって例えば納税者番号であるとかカードとか、いろいろな御議論に発展するのでございしますが、それにつきましては、影響の大きいこととございまして、税制調査会が小委員会を設けてたまたま鋭意検討中でございます。したがって、それが整います時期になりますとまた別でございまして、けれども、ただいまの状況において、原則課税に改めまして、それによって申告分離と源泉分離との両方の制度を設けるという御提案を申し上げておるわけでごさいます。

ただ、その際に、源泉分離の場合には一応キャピタルゲインを五%とみなしまして、それに対して二〇%の税率を掛けるという案を御審議願っておりますわけでごさいますけれども、五%というキャピタルゲインは一般の場合では恐らく相応の数字であると思われけれども、ある種の取引の場合、ただいま水谷委員の言われましたように、創業者利益もその一つでございまして、公開を挟みまして、公開前に持っておいたものが公開によって非常に値上がりをして、いわば売り抜けと申しますか、そういったような場合には相当大きな譲渡益が生まれる。そのような場合に一%ということではいいのだろうかということを、御提案を申し上げました後、いろいろその後に取りました事態あるいは国会における御議論等を拝聴いたしておりまして、確かにそこにはやはり問題があるというふうに政府もただいま考えるに至っております。

しからば、どのようなケースを重視していけばいいかということにつきましては、ただいま国会でも御議論であり、各党でも御議論でございまして、その経緯も注意深く承りながら、政府としてこうあるべきではないかという結論を得たいと存じておりまして、ただいまその中途の段階にあるというところでごさいます。

〔海部委員長代理退席、委員長着席〕
○水谷委員 これから議論を深めながら、今方向性だけは明確におっしゃいましたので、その方向

で詰めていかなければならないと思っております。

さてそこで、公開前に取得し、公開後にそれを売却し巨額の利得を手にする、また大口、短期等の取引についてもこれを明確化するという作業が伴わなければ、どのような重課の方法をとってもそれは明らかにはならぬわけです。

いろいろ議論されておりますが、いわゆる家族や知人の名義を借りて取引がなされている仮名、仮名口座、そういう仮名や仮名口座が一人の人のところに累積をされて大口になる、それが取引をされる、株価が操作をされる、仕手株が起こる、こういう現象が現在の株の中にある一つの姿であるわけです。そういうことを考えますと、今いろいろ議論をしていただき、そして政府の方でも検討していただいておりますが、この重課を考えたとしても、その取引をした者が明確に把握できなければ、これはその対象から外れてしまうわけであります。

そういう意味では、従来から主張を申し上げておる納税者番号制度、これはプライバシーの尊重、保護という、またそれ以外にも各般のいろいろな問題があることは百も承知であります。しかしながら、このキャピタルゲインに対する公平な課税、いわゆる適正な課税をこの税制改革の段階で一生懸命やろうということであるならば、この納税者番号制度への方向性については、今もろろん税調小委員会等で検討し、ヨーロッパまで調査に行かれたり御努力いただいておりますことはよく承知しております。しかし、マル優の廃止の時点で、五年後に総合課税移行をも含めた見直し、または所要の措置を講ずるということとその改正の中にびしっと位置づけをしてきており、いわゆる利子配当等に対する、金融資産の中でもそういうものに対してはそういう位置づけをし、将来総合課税への移行という位置づけをしてきていくわけであります。

であるならば、このキャピタルゲインも同じく、いろいろこれらの検討課題はたくさんある

と思えます。しかし、国民の皆様方から見ているような問題がある、問題があるということで不公平税制の是正は先送り、そしてまず消費税ありきというような改革は許せない、こういうお気持ちの当然のことであります。でき得る限りの不公平は正のためのあらゆる決意とその姿勢を一つの制度の中に明らかにしておかなければならない、こういうふうな考えをわけでございします。

野党の政策担当者がいろいろ煮詰め、そして与党の代表に有価証券譲渡益の課税、総合課税への移行、四年後を一つのターゲット、これはいわゆる利子分離課税というこの方向性が出ていくわけでございますので、同じ物差しの中に入れながら、四年後という方向性については明確に出して、この検討が行われたという事実をここで確立しませんと、こういう不公平は正の議論は一体何なのだ、検討します、勉強します、いい課題でございます、しっかり取り組みますと言っても、それは決して国会の議論が煮詰まったという形にはならぬわけでございします。

私はそういう意味で、これは今宮澤大蔵大臣からお話のございました、大臣のお考えの論理もよくわかっておりますけれども、総理、この件について総理の御所見をお伺いしたいと思います。○竹下内閣総理大臣 今までの水谷委員のお話を承っておりますと、いわゆる勤労所得に当たる問題については、事業所得と給与所得の問題についてクロヨンとかいろいろ言われておる水平的不公平の問題が一つあるじゃないか。

それから、いま一つは実調率の問題をお挙げになりました。確かにそのことは私もいつも思います。それは、もしこの各事業所や法人が源泉徴収制度というものがなかったら、一体どれほど税務職員がおったら足りるだろうかというようなことすら考えたことがございますが、実調率の問題等についてお触れになりました。

それからもう一つは法人間の、いわゆる百七十万法人で約八十対九十だったと思いますが、赤字法人とそうでない法人との間の外形標準のような

問題についても国民に不公平感があるんじゃないか、こんなことであります。

さらに資産所得にお触れになりました、利子所得、配当所得、その次の譲渡所得について、少なくとも利子所得については前回の国会であのようにして、当時からいえば五年後見直しということの一つの目標が設定されておるが、キャピタルゲイン課税、なかなか株式譲渡所得の問題については、したがってそれに符合する四年後と申しますから、ともに資産性の所得であるわけでございしますから、その辺を目標に置かないと、検討する検討するですんずん延びてしまつたら実効が上がりません。

ちよつとかみ砕いて私なりに理解させていただいたわけでございします。これは私は一つの御見解だと思っております。

ただ、政府が提案しておりますので、それらに対する措置はこの国会で恐らく措置されることとございします。一つの見識として、その問題については私も念頭に置かなきゃならぬ問題だと思ひます。とはいへ、もちろん他の御提案、御提示をいただいて各党のブロの皆さん方で御検討していただいております問題の中で、直ちにやれる問題も、四年後じゃなくてもやれる問題もあろうかと思ひますが、直ちに、そして中期、長期というように、一つの資産課税のあり方について、昨年議論して修正した、五十一条だったかと思ひます、ちよつと条文は忘れましたが、そういうことを念頭に置いて議論を進めていくべきだという意見は十分傾聴させていただきます。

○水谷委員 やはり有価証券譲渡益に対する原則課税、これは大変重要なものでございしますね、原則課税ですから。しかし申告分離と源泉分離、この選択制があつて、源泉分離の場合はいわゆる利得率五〇で二〇%を掛けて一〇%、このことになつてまいりますと、申告分離の方はちゃんと名前まで明確にして、はっきりして、そして二〇%課税してください、こういうことになるわけで、これはどちらへ偏つていくんでしょうかね、大臣。申告

の方がうんとふえるでしょうか。想定でございすけれども、申告分離を選ばれる方は相当多くなつて、源泉分離はうんと少ないでしょうかね。いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 申告分離でございしますとキャピタルゲインとキャピタルロスの通算ができるわけでございします。そういうことにあつては、程度お許しをいたしますが、しよつちゅう経験していらっしゃる方は譲渡損を引く方が有利か有利じゃないかというところはすぐおわかりになるわけでございします。そういう方々の場合には申告分離をとられる公算は私は相当あると思ひますので、源泉分離が、ごくごく普通の方でございしますと、源泉分離が自動的に簡単でございします。数としては恐らくそつちを選ばれる納税者の方が多いのではないだろうか。ちよつと専門家に聞いておりませんが、普通常識としてはそう考えるべきでございします。

○水谷委員 私は本当に素人でございしますが、やはりそちらの方がどうも多くなるのではないかな、こうなります。そうしますと、こういう選択制で原則課税ということになつても大体一〇%、まあこれは大変優遇税率だな、私はそういうふうな判断をいたします。しかし、五〇%の利益率を見れるか見れないかという議論、五〇%という数字がどうかという、これは意見が分かれるところかもしれないが、現行の有取税の税率等から考えてみても、相当これは優遇税率ではないか。原則課税といつても、やはりこれはまだまだ不公平感を取り除くほどにまでは一歩足が入つてないかな、こんな感じがするわけであります。

先ほど申し上げましたように、やはり中期であれ長期であれ総合課税への移行、この有価証券譲渡益についてはその移行を明確にしていくんだ、こういう方向性、そしてその手だてとしての納税者番号制度とか、そこに至るまでの証券カードの問題等々も含めて、いずれにしてもそれはそこへ至る手だてでありますから、方向だけは明確に打ち出すべきだということで、去年からすれば五

年後、ことしから四年後というこの数字の妥当性を私は申し上げたわけでございます。

時間の関係でこの辺にしておきますが、もう一つ、我が党の官地委員の質問、いわゆる我が党が提案をしております税制基本法構想というのについてお尋ねを申し上げます。総理から、今日に至るこの税制改革までは長く時間をかけてきたと、公明党提案のその基本法は手順法的性格でございましてという位置づけをいたして、時間がどうもかかり過ぎるという、私がお聞きした感触ではそんなふうに聞いたわけでございます。

しかし、私たち国民の側からしてみれば、いわゆるタックスペイヤーの立場からしてみれば、時間がかかろうと何であらうとやはり税は公平であっていただきたい、本心に公平な税であっていただきたい。それを正してしっかりと上で、まだ二十一世紀高齢化社会へのビジョンも提示されていないわけでございますし、すぐあした来るわけじゃないわけでございまして、いわゆる国民負担率の問題等々、すべて総合的に見た消費税論議、間接税、直間比率の問題等々も含めてそれは議論をしなければならぬ時期が来るだろう。

しかしながら、我が党の基本法の中身は、まず徹底して不公平の是正をここでしっかりとクリアをすることが大事だ。その上で、その一つの大きな部分として総合課税の再構築という問題、資産課税の適正化という問題、これらはしっかりと上で、高齢化社会へのビジョンを踏まえて、そして抜本的な税制改革へ歩むべきだという、これは手順法という位置づけ、まあどういう御趣旨でございましょうか。まあ、国民から見れば当然の踏むべき、あるべき姿ではないか、こう思っています。この基本法をつくり上げてきたわけでございます。

そういう意味では、我が党の基本法の中身もそうでございます。と同時に、今政府の提案をされておりますこの税制改革案の中身でも、改革の基本理念の一番冒頭には税の公平というのをしっかりと総理はお据えになっていらっしゃる。この中

身の重さから見ても、不公平の是正という位置づけというものは大変な重みがあるな、こういうふうに見えるわけでございますが、簡潔で結構でございます。改めて総理のお考えをお伺いをしたいと思います。

○竹下内閣総理大臣 手順法というのはちょっと便宜的な呼称であつたかも知れませんが、あの基本法を拝見させていただきまして、その理念とかいろいろな考え方に共通する点がございまして。

ただ、言うなれば第一次改革と第二次改革というものに分けて、その第一次改革のときに、今おっしゃいました不公平問題を徹底して議論して、その上で第二次改革で、直間比率も含むというたしか表現もございましたが、そういうことを検討したらいいじゃないか。だからその限りにおいては、一つの結論が出るまでの手順が書かれておるという意味で手順法という言葉を使いました。したがって、あれを見てみますと、確かに理念とかいろいろな考え方に共通する面もございまして、私がああとき宮地さんに申し上げましたのは、とはいえ、いささか私個人の感じもあつたかも知れません。

昭和五十三年に答申をちょうだいしたところからいわゆる税制改革が始まってきて、五十四年の暮れに決議案が出て、そしてそれに基づいて昭和五十九年というのを念頭にいろいろな議論をし、その後昨年の売上税に至り、今般の税制改革に至つてまいりました。だからこれだけ、手順という表現はちよつと適切でないかも知れませんが、時間をかけてこうして国会で議論をしてきたのでございまして、したがって、あの十六条の基本法というものの手順を私なりに計算してみると、余りにも時間がかかるのはございませぬでしょうか。今のいわゆる勤労所得に対する重税感とか、そういう問題も可能な限り早く解決する必要もございまして、そういう意味においてや手順法で少し長過ぎるというふうな表現をしたことは事実でございますが、素直な感じを申し上げ

ただでございます。

不公平の問題についての位置づけは大体一緒だと思っております。考え方のものは、先ほど来いわゆる水平的不公平問題とかいろいろな議論をなすつておりましたが、私ももとより大きな違いが、決定的な違いなんというのは全くないのではないかな。ただ、いつも申し上げますように、不公平感というのは、要するにどうしても何かを主体として、いわば比較してという形に出がちなものであるというので、可能な限り冷静な雰囲気の中で不公平問題を議論した方がいいということはいつも言っておることでございますが、不公平に対する認識は全く一緒だと思つて私も聞いておりました。

○水谷委員 総理、認識の問題ではなくて、現在の不公平税制を是正すること、これが税制改革の最も主要な位置づけとして総理がお出しになつておられるこの税制改革法案の中にもびつとなつておられるわけです。そのためにきょうも委員会での議論をしていくわけでございまして、ですから、この議論というものが税制改革へびつとなつていくような位置づけを政府としてはされなければならぬ。そのために、たとえ多少時間が必要だということであるならば、それはその時間を費やして結論を出さなければならぬ、こう思うわけでございます。

もう一つは、五十三年の答申以来今日まで税制改革議論を重ねてきた、このようにおっしゃいます。政府税調を中心とし、また与野党においてもいろいろな議論を重ねてきた経緯はよく存じております。しかし、本格的な税制改革ということが国民の側に向かつて組上りの、そして国民の関心が集まり、本心にどうあるべきかという国民参加の中での税制改革議論というのは、あの売上税のとき、そしてこゝし、今がまさにそのときであります。それが一年や二年あつという間にこの不公平の是正もおろそかなまま通り過ぎていったのでは、これは国民的な合意を得ることは不可能だろう、こう私は思つておられるわけでございます。

次に、今回の税制改革案、いろいろ分析等もさ

せていただいておりますけれども、どうも土地税制に対する踏み込みが、ちよつとこれはどうなつておるのかな、こういう感じがするわけでございます。

いわゆる土地問題、地価対策、広くこれは国会で特別委員会等においても議論を重ねてきたわけでございましてけれども、特に土地税制にかかわる問題について、シャープ勧告、シャープ税制以来の抜本的改革という抜本的改革を行われるのであるならば、この土地税制もその中にしっかりと位置づけをし、また先ほどの論理じやございませぬけれども、今すぐこれができないということであつたとしても、方向性ぐらゐは明確にこゝで出していきまふと、利子、有価証券、これは本心に資産性所得を生んでいくものでございまして、これらは原則課税、分離課税、いろいろ厳しいそれぞれの適正な課税のあり方が出てくる。片方土地保有に対する、これからは議論をちよつとさせていただきますが、土地の保有に対しては非常に緩やかな対応があるとするれば、ここにいろいろな金融資産が流れていく、こういう可能性がこれから先にまだ私は出てくるような気がするわけであります。

その一つの例として、やはり東京都部の地価の異常高騰、その高騰のまま、頂点に達したまま上昇がストップをする、そういう情勢が今出ておりますが、他の都市圏においてはまた地価の高騰、上昇が今見られてきているわけであります。そういう意味では、これだけ抜本的改革を行われようとするのに土地税制に対する踏み込みは一体どうなつておるのかな、こんなふうに考えるわけでございます。

国土庁長官お見えになっておりますので、直接土地、地価対策等を所轄しておられる国土庁長官として、今回のこの税制改革案の中にこれがどういうふうな取り扱いになつておる位置づけについていらつしやるか、国土庁長官の御見解を承つておきたいと思ひます。

○内海国務大臣 ただいま御指摘のありましたよ

うに、十月一日の地価調査に当たりましては、先生御指摘のような実態が出ております。私どももいたしましては、先生の御質問になられた土地税制につきましては、土地転がし等の投機的な土地取引を抑制するために、昨年十月から超短期の重課制度というのを設けてそれを強化してまいりましたと同時に、いわゆるミニ保有税、こういったものに對しましては強化の措置をとってきたわけでございます。

土地政策の推進に当たりましては、土地税制というものがいかに重要であるかということにつきましては十分私どもも認識をいたしておるわけでございますが、昨日も土地基本法というものにつきまして有識者の御意見等も承って、今後の土地のあり方というのについて基本的ないろいろな御意見を承ろうということで、私どもも土地政策というものの強力な推進策についても苦慮いたしておるわけでございます。

現在、さきに閣議決定をいたしました総合土地政策要綱に基づきまして、土地の有効高度利用、こういった観点からも考え合わせまして、都市計画の面あるいは施策の整備、こういったような関係のものを具体的に進めるためにも関係の省庁と一体となつて協議を進め、検討して進めていかなければならない、こういうふうな考えております。

○水谷委員 政府税調で御検討いただく折に出された大蔵省の資料が手元にあるわけでございます。それに基つて申し上げたいと存じますが、昭和六十一年の法人企業の所有する土地の価額ということで国民経済計算、期末貸借対照表の土地、これは金融機関を含むものでございますが、この価額は三百三十一兆七千三百三十二億という数字がございます。簿価が、これは金融保険業を除くという数字しか出ておりませんが、金融機関を含めては六十兆から六十二兆になると考えます。さらに固定資産税評価額、これが七十三兆三千六百九十七億という、このような数字があるわけでございます。

この議論は先般村山委員も御指摘になり、この議論を深められたわけでございますけれども、私も同じ立場に立つて、ここに見られる二百六十兆から二百七十兆と言われるこの含み益、先般の予算委員会においても、我が党の矢野委員長がこの資産性課税の適正化という問題で、この含み益にはやはり何らかの適正な評価と適正な課税が必要であらう、こういう議論をいたしました。

先ほどいわれる土地譲渡にかかわる超短期のいような税制の手直しをここで重ねてみておられます。もちろんそれも必要であらうと思っております。でも、いわゆる地価対策、それから国土の有効利用、それから土地の流動性、こういったものを考えたとき、土地税制の中でやはり大事な位置づけは、保有に對してどのように課税をするかという、こういう基本的な発想が導入されなければ、どうしてもそれは、流動化はストップをかけられるし、その含みは大変な額に上っていくわけでございます。

私はそこで、いわゆる国民所得、租税総額に對する不動産、この不動産の割合の国際比較についてちょっとお尋ねをしておきたいと思つて、一番新しい資料で結構でございますので、不動産税、財産税、日本の場合は固定資産税、都市計画税及び土地保有税という、これを一応不動産税とくくつたとしまして、これの日本とアメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ等の国際比較。これはどういふ意味かといふと、保有に對してどういふ課税をしておるか、その保有に對する課税の形態が日本とどう違うかということを理解をしていただくために、この数字について御報告いただきたいと思います。

○湯淺政府委員 我が国の固定資産税、都市計画税とそれから特別土地保有税の三つの税目の国民所得とそれから租税総額に占める割合は、それぞれ一・九％、七・九％、これは昭和六十年度でございますが、そういう数字になっております。それで、日本より高い国といたしまして、アメリカでは国民所得に對して三・二％、それから租

税総額に對して一・三％という例がございます。また、イギリスも日本より高いわけでございますが、国民所得に對して五・三％、租税総額に對して二・六％ということになっております。フランスは日本とほぼ同程度でございます。国民所得に對して二・二％、租税総額に對して六・三％ということになっております。

日本より低い国といたしまして、西ドイツでございますが、国民所得に對して〇・五％、租税総額に對して一・七％、こういう状況になっております。

○水谷委員 先ほどから何回も申し上げておりますけれども、特にこの税制改革の入り口で国民的な関心が寄せられておりますのは、キャピタルゲインに對してはどういふふうになるんだ、それから土地等の資産に對する的確な評価と適正な課税がどう行われるのか、この二つとも、税調の税制改革の基本が発表されたときも、この土地税制に對しては二歩も踏み込むようにという、そういう基本的な立場であつたはずでございます。

そういう意味で私は申し上げたいのでございまして、この含み益と申す問題、これをそのまま放置しておきますというところ、これを問題が派生してくる。特に国際的にも我が国の含み益といふものが、いわゆるダンピングの基本的部分にそういうものもあるのではないかと、いろいろ国際批判を受けている一つの部分にもなつていふと言われているわけでございます。

総理、我が党の委員長がいろいろ御質問申し上げましたときに、未実現の所得に對する課税、こういうものはいかかものか、さて、保有といふことになる固定資産税、保有税との絡みがありまして、こういう御答弁がございましたが、私はそれでちょっと納得できないのでございまして、固定資産税、保有税との問題があるならば、ではどうすれば、どういふふうな方向性を出していけばこれが適正に位置づけられるのだろうか。やはり年間二百六十兆とか二百七十兆、まあ年間ではございませんが、現実にそういうふうにある

含み資産、含み益、これはそれによつて担保能力もつき、さらには新たな投資を生み、さらには新たな事業への進出が図られ、そして経営の安定能力が増し、これは企業にとつては大変な一つの果実と言つてもいいほどのものであるはずだと思ふ。

そのものが、非常に難しい位置づけのために何ら手を打たれないということであると、これは個人の都合は、御存じのとおり相続税という形で二十年ないし三十年に一回はそれが精算をされるといひます。含み益もかなり妥当な線で評価をされて、相続税評価額というのによつて、これは略率によつて決めてくるわけでございますけれども、ある程度適正にこれが評価されてくる。しかし、法人は倒産するまでそういうものは起きてこない。

これをありとあらゆる法人にかけるとか、または高税率にせよとか、また短期のうちに含みを税として取つてしまふとか、そんな乱暴なことを申し上げてはならない。その含み益に對する的確な把握、そして適正な課税といふこの方向性も、やはりこの抜本改革の中で明確に位置づけをしてしかるべきものではないか、こういうふうな考えるわけでございます。

固定資産税には問題があるといふ指摘がございまして。半面厳し過ぎる、半面固定資産税が甘過ぎるから土地の流動化が起さず、高度利用が行われず、保有に對する認識が非常に甘いのだ、これは土地対策上非常によろしくないという厳しい議論もあります。しかし特例、いわゆる住居、生活用資産等についての配慮をすることはもちろんでありますけれども、保有に對して適正な課税を行うといふことを除いては、土地対策、土地に對する税制といふものは確立はできないだろう。この狭い日本の国土の中で一億二千万にも及ぶ国民が本当に有効に国土を利用しようとする場合、その国土がいわゆる資産を生むための元手として利用されたり、さらにはそれが放置されたり、高度利用が行われなかったり、これはもう許せないの

ではないか、こういうふうに考えるわけでござい
ます。

それから、未実現のものに対する課税というお
話でございますが、総理、相続税はどうでしょう
か。例えば親から子に、親から子ばかりではござ
いませぬが、一般的にはそういうことです。これ
は親から子へ移るだけでございませぬ。移るだけ
でございませぬ。これも考え方によれば、固定資
産税の補完的な役割の一つとして、富
の集中を防ぐために課税をされている相続税の位
置づけというふうに考えれば、これも親から子に
移るだけで、必ずしも実現をされていないもので
あります。

いわゆる固定資産税は個人、法人ともにかかる
わけでありませぬが、さらにここにはとらえられ
ない含み益については、個人は相続税という形で
二、三十年に一回取られる、ところが法人はな
いという意味で、この土地増価税というものを固定
資産税を補完する税という位置づけをして、そし
てここに細かい配慮が必要で、総理がよくお
っしゃる装産業等、非常に厳しい産業の構造転
換の中で御苦労されておられるようないろんな企
業も全部ひっくるめてみんな厳しくやれ、そんな
暴論を言っているのではなくて、それらも全部配
慮した上で、やはりこの位置づけは避けて通れな
いのではないのか、こういうふうに考えるわけで
ございませぬ。

もう一つ、固定資産税そのものも見直しをしな
ければいかぬのか。それは、固定資産税はやは
り応益負担の原則に徹した方がいいのではない
か。含みまでその固定資産税の中から評価がえを
して取っていくという位置づけはどうなのか、
こういう考え方もあります。

固定資産税は、やはり地方の格差が生じてまい
ります。固定資産、いわゆる特に東京のように地
価高騰が続いている地帯と過疎地域、そういうと
ころでは、全くこの固定資産税の収収の格差とい
うのはその自治体には出てまいり。ですから、そ
の含み益そのものについては、国税の形でこれは

保有税という位置づけをして、適正にそれが課せ
られればいわゆる地方間の格差は正という役割も
出てくるのではないのか。固定資産税の中にある
含み益部分、これらも積極的に保有土地増価税と
いう形の中でこれを位置づけをしていけば、そこ
に整合性もとれ、いわゆる個人、法人のこの不公
平もなく、適正な、また有効ないわゆる地価
対策にもなれば、土地の高度利用の方途もここか
ら見出せるのではないのか、こんなふうにいる
る考えているわけでございませぬ。

私は、冒頭申し上げましたように、今度の税制
改革の中でこの部分がやはりしっかりと位置づけ
られなければいけないのではないのか。総理がよく
おっしゃる所得、資産、消費、バランスのとれ
た税体系を構築していくというこれに、消費の部
分がこれから議論をされる部分でございませぬ。し
かし、所得、資産という位置づけもされているわけ
であります。そういう意味では、特に不公平を國
民が感ずる、土地を持てる者と持たざる者とのこ
の不公平感、それも個人と法人との不公平感、こ
れらをなくしていくために、二百六十から七十
兆円と言われているこれらの含み益に対して税制
改革の中で重い位置づけをなさるべきではないの
かな、このように御指摘をいたすわけでございま
す。まず大蔵大臣、いかがでございませぬ。

○宮澤内閣総理大臣 大変長い、内容の多いお尋ねを
なさいましたので、最後の部分についてお答えさ
せていただくことになるかと思いますが、結局、
これはいつも申し上げることで恐縮に思いますけ
れども、そのような法人の含みというものはやは
り実現をしないわけではございませぬから、相当
の税金を恐らくお考えでいらっしゃろうと思いま
すが、としますと、どうやってそれを租税するか
というところがやはり企業側でございませぬと思いま
す。それからまた、結局それは所得課税ではない
ということになりますれば、それであれば固定資
産税を重課することが適当なのではないか。た
だ、その固定資産税の重課ということがなかなか

現実には難しい状況になっておることを見ます
と、その点にはまたそれなりの問題があるのでは
ないか。

それから、事実問題といたしましては、そのよ
うな含み資産をかなり持つておると思われませぬ
はいわば装産業に多いわけではございませぬが、そ
の装産業、必ずしも好況産業でございませぬの
で余計にたまたまのような問題があり、また逆の観
点から申しますと、そういう含み資産を持つてい
るということは国民経済的に全く利益になってい
ないわけではなくて、生産のコストがそれだけ安
くなっておるということは、それとして評価すべ
きではないか。

大変総合的に言われましたのでお答えが部分的
で申しわけございませぬが、そういう感じを持っ
ております。

○竹下内閣総理大臣 今大蔵大臣からお答えがあ
ったとおりでございませぬが、私の率直な感じを申
し上げますと、長い間やってきた議論を、長い議
論じゃなくて長い間やってきた議論を端的にお取
りまとめになった御意見だ、こういうふうに私は
言わしていただきます。

それで、やはり今問題点をまさに言われていた
のであって、装産業なんかは、あるいは水谷さ
んはそういうものに対しては特別な配慮をすれば
いいじゃないかという背景を持つておっしゃった
かもしらぬ。だからその装産業だけを議論して
も、これは大変な議論になると思うのでございま
す。したがって、現実の問題としては、やはり所
得税としての位置づけをした場合、未実現の利益
に対する課税ということに踏み込むということとは
現在のところ適切でない、その答弁ももう大体ま
とめておっしゃいました。本場に私、いろんな
議論をしてそうだと思います。

だが一方、個人と法人と分けた場合、個人は相
続税によって言ってみれば社会還元されるじやな
いか。ところが、これは若干乱暴な議論になるか
もしれませぬけれども、相続税の議論をするとき
に、日本の相続税の根幹は何ぞやといったら、だ

れかがそれは「西郷南洲、児孫のために美田を買
わす」と。特定のところにおいて特定の資産を持
ちながら後継者がそのまま生活するものではな
く、一連は子孫のために美田を買わずで出直し
て、学校の教育等をするところまでは親の努力だ
が、その後はやはりみんな出直して、平等の立
場から考えるべきだというのが日本の相続税の一
つの考え方ではないか。

完全に私はそうとは思いませんけれども、そ
ういう議論もあるわけですね。したがって、そのも
のは世代交代するときにいわば社会へ還元する
という形で、相続税というものによって社会還元
をする。ところが法人の場合はそれはございませ
んけれども、法人がそういうもので、装産業等
で生きてきた場合、それは社会に還元するという
性格のものではないような気がするものでございま
す。

したがって結論は、もう水谷さんの方から、装
産業があると云うだろう、そして未実現のもの
は難しいと云うだろう、固定資産税、特別保有税
との基本的な問題をどうするかという問題もある
じやないかとおっしゃいましたが、まさに答弁も
加えておっしゃったように、私もこの問題につ
いて、それはきょうからやりましようとかいう踏
込みをするだけの自信は、率直に言ってこれは
ございませぬ。

○水谷委員 大変難しいということをおわかつた上
で申し上げているわけですが、しかし、この税制
改革の中でこの位置づけはやはりしておくべき
ではないかという意味から御指摘をしたわけでござ
いませぬので、さらに御取り組みを総理、宮澤大
臣にお願いをしておきたいと思ひます。

サラリーマンに対してことし、六十三年度申告
からいわゆるサラリーマンの特定支出控除制度、
実額控除と言われている制度が導入をされ、い
よいよ実施になるというわけでございませぬが、こ
のことでちょっと御質問をいたしたいと思ひます。
この特定支出控除制度、簡単に制度と、それか
ら具体的にその支出、控除の対象となる費用、こ

れはどうなっておりますか。

○水野(勝)政府委員 特定支出としては五つの項目が指定されてございます。通勤費、転任に伴う転居のための引越しの費用、研修の費用、資格の取得のための費用、単身赴任者の帰宅のための旅費、これが五つの支出の項目でございます。

これらの項目の支出額が年間におきまして給与所得控除額を超える場合には、給与所得控除額にかえましてこちらの方の合計額を控除することができ。これが特定支出控除の極めて大ざっぱでございますが概要でございます。

○水谷委員 今の御説明でわかりましたが、それでございますと、これに該当するような人というのはどんな方なんでしょうか。

○水野(勝)政府委員 一番端的には、例えば遠くに単身赴任をしておられる、その方々が月に一回なり御帰宅されるという方がまず該当することになるかと思うわけでございます。

それから、最近多い議論といたしましては通勤費でございます、かなり遠いところから新幹線でもお通いになる、こうした方々がふえてきておるといふことを聞きするわけでございますので、そうした方々につきまして適用の可能性があるのではないか、こんなふうに考えてござい

ます。

○水谷委員 今主税局長おっしゃいましたが、新幹線は認められるのですか。

○水野(勝)政府委員 通常、通勤に必要とされる費用でございます、その点につきましてはそのものは通勤費として含まれる、このように考えておるところでございますが、実際の扱いといたしましては、国税当局の方で認定されるかと思ひます。グリーンまでまいりますとそこは恐らく否認はされるかと思ひますが、通常の新幹線の費用でございましたら該当するのではないかと思ひます。

○水谷委員 続けてお尋ねをいたしますが、六十一年の十月、政府税調の答申が出ておりますが、その中で、給与所得控除のあり方について答申が

なされております。この給与所得控除のあり方の答申の中身の概要を、まことに恐れ入りますがお述べいただけますか。

○水野(勝)政府委員 給与所得控除のあり方につきましての御指摘の答申におきましては、二つの側面があるわけでございます。

一つの側面といたしましては、ただいま御指摘のようなサラリーマンにつきましての特別のいろいろな支出があるわけでございます。勤務に伴う支出がある。こうしたものに対処するためのものとして給与所得控除があるわけでございますが、給与所得控除はそれほかにまた、サラリーマンが勤務されるにつきましてのその租税力がほかの方々の租税力と質的に差異がある、そうした配慮もあろうかと思ひます。そういう中で、実額の支出に当たる部分の対処という意味があるわけですから、サラリーマンの方としてはそれが一律に機械的に計算されて控除される、そういうことでなくて、実額としていろいろな費用がかかるというところについての控除ができないか、それがサラリーマンの方々の税の不公平感の解消の一つの手だてにならないかという点が一点でございます。

それからもう一つの側面といたしましては、この給与所得控除が、青色申告者につきましてはその青色専従者におきましても丸々適用になる。さらには、みなし法人を採用された方につきましても、そのみなし法人の報酬につきましてもこれが完全に適用になる。しかし、こうした個人の所得者におかれましては、必要経費としては一応いろいろなものがあるけれども、これをその所得の中からもみなし報酬なり青色専従者給与が引かれるとすると、何となくその控除が二重ではないかという御議論もあり得る。

そうしたことからいたしまして、この際、給与所得控除を二つに分けて、一方を経費控除の部分とし、一方は租税力に対する配慮部分とするというふうにいたしまして、現在の給与所得控除水準の半分が経費部分であるとすれば、その部分

とサラリーマンの実額的な支出とを対比いたしました。そして、その実額的な部分が多ければその方として控除を認めるという、サラリーマンにとつてはそういうあり方、一方、事業所得者等の給与所得控除につきましては丸々適用するのはいいか、例えれば半分にする、そういうふうな考え方

が示されたところでございまして。

しかし、現実には制度を仕組むに当たりましていろいろ検討が行われました結果といたしましては、これはそのままには実行されません、やはり所得税の長い歴史の中で、サラリーマンにつきましましては給与所得控除ということで概算的に機械的に控除される制度が定着いたしております。一挙に実額控除的なものが導入されますと、サラリーマンの方々にとつてもまた税務当局のサイドにおきましてもかなりな混乱も生ずるのではないかと、ここは一挙にそこまでいくのはいかがかというところで、先ほど御指摘のような特定支出控除という形にかえて制度化されたところでございまして、六十一年十月の答申におきましては、ただいま申し上げたような考え方が展開されておったところでございまして。

○水谷委員 短時間の中で、よくわかりやすく御説明をいただきました。

要約いたしますと、この税調の答申の中で「勤務費用の概算控除」とそれから「他の所得との負担調整のための特別控除」というふうに二つに分け、そして、その比率は二分の一ずつであるという形でお出しをいただいております。

そうなりますと、現在のこの特定支出控除の五項目の合計が給与所得控除額を超えるという位置づけではなくて、給与所得控除の二分の一を超えたものについてはそれを申告して、それを認めていくべきではないのかというこの税調の答申であるか、こう思ひますが、先ほどの局長の答弁を聞いておりますと、一挙にそういう方向へ持っていくというのはサラリーマンの方にとつても混乱がある、また税務当局も、申告になるわけでございますから大変な徴税事務、いわゆる申告

に携わる事務が膨れ上がる、こういうお話でございます。

私は、この税調の答申の基本的な考え方、これはぜひ尊重して、サラリーマンの皆さん方の中、先ほども私聞きました、この五項目を合計して、給与所得額の約三〇％程度と云われてゐる給与所得控除、その金額まで積み上げ計算で超える人なんというのは、本当にこれは総理、考えられませんか。少なくともこの二分の一ぐらいであれば、相当数のサラリーマンの方々は、やはりおれたちも必要経費を認めてくれるんだということ、御納得がいただける形になったのではないかな、残念だな、こう思つてゐるわけです。

大蔵大臣、このことについては、この税調の基本的な考え方と実際にでき上がった制度と大きな開きがあるわけでございまして、さらには、この税調の基本的な考え方をもう一度見直し、さらには、そういう方向性をも含めて考えてみようかな、というふうなサラリーマンの皆さん方の税の不公平感の払拭のためにもお取り組みをいただくお考えはございせんか。

○宮澤内閣府大臣 この問題につきましては、かねてから長い議論があつたわけでございまして、税調の中でも、今水谷委員のおっしゃいましたようにかなり積極的に考えたいと思はれるお方と、いやしかし、理屈はそうかもしれないが、やればそれはもう従来の考え方の大きな転換になりまして、どれだけでもそれが秩序正しくいくものか、おっしゃいますように、やりようによりましては大変な課税の請求、大変な敷になる可能性もございまして。それから歳入への関連もあらうと思ひます。

ということから、なかなか一部のほうが理屈で言われるようなわけにもいかない、とにかくこういうことでごく限定的に出発をしてみるかというふうな落ちつき方になつたようでございます。最初には確かに一部の議論はかなり勢いのいいと申しますか、大蔵大臣の議論でございました。まあしばらくこれをやらしてみたい、ということであ

ろうかなと私としては今思っております。

○水谷委員 仮定の議論で恐縮でございますが、これはやってみなければわかりません。どのくらい申告者がおいでになるかですね。しかし大臣、私は本当に余り樂觀的な見方ができないのでございまして、これを利用される方は本当に少ないのじゃないか。そういう段階でやはり再度——これはこまめで芽を出されたわけでございましてね。制度として位置づけをしてください。ですから、もう一步これはやはり前進を見るべきだろう、こういうふうに思うわけでございしますが、時間がありませんので、それは申し上げただけおきます。

自治大臣、長くお待ちいたしましたし恐縮でございますが、今回税制改革に取り組もうとされて臨時国会が召集をされ、今日まで議論を深めてきたわけであります。

この間においていろいろ問題、国民の側からの指摘がございましたが、やはり政治家の資金集めのパーティーに対して課税すべきだというお声は大変強うございまして。これは本来ならば、本質的には政治資金規正法という基本に立ち返った議論が必要であり、さらには、あるべき政治家のあり方というその問題に立ち返った議論が必要です。本質論はそういうことであろうと思ひます。しかし国民の側から見て、政治家があんなうまいことをやっていてどうなっているんだという素朴なお考えといえますか、その感じられ方というものは大切にしなければならぬのかな、こう思っているわけでございます。

いろいろ政策担当者の中で議論が行われているようでございますが、やはりこれは当委員会においても大いに議論をし、そしてあるべき姿というものを出していかなければならない。そういう意味で、野党の政策担当者の中では、純収益に対する二〇%の課税は適当であろう、このような案が提出をされておりますし、私もその案については支持をいたすわけでございますが、大体五十九年から六十二年までのくらしいパーティー収入が

上がり、今日までその収入、経費、そしてその差し引き収益というのでしようか、それがあるか、御報告いただけますか。

○梶山国務大臣 まず第一に、自治大臣に届け出のあった政治団体によるパーティー収入の数字は、昭和五十九年は四十七億八千七百万、六十年分が七十九億九千七百万、六十一年が八十七億七千三百万、六十二年分は九十五億五千万になっております。

そして、冒頭意見を求められました政治家ないしは政治家周辺のいわゆる助ます会等のパーティーについて、いろいろな御意見があることは承知をいたしておりますが、いずれにいたしまして、適正な助ます会あるいはパーティーであれば、人格なき社団に課税することは不適当でございまして。そのうちで特に政治資金と思われる分野という場合においては、私は政治団体がみずから申告すべき問題であるというふうに考えておりますし、いわゆる一般パーティーを政治資金規正法によって規制することはできませんし、また政治家の資金について行政がとやかく申すべき立場にはないという感じもいたしますので、各党間で十分検討を積まれているようでございまして。ただ単に二〇%の課税をすればいいということになりますと、これはそういう問題にこれからはもろの分野で課税がなされるのかどうなのかという、いわば普遍的な問題もございまして。さらに、今いわれる政治資金という問題の中でパーティーが問題になっているというその問題意識は、当然政治家として持たなければならぬというふうに考えております。

○水谷委員 このパーティー収入が、ただいまの御報告にもありましたように、過去四年間で約倍近く、があつと膨らんでいる。そういうこともやはりいろいろ議論を呼んでいる大事な要素だと思ひうわけでございまして。今大臣がおっしゃったそういう配慮すべき、例えば国民の政治参加への道という問題等も含めて、これはいろいろ議論があることは承知しております。しかし、どうも難しい

ことについては手をつけなくて、税制改革という名のもとに拙速に進められるという、国民の皆さん方から見るとそういう感情というものは間違いないあるわけでございまして、私どもも、そういう政策担当者の中で今煮詰めておられるとはいうものの、この必要性についてはやはり本質的には将来において議論が必要で、その場合に廃止になるということもあるかもしれないけれども、当面これは何らかの国民に対する結論を国会としても出さなければならぬ、こういう共通認識に立っているわけでございまして。

総理、いろいろ同僚の橋本委員がこの後関連で質問をされますので、この辺で私、質問を閉じますが、どうか竹下総理がお進めになろうとしていく税制改革、これが本当に国民が参加をし、国民が理解をし、コンセンサスが形成された形で実現するために、不公平の是正、これを徹底的に行うた上でこの税制改革を進められまして、私は、その税制改革の必要性についての議論はこれからするとしても、税制改革の必要性についてはそういう立場で考えているわけでございまして、そのために本院でこれだけ貴重な時間を使い、不公平の是正の議論をしているわけでございまして、政府としてもここにおける議論で実現可能なものは積極的に取り入れて、そして御提示をいただくように私からお願いを申し上げておきたいと思ひます。

一言総理の御所見を伺って、質問を終わらしていただきます。

○竹下内閣総理大臣 御指摘の点、まことに同感の点が多うございまして。

やはりずっと見てみますと、使われておること二つあります。公平ということと、それからもう一つは手続面の簡素。いろいろな言葉がその都度使われておりますが、絶えず使われておるのは、二つの問題が税の議論の中にはこのところ、それこそ何十年使われておるという感じを持っておりますので、公平を旨としなければならぬ。したがって、いわゆる言われておる不公平税制と

いうものには、お互いの議論を通じながら、すぐできるもの、中期的なもの、長期的なもの、そういうことの仕分けをしてこれに当たるべきは当然のことではなからうかというふうに考えておるところでございまして。

○水谷委員 ありがとうございます。

○金丸委員長 この際、関連質疑の申し出がありますので、これを許します。橋本文彦君。

○橋本(文)委員 まず総理にお尋ねいたしますが、総理は日本世論調査会という団体を御存じでしょうか。そして、その団体が九月の二十六、二十七日に行いましたいわゆる税制改革についての調査がございまして。その調査内容は御存じでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 世論調査会の調査結果というものにつきましては、さうと見せていただきましたが、橋本さんから質問の通告があつておりましたので、少し詳しく見せていただきました。

○橋本(文)委員 その全国世論調査の結果によりますと、とにかく現在の不公平税制でどこに是正の重点を置くべきか、こういう問いに対しては圧倒的に多かったのが、政治家のパーティー収入に課税をすべきであるという意見でございまして。これは今水谷委員からも質問がありました。お答えもありましたけれども、こういう世論調査の結果を見て総理はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 第一に政治家のパーティー収入にも適切に課税するという順番、第一に挙がつておったというふうに私も理解しております。

基本的な議論をお互いいたしますと、この問題はやはり政治資金規正法の側から本来は入っていないかなければいかぬ問題であろうというふうに思っております。実際問題といたしまして、ただ額としてそれが提示された場合において、政治活動に使うべきものであるという認識のほかに、それをいわば私生活に使つておるというふうな誤解というものを与えがちなのであるという点について

てきたんではないかな、こういうふうに思うわけ
であります。そうしてさらに、いわゆる社会保険
診療報酬という問題がこれに加味して、点
数、単価とかという問題が加味してまいり
まして、そして今度御審議をいただいております
五千万円を境にする問題というものは、やっぱり漸
次改革された、国民のそうした批判にこたえた措
置ではないかというふうに私は思っております。
でございます。

○橋本(文)委員 過日、民社党の玉置先生が質問
いたしました。それによりますと、五千万を超え
るようなお医者さんはいわゆる青色申告をしてい
るし、さらにみなし法人としての制度を利用して
おる。現実にはこのいわゆる概算経費率を適用し
ていない人が多くなった。そういう実態があるの
で、今回の経費の五千万円以上のカットについて
は、実態に即して言えば余り実効のない制度なん
だ、こういう形から切ったんじゃないかという声
がありますけれども、それはいかがでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 若干専門家の手助けをかり
なければ正確にお答えをする自信がございません
が、適用者が六割から四割に減っていくというこ
とが一つの前進ではないかと、非常に漠然とし
た感じでお答えをするわけでございます。

○橋本(文)委員 今回政府の方では、税制改革の
必要性をサラリーマンの声を代弁して言っており
ます。サラリーマンは怒っているというような感
じでたくさんPRされております。それではその
肝心かなめのサラリーマンにどれほど今回優遇措
置がとられているのか、それを見てみるわけです
が、かえってサラリーマンは不公平を助長させら
れてしまう、そんなような声もたくさんございま
す。

せんだって国税庁から民間給与実態調査という
のが出ました。それによりますとサラリーマンの
状況はやはり重税であった、こういうのが出てま
いりました。

一つここでお聞きしたいのは、クロヨンという
ような表現でありますけれども、サラリーマンは

所得の九割が捕捉されている、把握されている。
ところが自営業者は六割、農業所得者は四割しか
とらえられていないということが数字の上でも出
てきたわけでございます。

この把握の問題もさることながら、今度は納税
している、申告している数を見ますと、これを見
てびっくりしたのですが、例えば農業所得者は百
三十万人いるとされております。ところが納税者
は三十二万人しかいない。つまり二四・六%しか
申告していないという事実がある。それから農業
者以外の自営業者、これは六百九十九万人おるそ
うですが、納税者は三百一万人で、これも四三・
一%しか申告していない。サラリーマンは完全
に、正確に言えば八九・三%が納税しておる。こ
ういう実態はどうして出てきてしまったのでしょ
うか。そしてサラリーマンから見ても自営業者、農
業者に対して大変な不満を持っている。何とかし
てくれという声がこの世論調査の結果出てまいり
ました。これは総理はどのように思われますか。

○水野(勝)政府委員 ただいまの御指摘は、それ
ぞれの所得者の所得種類に応じましたそれぞれの
所得者と納税者の割合をお示しの数字ではない
かと思うわけでございます。

給与所得者の場合でございますと、給与所得者
の中では納税者割合が九割近い、農業は四分の一
ぐらい、農業以外の普通の事業所得者では四割ぐ
らいという御指摘でございますが、これはそれぞ
れの所得の方々の所得水準にもよる部分もかなり
大きいのではないかと申すわけでございます。

通常の農業所得者でございますと、水田等だけ
でございしましたならば、課税最低限度で落ちる
ケースがかなりあるわけでございますし、農業以
外の事業所得者の場合におきまして、控除によ
りまして所得税の納税者から外れていくという割
合、これはそれぞれ所得水準によりまして起こ
ることでございますので、この所得者の納税者割
合をもつて、それがクロヨン等々の把握率と申し
ますか、申告率をあらわしているということが直
ちに言えるのかどうかということについては、私

ども疑問を持っておりますわけでございます。

ただ、サラリーマンにつきましては、従来か
ら、五十年代以来本格的な減税が行われておりま
せんで、御指摘の納税者割合も七〇%台から九
割近くに上がってきているという、このことは否
定できない。経過的に見るとそういう現象になっ
ているわけでございますから、したがって、
サラリーマンを中心に、特に働き盛りのサラリー
マンの方々の減税を中心に今回の税制改革を組み
立てておるところでございます。

○橋本(文)委員 この六十二年分の確定申告結果
によりますと、医師、弁護士を除きましたいわゆ
る自営業、この自営業者の納税者一人当たりの税
金を出してみますと十九万円だそうなんです。農
業者は十二万一千円。こういう数字を見ても、サ
ラリーマンから見ると随分違うなあとこのように
するんですが、今水野局長がおっしゃったよう
に、所得水準が違うんだからという形でもってこ
れも割り切るべきなんでしょうか、お答え願いま
す。

○伊藤(博)政府委員 今先生御質問の中で、自営
業者あるいはその他の営業業者、農業者の数字をも
つてお示しになりましたが、やや技術的なことを
申し上げて恐縮でございますけれども、私どもの
所得区分は、主たる所得でもって区分するという
ような技術的な問題でございます。

それから、先ほど主税局長から御答弁申し上げ
ましたように、それぞれの所得階層というのは必
ずしも均一ではない、それぞれいろいろ違ってお
ります。そういう意味で、先生お示しの十九万
とか十二万という数字も、あるいは二十四万とい
う数字も、あくまでもマクロでの平均概念でござ
います。その意味で、この数字をもつて直ちにク
ロヨンがどうかということをおっしゃるのには、や
いかなものかなという感じがしております。

○橋本(文)委員 このトローサンとかクロヨ
ンという言葉は相当前からありまして、これこそ
やはりその是正をしなければいけないんじゃない
かなと思っておりますが、税務署体制の税務署の人員

の問題だとかいろいろなことがありまして、思う
ようにいかないというようなことも聞いておりま
す。しかし、この問題を放置しておいて、新たに
所得、消費のバランスをとるんだということでは
、サラリーマンの方では絶対に納税できない、
こう思うんです。どうしたらサラリーマンがみん
な同じなんだという、そういう感覚が持てるよ
うな制度ができるのか、それを真剣に考えるとき
が来たのではないかと、こう思うんです。

今回の税制改革も、公平、公平ということがた
くさん出てきておりますけれども、どうも本場の
意味の公平がないんじゃないか、こう思えてなら
ないわけでございます。公平というのであれば、
まずこのように出てきています不公平税制というも
のを徹底的に是正してから、それでなおかつ来る
べき高齢化社会はどういう社会なのか。現在まだ
まだ高齢化社会の姿は描かれておりません。どう
いう高齢化社会が来るのか、その社会で我々がど
ういう生活をするのか、どのような厳しい状況に
置かれるのか、あるいは逆にどのようにすればら
しい高齢化社会が来るのか、そういうようないわ
ゆるビジョンもなければ設計図も示されていないわ
けでございます。いたずらに高齢化社会に突入す
る、大変だ大変だという論議ばかり先にありまし
て、肝心の高齢化社会はこうなるであろうという
全体像は描かれておりません。

そういうわけで、とにかくにも消費税ありき
ではなくて、高齢化社会がどういう社会なのか、
そしてその社会に突入した場合に我々国民はどの
ような税負担をすべきなのか、そういうことを国
民のコンセンサスを得るためには、やはり相当長
い論議が必要ではないかと思っております。ただ簡
単に高齢化社会が来ます、だから消費税お願い
いたしますでは国民は納得できないわけでござい
まして、そういう意味で、我が党が提案しており
ますように、とにかくじっくりと三、四年かけて見
るべきではないか、議論をすべきではないかとい
うことをまた再三申し上げたいと思っております。来る
べき高齢化社会の設計図が描かれて初めて、国民

はそれではこういう税負担やむを得ないという
ようなプランを早急に出していただきたいと思
います。御意見を伺います。

○宮澤国務大臣 確かに我が国が二十一世紀に向
かって高齢化が進むということ、御指摘のとおり
でございます。また前国会におきまして、こ
れはや機械的な計算だけでございましたけれ
ども、多少の資料をお目につけたわけでござ
います。それだけでは不十分だということは政
府も感じております。

ただ問題は、当然のことながら実は大変に難
しい、将来に關することでございますので、やり得
ることに限度がございますけれども、何かもう少
し多少でも具体的なことを申し上げられないか
と思ひまして、政府部内で鋭意検討をいたして
おります。

○橋本(文)委員 前から鋭意検討、鋭意検討の言
葉で来ております。具体的にいつごろ高齢化社会
の全体像が描かれるわけでしょうか。

○宮澤国務大臣 事の性質上いろいろ制約ござ
います。余り具体的に、また計数的に申し上げ
られる問題でもないのでございますけれども、政
府が提案を申し上げております税制改革案につ
いての御審議の一助となりますように、そういう段
階でできるだけ早くまとめたいたし努力をいたして
おります。

○橋本(文)委員 言葉ばかりをつかまえて恐縮なん
ですが、できるだけ早く、できるだけ早くと言っ
てずっと来ております。今回の税制改革に当た
りまして、高齢化社会のいわゆる全体像が描け
なければ、これは到底議論するわけにいかないと
思ふわけですね。観念的に、感覚的に、高齢化社会
は大変ですよ、だからというのでは、どうしても
国民は納得できない。したがって、まず高齢
化社会がこんな社会なんだとわかったとしても、
国民は、はいわかりました、では負担しませうと
直には出ないのではありません、国民が納得す
るためには、当然まず現行税制が抱えている不公
平部分、これを直さなければその気にはなれな

い、こう思うのです。ところが、今回の改革案を
見ておりましたも、そういう言葉は一つもないと
私は思うのです。そこそこはいかがでしよう
か。

○宮澤国務大臣 その点は私も最も実は力を
注いだつもりでございまして、殊に給与
所得者についてある階層と申しますか、むしろ年
齢層と申し上げるのが適当かもしれませんが、そ
の方々、それは社会に出てある程度たつて、ロー
ンの返済であるとかお子さんの入学であるとかそ
ういうあたり、教育費でございまして、そのとこ
ろの重税感が非常に強い。それは一つは刻みが大
変にきつ、すぐ昇給が果進につながるというこ
の重税感がやはり一つの不公平感に、どうも自分
のところばかりがというところに極めて転じやす
い。それは一つは垂直的な問題でございまして。す
なわち、所得税全体のスケールの中でその部分の
重税感、スケールが非常に相対的にきつというこ
とになりますと、水平的な不公平感が生まれま
す。

それからもう一つは、先ほどからおっしゃって
いらっしゃいます垂直的な不公平感で、それは例
えば給与所得と事業所得あるいはその他の所得と
の対比、これは制度上の問題もございまして、行
政の問題もあるわけでございまして、それをおの
おの直していきなさいということ、この際所得税
のそういういわば中堅サラリーマンのところの減
税をやらしていただきたい。これがやはり一番大
きな不公平感の改善になるポイントだというふう
に思っております。

○橋本(文)委員 昭和二十五年にシャープ勧告で
抜本的な税制改革がございました。そのときの理想
はあくまでも累進総合課税、これでございまし
た。しかし、その後だんだんと分離課税が入って
まいりました。そしてなし崩しにシャープ勧告の
理想であった累進総合課税というものが今すたず
たに壊れてしまっている。その結果、その総合累
進課税が純粋に適用されているといえますか、給
与所得者についてはいわゆる特例が少ないために

その税負担に重税感を感じておる、こうだと思
います。

しかし、今回の動きを見てまいりますと、累進
総合課税に返ろうという考えはないようござい
ます。今、大臣の方から垂直的公平という言葉が
出ましたけれども、垂直的公平というのはあくま
でも累進課税にあります。しかも総合にありま
す。ところが、姿勢として垂直的公平、累進総合
課税に移行する、そういう考えはない。昔に返ろ
うという考えは一つも見えないわけですね。何と
かこまごまと現行の税制のままで、しかも間接税
を導入していきなさいというふうに見えないわけ
なんです。シャープ勧告が行いました総合累進課
税あるいは申告制度、これに現在返ろうというよ
うな考えはございませんか。

○宮澤国務大臣 やはり考え方としては、総合課
税中心がいいというところは橋本委員の言われると
おりで、私も私も思っているわけでございま
す。

ただ、そこで問題は、一種の累進の問題でござ
います。累進率が細かければ、あるいは高けれ
ば高いほど公平感が生まれるというものでは私は
絶対にはないと思ひます。それはそれぞれの社会の
成熟度にもよることでございますが、我が国ほど
になりますと、余り刻みの細かい、累進度の強
い、しかも高い税率はきつと逆に公平でないん
だろと思ひます。アメリカのように一五と二八と
二本でございまして、これはやはり一つの考え方だと思
うのでございまして、なかなかそこまではまいれ
ません。しかし、累進率が高くなるといふことは、
厳しくなるというものが、これで公平だと言ひし
ては、我が国の社会はもうかなり程度の高い社会
になっておるといふふうに思ひます。ですから、
やはりそういうときには片一方で幅広く薄い
一般的な消費税というものをお願いして、そして
直接的な負担を少し軽減していく方が、私は我が
国の今の姿にも、これからの姿にも合っている
ではないかというふうな考え方でございま

○橋本(文)委員 垂直的公平、これが本当は正し
い法のもの平等の理念なんだ、それをいわれる
租税政策として取り入れるべきだということに正
論がもしもありませんけれども、しかし最近水平的公
平、これも考えなければならぬんだという議論
がございまして。

その背景には、我が国においては所得水準が平
準化してきた、そんなに上下のばらつきがなくな
ってきたという感じ、いわゆる広く薄く分かち
合うというふうな言葉で水平的公平概念も導入し
よう、そういう考えがなかなか思うのです
が、我が国はまだまだ欧米に比較しまして所得は
平準化していません。フランスに次いで非常に
所得格差が高い国であるというわけでございま
す。所得平準化というふうな時期にはまだ至っ
ていない、こう思ひます。

それはさておきまして、この世論調査で四番目
に上がってきたのがいわゆるキャピタルゲイン課
税でございまして。これもたくさん議論はございま
した。二度も三度も繰り返してきませんけれども、今
回のキャピタルゲイン原則課税の問題に關しまし
て、これが入ってまいりますと、現在あります売
買回数三十回以上かつ十二万株以上の譲渡には課
税をするとなつておるわけですが、この回数制限
あるいは株数制限、これが今度の改正ではなくな
るというわけですね。

そういう場合に、いわゆる大口投資家、これは
本来ならば申告して課税をしなければならぬ。
それが今度はなくなつてしまふ。そうすると今ま
で払っておった大変な金額が逆に一%でもって圧
縮されてしまふ、案になつてしまふ、こんなよう
な議論があるのです。そんなような国民の声に対
してはどのようにお考えでしょうか。

○宮澤国務大臣 このところは確かに一つ問題
がやはりございまして私も思ひます。従来そうい
う制度でやってまいりましたけれども、
も、実はこの株式の移動、譲渡というふうなもの
を行政がなかなか的確にとらえられないというの
が現実であるものでございまして、今の大口の

んけれども、一番新しいところで申し上げますと、六十二年四月から六十三年三月までに行いました調査、その結果で今の有価証券の継続的取引に係る所得の申告漏れが把握されましたものは千四百八十七件でございます。

○橋本文(文)委員　キャピタルゲイン関係でいわゆる原則課税、大いに結構でございますけれども、今言ったようにこの回数制限を撤廃いたしますと、大口な投資家が大変な恩恵をこうむるという事実が出てくることをまず指摘しておきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、総理、税金というものは国民が納得できるような理念がまず欲しいと思います。総理も何回となくいわゆる公平、中立、簡素という言葉を繰り返しております。公平であり、中立であり、簡素であるということは、納税者から見ても望ましい理念でございませうけれども、どうも政府のとうとうとしているこの改革は、まず国民の方からどうしたら税金が取りやすいのかという観点から考えられているというように思えてならないのです。国民の側から見た公平、これを最優先してぜひとも改革に当たってほしい、こういう気持ちを持っておりますが、総理はどこに一番重点を置いておりますか。

○竹下内閣総理大臣 これは、御指摘どおりいわゆる公平ということであろうと私は思っております。徴税の方から見ると簡素ということもあり得るでございまいし、税を国民に理解を得るといふことは、やはり公平という観点であるといふふうに私は思っております。そのことは貴党の基本法にもありますが、我が方の改革案というものにもそのことを明記しておることが実情でございませう。

○橋本(文)委員 時間が参りました。ぜひとも不公平税制を是正するということが国民の一番納得する手順ではなからうかと思っておりますので、総理、公平ということに最大のウェイトを置いてお願いしたいと思っております。

○金丸委員長 これにて水谷弘君、橋本文彦君の質疑は終了いたしました。

次に、工藤君。

○工藤(晃)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表しまして、不公平税制の問題を中心に質問いたしますが、その質問をする大きな前提として、今国民の間には、リクルートの追及、全容解明、責任を明らかにする、そのことなしに何が税制か、その声が高まっておりますのであります。当委員会は必ずこの国民の声にこたえなければいけないということが一つと、それから、不公平

平税制問題を議論しますが、しかし、今竹下内閣が推し進めようとしているところの消費税、大型間接税、これこそ母子世帯にも老人世帯にも貧しい世帯にも重い負担をかけ、逆進性の最大の不公平税制である、これを引込めようということが不公平税制を本当に国民的に討議する前提である、このことを私はまず明らかにして質問に入っていきます。

最初に……

○金丸委員長 工藤さん、ちょっとお待ちください。

リクルートの問題については、きょう理事会で、税制の不正をきょうは質問するというところで、リクルートの問題には触れない、そのかわり明日これをやるということですから、それはいろいろ理屈をつければ理屈になるでしょうが、その辺はまた……

○工藤(晃)委員 私、この順番でやっていきますから、それでキャピタルゲインでやる場合には、これまでもこの委員会で各委員の質問を聞きましたが、リクルートに触れられなかった方はおられなかったと思っております。したがって、この順番で、出された順番でやりますから……

○金丸委員長 ひとつ常識でやってください。

○工藤(晃)委員 所得平準化の問題について伺います。

シャープ税制のとき、あのころは所得格差が非常に拡大していた。だから、直接税中心で、累進で、垂直公平だということを言われた後で、その後四十年間非常に変化をした。所得が向上し、平準化した。確かに四十年間に国民一人当たりの所得は向上したものでありましようけれども、この平準化したというのは、一体、何を根拠に平準化したと言われるのですか。根拠を挙げていただきたいと思っております。

○宮澤國務大臣 それはいろいろございませうが、まず一番一般的に申し上げることができるのは、恐らく、総理府が毎年一度国民の生活感情の調査をしておりまされども、みんな自分が中流に属

する、中流のどの辺ですかという、中流の中だという答えがほとんど九割なんだからございませう。これは一番正直な、それはもう何年もそうございませうから、まず狂いのない一つの国民の持っている見方と思っております。

それから、もう少し統計的に申しますなら、いわゆる第一位と第五位との格差を毎年毎年やっておりますが、これが二・九でございませうから、シャープのときに五・八であったと思ひます。二・九というのはアメリカの例え九・五なんかと比べますと大変に小さい。シニ係数でもそうでございませう。

工藤委員の言われますのは、恐らく、先回りをするようでも申しわけありませんが、この何年か必ずしもそういうふうな傾向に動いていないだろう、時々よくそういうふうにおっしゃいますので、それは私はそういうことがあると思ひます。ですが、それはやはり石油危機とか円高とかいうのがございまして、かなり雇用が危うくなった、ついでに間までそうであったのでございませうから、その間にはやはり給与の伸びはどうしても小さいということがございまして。そういうことがございませうから、この過去の何年間は多少その傾向というものが緩んだ、あるいは少し後ろ向きへ行つたかもしれない。しかし、ここまでまだ経済が立ち直りましたから、必ずやまたそういう傾向が進んでいくであろう。しかし、今でも私は、日本は一番所得格差の少ない国だということ

を申し上げることはできると思ひます。

○工藤(晃)委員 これは昨年、私が大蔵委員会で実は同じ質問をしましたけれども、今度繰り返さざるを得ないのは大変残念なんです。今、一対二・九倍、これは所得ランクで世帯を二〇％ずつとって一番上と一番下が二・九倍というのです。それは家計調査の勤労者世帯の実収入なんです。

伺いたいのは、その勤労者世帯というのは社長や取締役、理事が入っているのですか。それから、家計調査の中には単身世帯が入っているのですか。そのことをちょっと答えていただきたいと思ひます。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕

○田中(宏樹)政府委員 お答えいたします。

勤労者世帯でございませうが、家計を賄う主な世帯員、すなわち世帯主でございませうが、会社、官公庁、学校、工場、商店などに雇われて勤めている世帯をいいますので、いわゆるサラリーマン世帯というものでございませう。

○工藤(晃)委員 単身世帯は。

○田中(宏樹)政府委員 今の家計調査には単身世帯は含めてございませう。

○工藤(晃)委員 理事会でお願いしました資料がございませうので、ここで配っていただきたいと思います。

○海部委員長代理 資料を配りますので、発言を続けてください。

○工藤(晃)委員 資料を見ていただければ、今総務庁の統計局の方からお答えになったように、調査の対象として単身世帯は入っていないということ、それで、今単身世帯というのは全世帯の約二割ですね、ここに低所得者が集まっております。それから、勤労者世帯というのは社長や取締役や理事は入っておりません。

それで、もともと日本の家計調査というのは大変なんです。六カ月家計簿をつけなければいけないというので、きつちりという家計簿を連続的につけられる世帯が選ばれてしまつたから、最初から単身世帯という貧しい世帯というのは外されております。それから同時に、大金を持っています奥さん方が——それは単身の老人世帯が多いのです。今、それで、そういう金持ちで奥さんがへそくりして株をやっているようなところはまた家計簿をつけられませんか、そういうのは入っていないで、一番高いところと低いところを外す。まして勤労者世帯というカテゴリーになつたら、もともと社長さんが入っていない。だからこれはあくまで家計調査であつて、収入調査じゃないんです。収入調査でないから、これで貧富

の格差がどうなっているかと公平化ということ
は全然出てこないのです。全然出てきません。

じゃ、もう一度伺いますが、官澤大臣、先ほど
アメリカの方が九・何倍と言った、その統計はど
ういう統計なんですか。

○宮澤國務大臣 今おっしゃいましたように、家
計調査というのは、それはそれなりの制約はござ
いますけれども、しかし、お言葉を返すようです
が、この五分位階層というのはずっと昭和二十
六年ごろからの数字がございすものから、趨
勢としては読めるわけがございす、同じ条件で
ございすから。

それからもう一つは、国際的に日本はそんなに
高くないとおっしゃいますが、日本よりいい統
計を持っている国は私ども余りないんじゃない
かと思ひます。この家計調査ほどの調査をやっ
ている国はないものでございすから、したがっ
て、その点は、家計調査そのものには制約がござ
いますけれども、だから申し上げていることは間
違ひだというふうには私思ひませんので。

アメリカの九・五というのがどこから出まし
たか、ちょっと私出典を存じませんが、だれ
か——知っておりますから政府委員から。

○水野(勝)政府委員 アメリカの数字といたしま
しては、USビュロー・オブ・ザ・センサスの
マナー・インカム・オブ・ファミリーズというこ
とでございすので、アメリカの國勢調査局と申
しますか、そういうところの家族所得分布状況、
こういう数字であらうかと思ひます。

○工藤(晃)委員 大体今答えられたとおりで、ア
メリカのセンサス局、統計局みたいなところで
ね。これはその所得調査なんです。収入調査な
んです。現金収入の調査で、これは家計調査じゃ
ないんです。それで、税金や社会保険料など控除
する前の現金収入、したがって賃金、自営業者の
所得、配当、貸賃料、社会保障の支給等々、これ
を専ら所得が国民の間でどう分布しているのか、
それを調査するわけでありすから、したがいま
して、所得調査と、それから、先ほど言いました

單身者はもう最初から入れていない、上の方も入
ってこないというところの五分位を比較するとい
うのは、これはもう統計の専門家の世界だった
極めて初歩的なミスになるし、あえてこれを無理
やりアメリカと比べようというふうになると、こ
れは全く、悪い言葉で言えども詐欺師的な比較
にもなりますよ。これは統計の世界では全く通用
しないのです。

それで、日本の單身者世帯というのは最近ず
とふえていすんです。そういうのは家計調査にも
出てくると思ひますが、それは何か、老人世帯が
非常にふえて、この収入が少ないわけですね。
だけれども二・九倍という数字を使つてアメリカ
の九倍と比較するやうなのが実は大蔵省の広報関
係に最近まで見られるから私は言つたし、当委員
会でもそういうやうな御発言がありましたので、
こういうもので日本の今の所得の分布状況、貧富
の差がどうなつていすのか比較したら、そもそも税
金の問題の出発点からして間違つてしまふとい
ふことになりすので、ついでに、厚生省おいでに
なつておりますので伺ひたいと思ひます。

昭和五十九年所得再分配調査の十分位階級別当
初所得はそれぞれ幾らか、全部述べられると時間
がかかるので、第一位と第二位、それから第
九十分位と第十十分位をちよつと述べていただ
きたいと思ひます。

○末次政府委員 御質問の所得再分配調査は、す
べての世帯類型につきまして、当初の所得と、当
初の所得から税、保険料等を控除し、年金等の社
会保障給付を加えた再分配後の所得の変化を調べ
るための調査でございまして、御質問の昭和五十
九年の所得再分配調査結果におきまして、年金等の
社会保障の給付を含まないいわゆる当初所得の十
分位階級別、これを申し上げますと、第一・十
分位が十九万四千円、第二・十分位が百二十三万
六千円、第九・十分位が六百七十二万二千円、第
十・十分位が千二百七十一万一千円でございす。

○工藤(晃)委員 総理、政府の中で厚生省では所
得調査をやつていすわけですね。当初の所得がど
うで、それがどうなるのか、いろいろな税金を払
つたりあるいは社会保障給付を受けたり、再分配
するところなるのか、まさにこちらのほうは所得調
査なんです。それにありますと、今お聞きにな
りましたやうに、また今の資料ですね、これはそ
のまま厚生省がお出しになつた資料ですから全く
同じ数字が挙げられたわけでありすが、この資
料のIのCの表2というところを見ていただけれ
ばわかりますやうに、第一・十分位が十九万四千
円、第十・十分位が千二百七十一万一千円で、この第
一と第十を比べると、六十二・二倍という数字が
出てくるのです。これはそのとおり厚生省の調査
でありす。

それで、もしこれを五分位にするためには、一
〇%ずつのクラスに分けてありますから、五分位
にする方は易しいのです。この二〇%に合わせ
ればいいわけで、それで直してみますと、第一・
五分位は七十一万五千円、第五・五分位は九百三
十九万七千円で、この第一と第五の開きは十三・
一倍であります。先ほどの二・九倍からは想像さ
れないやうな格差が収入調査で出てまいりま
す。

アメリカはこの年、私も調べましたが、この同
じ年に、一九八四年ですが九・一倍ですから、こ
の十三・一倍という数字を比べますとアメリカよ
りも多いということになりすが、どうですか大
蔵省、大蔵大臣、税金の議論をするときは、政府
の中でやういふ調査がやられていすのに、何か都
合のいい調査だけ出されていすのじゃないです
か。なぜやういふ収入調査を重視してやんとそ
れに基づいた議論をやらなないのでですか。これは宮
澤大臣、答えてください。それから総理も、これ
は総理の問題でもありますので答えていただきた
いと思ひます。

○水野(勝)政府委員 現在行われております税制
改革作業は、シャープ以来の抜本改革ということ
でお願いをいたしておるところでございす。そ
うしたところから、統計数値といたしましては、
戦後できるだけ長い期間をとりまして比較できる

計数といったものが必要でございす。したが
いまして、そうしたものにたえ得るものとしては実
収入統計というものがございすので、それを一
貫して使わせていただいていすところとござい
す。

また、アメリカにつきましては、確かに統計の
とり方、性質は違ふ面があるかと思ひますけれ
ども、このアメリカの同じやうな計数で、やはり
この計数としては戦後の三、四十年を比較できる
計数になつておりますので、系列的にはそれを使
わさせていただきます。また、マクロ的にアメリ
カと日本との分配の数値といたしましては二係
数等々ございすので、何とかそこは統一的に
私どもは御説明できるといふやうに考へてい
るところでございす。

○工藤(晃)委員 大臣、答えてください。同じ政
府の中の厚生省でやつていすまさに収入調査、つ
まりアメリカの収入調査と一番比較しやすい近
距離にある調査が十三・一倍になつていす、こ
ういふ事実が今の数字から出てきたわけですから、言
つてみると、やういふ税金の議論に都合の悪い数
字は隠して、しかも最初から上も下も外したや
うな本当の意味の収入調査じゃない家計調査を使う
ということをやつていすんじゃないかと思ひます
が、やういふことは今後どう改めていすか。

○宮澤國務大臣 やはり国が違ひますと体制も違
ひますし統計も違ひますしいたしまして、でき
るだけそれを共通なものを進ぶやうに努力をいた
しておるわけとございす。決して何か目的
に、恣意的にやういふことはやつてい
ないものでございすが、今後よく注意してまい
ります。

○工藤(晃)委員 長期的な傾向が見られないと言
ひますが、まさにこの厚生省の所得再分配調査に
つきまして、やういふやうに皆さんの表にグラフ
もつけておきましたけれども、六十二年の数字は
つけてありませんが、これでちゃんとずつとその
傾向が出てくるわけでありす。
この傾向の問題は後でもう一つ論じるとしまし

て、もう一つ。一番アメリカの収入調査に近いようにすればどうか。私もただ十三・一倍ということとを言いつ放しではありません。アメリカの収入調査はどういうとり方かという点、税金とか社会保険料を引く前の現金収入でありまして、そうしてそこには社会保障なんかの給付も入っておりますから、これは厚生省のこの統計からつくり直すことができます。簡単に計算することができ、それでやりますと、ややさつきの十三・一倍という数字が変わりまして、ちょうど第一・五分位は百三十三万三千円、第五・五分位は九百六十五万四千円、これで七・二倍の開きになります。

しかし、この収入調査の中には、特にキャピタルゲインなど、そういうものは十分とらえられておりません。財産所得が十分とらえられていないということからしますと、それから先ほどの、当初の十三・一倍という数字とあわせて考えますと、アメリカの約九倍の開きと比べて日本の方がもうはるかに平等だということは絶対言えないわけなんです。ですから、そういう数字が、六七年、七二年、ずっと八倍から七・四倍、六・九倍から六・六倍、七五年に八・八倍から七・九倍、それから七八年に七・七倍から六・七倍というふうに来て、今、八四年に十三・一倍から七・二倍、こういうふうになっているわけです。

だから、ここで私は総理、大蔵大臣に答弁していただきたいのですが、所得の平準化というのを、こういう収入調査から、平準化と言われれば、どうして言えるのか。これで見ると、七五年がピークで八・八倍になって、それからどんどん下がっていきば平準化ですな。そうじゃなしに、八四年に十三・一倍とまたピークが来てしまっている。これがどうして平準化なのか。だから、これから税金の議論をするとき前提として、二・九倍だとか平準化、こういう表現はもうこれ以上使わないでもらいたい。あえて使うとしたら、これは誤った情報を国民に伝え、誤った印象を与える、こういうことになりますよ。平準化と言うことを

やめてください。これはもう厚生省の数字でありますので。

○宮澤内閣大臣 それは工藤委員のも一つのお考えかもしれないけれども、やはりこれは大事なことでと思いますので、国全体の所得がまあ格差が上と下と小さくなるということは政治としても私は大事な目標だと思ふものでございますから、したがって、そういうことに常に注意を払って、やはり長い間の、多少長い間の趨勢が必要かもしれないけれども、そうならないかというところは大事なところだと思ふのでございます。

それで、我が国がこの何年間か多少、経済が非常に難しゅうございましたのでそれを離れた逆の方向へ行つたかもしれないという感じはいたしますが、それでしたらそれはやはりいい方向へ直していかなくやらないというふうに思っていますので、そういう政策目標はやはり常に持っていきたい、そのための統計などは十分整備をして考えていくべきではないかと思ひます。

外国との比較については、それは条件もいろいろ違いますがよく注意しながら申し上げなければなりません、そういうものを絶えず考えておくということは大事だと思つております。

○工藤(晃)委員 今の答弁だと、では平準化とか外国と比べても日本の平等さを誇るというその事実は、事実上今の答弁で否定されたと思わざるを得ないですね。ただ、目標として平準化に行きましよう、それは結構な話です。目標じゃないんだよ。シャープ税制から四十年たつて、それで平準化した、世界に誇れる、こういう事実はないじゃないか。これは私は勝手にやっているんじゃないに、政府の統計を使つてやっているんじゃないか。私もアメリカと比較をされているから、アメリカの統計と一番合うような形で私は比較をしたわけです。

それで、ついでに、先ほどジニ係数というお話がありました。よく持ち出されるのが一九七六年のOECDの各国のジニ係数の比較であります。しかし、このジニ係数を比較するときはどういう

統計をOECDが使つたか御存じですか、これを答えてください。これはやはり大蔵省が宣伝していますから、大蔵省で答えてください。

○水野(勝)政府委員 先ほどお示しのは一九六七年からお示しでございますが、この統計数値から申しますと昭和三十一年からあるわけでございます、ですから昭和三十一年からあるわけでございます。部分では不正確でございますから、使える数字を使わしていただいている。しかも、この一九六七年前の三十七年を持ってまいりますればこれよりも高くなるわけでございますから、これもやや一面的なお示しではないかと私も思ふわけでございます。

それから、OECDにつきましては、OECDの千九百何年でございませうか、この数字を私もはそのまま使わしていただいているわけでございます。

○工藤(晃)委員 いや、大体家計調査で上と下を外したような調査をやつて、それが一面的でなくて、ちゃんと収入調査をやつたものに基づいて私が議論しているのが何が一面的ですか。そんな答弁は私は認められせんよ。

それで、さっき言つた六二年も八・三倍ですよ。これは七五年が八・八倍、八四年が十三・一倍ですから、やはり後のピークの方が高いわけがあります。

そこで、肝心なことを、一番聞かなければいけなくて聞いたことを言わないで、あやうやあやうなことだけ言つて帰つてしまひましたけれども、しかし、OECDの調査の問題になったのは、これは当時、それからまたその後ずっと経済企画庁の調査官として、また国民生活研究所の主任の調査員として、特に国民所得の国際比較の分野では日本の第一人者であり、その後独協大学の教授、今は名誉教授ですが、石崎唯雄さんという方を御存じだと思いますが、この人がこのOECDの発表を見て大変びっくりして、そうしてなぜそういう結果が出たのかと見たら、わかつたのは、やはり家計調査と同様に収入調査としては

よつと役に立たない全国消費実態調査をOECDに使わせてしまつた。ところが、当時企画庁の中でもどこでも、一体どの省庁がOECDにこれを出したかといつたら、だれもわからない、そういう結果であります。

そこで石崎唯雄氏の方は、就業構造基本調査という、これは非常にサンプリングが行き届いた調査で、当時ずっと収入調査をやつていた、この就業構造基本調査をやつて、国民所得との比較などをやりながら、結局出した結論がどうかといふと、「我が国の所得分配はOECD加盟国の平均よりは不平等であり、ほぼアメリカ並みである。」という結論になつたわけですね。ジニ係数でいいますと、上から十カ国のうち二番目によかつたのが下から二番目というので、アメリカ並みだといふことを石崎唯雄氏が明らかにしたわけですね。つまり、ジニ係数が〇・三三三でなしに〇・四〇八だということ、それでまさにアメリカ並みだといふことにしてありますが、こういう重要な結果が出されたのに對しまして、その後何の反論もされてないといふところを見ると、これはやはり權威ある研究だということになるわけでありませう。

そういうことで私は、先ほど事実上日本の平等化といふのはこれまでの統計からいっても無理だといふことをお認めになつたと思つたわけでありませうが、同時に経済白書について伺つておきませうけれども、特に経済白書では資産格差が拡大しているといふことが指摘されている。それはなぜかといふことについてごく簡単に答えたいと思ひます。

○富金原政府委員 お答えいたします。ことしの経済白書で資産格差の試算を試みていたわけでございますが、データ上いろいろ難しい問題がございまして、先ほどちょっと御議論ございましたように、資産格差を推計する一つの方法として勤労者世帯の五分位階層別の金融資産の保有状況の変化を一応調べているわけでございます。その結果をいたしまして、第一分位と第五分位の勤労者世帯の金融資産の比率が、六十一年が

と、役に立たない全国消費実態調査をOECDに使わせてしまつた。ところが、当時企画庁の中でもどこでも、一体どの省庁がOECDにこれを出したかといつたら、だれもわからない、そういう結果であります。

四・六倍、六十二年が四・四倍、若干さかのぼりまして五十六、七十七年ごろはほぼ四倍程度というところでございますので、いさか上昇が見られるという分析をしているわけでございます。

もちろん、このほかにも資産保有ということも考えますと、土地あるいは持ち家ということがございまして、この辺は実態的な数字が必ずしもはつきりつかぬものでございまして、そういう具体的な形の推計はしてないわけでございます。

結論的に申し上げますと、若干の格差が拡大した可能性があるということの中には、株の上昇あるいは土地の上昇というものがそういう形で反映されているのではないかと感じの議論をしていくわけでございます。

○工藤(晃)委員 だから、経済白書を見ても、資産で、株とか土地その他で非常に格差が拡大する傾向というのをやはり一つの重要な問題点として指摘しているわけですね。それで、資産の格差が拡大するというのは、もともと所得の格差が拡大して、それで株や土地を買える人たちが資産を持って、それがまた値上がりして、またそれがフローにはね返る、フローとストックというのはそういう関係にあるわけですから、まさに最近の状況というのは、ここ数年見ては拡大ということが問題になるわけでございます。

そういうことでもう一つ聞いておきたいのは、アメリカの雑誌で「フォーブス」というのがありますけれども、世界の十億ドル長者を毎年調査しておりますが、八八年について言いますと、全世界で百九十二の個人ないし家族がいて、そのうち個別にはアメリカが六十八、日本が三十四、西ドイツが十五、カナダが八というように、日本がずば抜けて多いわけですね。

この傾向というのは、先ほど私が最初に指摘した厚生省の調査ともつながるわけですね、経済白書ともつながるわけですね、どうですか、総理、それから宮澤大蔵大臣、こういうふうな日本でどんどん大資産家が急速に伸びてくると

いうのは一体どういう原因でしょうか。税制上問題がないのでしょうか。税制がやはり大企業、大資産家がどんどん太るのには大差都合よくできているからこうなっているのじゃないのでしょうか。

○宮澤大蔵大臣 私ども詳しいことを知らないのをごさいますけれども、「フォーブス」を見ておきますと、このところ急激に日本からそういう番付の上の人が出てまいりましたのは、恐らく土地とそれから株に株式のように思われます。株が値上がりをして、そこへまた為替レートが、円が強くなりまして、そこへまた為替レートが、円が強いのが、何人かの、もう名前を申し上げれば御存じの人々がかなり上の方へ出てくる。それを見ておきますと、自分並びに自分の系列の会社のそういう土地なりなんなりをいわば評価いたしまして、持っている株式も評価いたしまして、それで勘定しておるようでございますので、最近日本に起こりました土地と株式と為替レート、それがかなり影響しておるのではないかと、私もよくわかりませんが、読みながらそういう感じを持つて見ております。

○工藤(晃)委員 この「フォーブス」の調査を私も見ましたけれども、大変詳しい系統的な調査で、西武の堤義明氏の調査も、去年の分については大きく過ぎるという批判を受けて、改めて、今言われたような会社が持っている株は外して、それでおおかつトップだというようにすることをしております。なぜ堤義明氏がどんどん太るかというのと、例えば民活法なんかで財政上、金融上特定施設が非常に保護を受けて、そして十七プロジェクトが動いているというように今まで書いていくわけでございます。

結局この問題というのは、日本の税制が、今、株、土地と言われましたが、株のほうは、土地のほうは、株のほうの場合には個人もありまして法人もありまして、非常に緩いことからこういうことになると判断せざるを得ないわけ、先ほど言いました日本が世界に誇る平等どころか、全く一

部の少数の大資産家、大企業だけがどんどん大きくなってくるといふ社会経済であり、同時にそういう税制があるということが明らかにするわけですね。

それから、先ほどのことで一言だけつけ加えておかなければいけないのは、よくシャープのときが非常に開いていて、それから縮まったと言うけれども、実はシャープ税制のときというのは、財閥解体をやった、それから土地改革をやった、労働組合がどんどん運動できるようになったということ、一番格差が狭くなっているときで、その後、特に六〇年代など少し平準化が出たという傾向を石崎氏も認めておりますが、その後また拡大しているわけで、シャープのときはこんなに拡大して、だから垂直で、今度はこれだけ平等になった、だから水平で、広く薄くでというふうな消費税、この議論は私も成り立たないと思えます。

総理、そもその今提案されているものを出発点の議論として、こういうところは直さないといふ情報ということになります、これはいかがにお考えでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 それぞれの社会体制によつての相違もございまして、第一次的社会主義国家というのは私は全部間接税だというふうに思うわけでございます。これはいつも申し上げておりますので、それに対する反論もまた論文も読ましていただいておりますから、それはそれで結構でございます。しかしながら、それが進歩して、いわば努力と報酬の一致というふうな、俗に言う開放、改革体制がとられてまいりますと、そこに所得税の議論というものが入ってくる。

その所得税の議論というものが、所得に着目した税制であつて、そうしてそれが消費に着目した税制と余りにも懸隔したときに、離れたときにまた新たに消費に着目したいわゆる受益負担というものが生じてくるというのが歴史の必然性ではないかなどといつて、まあ自分一人であるいは考えはおろかもしませんが、おたくの論文もいろいろ

読ましていただいておりますが、そのように考えております。

○工藤(晃)委員 総理、いつから社会主義国の総理になったのかと思つた。だけれど、私の今持ち出している議論というのは非常に深刻な、国民にとつて重要な問題ですから、そういう形でまともに答弁されないとする、答弁を逃れたというふうにしてどうしても私も考えをしまいます。これはもうやむを得ないことですね、そういう答弁されていたら。

何か今は非常に平等な社会になって、だからもう大型間接税いづつでもやれるという、そのそもその出発点がおかしいじゃないかと云つて、その事実を、政府の統計やら国際的な調査やらあらゆるものを使って私が示して、まじめに議論しようとしているときに、そういうふうな言つてしまつたらまさに答弁できない状態だということに判断せざるを得ませんが、今みたいな答弁を繰り返して、いますと本当に時間がたつてしまふので、そこで次のタックスヘイブン税制に行きます。

今ここで我が党が不公平税制の問題で非常に重視しているのは、確かに今共産党を除いた議論がやられております、十項目目挙げております。十項目の中にはもちろんなるほどと思うのはありますけれども、しかし、今取り上げなければいけない最大の不公平部分というのは、まさにさっきの「フォーブス」の結果やその他が明らかにしたような大企業に対する優遇税制、これは国際的に見ても物すごいものだと思います。それから同時に、キャピタルゲインとか土地とか、そういうものに対する税制が非常に緩過ぎるという、そういう結果としてこういう不公平等が拡大再生産されているわけでありまして、その立場からまずタックスヘイブン税制について伺いますが、海外直接投資の急増が続くとき、そのうち、タックスヘイブンへの投資の額は、割合はどのくらいでしょうか。

○内海(孝)政府委員 我が国の対外直接投資届け出実績の数字をまず申し上げますが、昭和六十年

度が百二十二億ドル、六十一年度が二百二十三億ドル、六十二年度が三百三十四億ドルでございます。そのうち、タックスヘイブン諸国に対するものを統計で判明する限り拾ってみますと、昭和六十一年度が二十八億ドルで全体の二三%、六十一年度が六十二億ドルで二八%、六十二年度が七十八億ドルで二三%となっております。

○工藤(晃)委員 今の答弁からも、大体年々、多いときは二八%という額が直接投資としてタックスヘイブンに向かっていくわけですね。これは同じ結論だと思いますが、お配りしました資料の資料Ⅱに、十カ国について八〇年から八六年、どれだけタックスヘイブンへの直接投資がふえているかというものをとっております。それから、それぞれの円の表示もありますが、驚くべきことに、八〇年度から八六年度にかけて、七九年度末と比べていいでしょう、それから八六年度末にかけて、七年度で七倍になっているのですね、この十カ国のタックスヘイブンだけで。それで、円にしますと四兆円という額になるわけですね。つまり、今政府は海外直接投資を盛んに奨励している。それで、ほとんどふえている。実は四分の一がタックスヘイブンに向かっている。ほとんど出ていっている。こういう現状をどう見るのか、こういう現状に合った今の税制になっているのか、このところをどうしても議論しなければならぬわけであり

ます。

そこで聞きますが、タックスヘイブン税制で課税対象に計算する特定外国子会社の留保金額は、八〇年度から八六年度にかけてどのくらいにふえていますか。七倍にもふえておりますか。

○伊藤(博)政府委員 私どもの国税局の調査課で所管しております資本金一億円以上の法人につきまして、お尋ねのタックスヘイブン税制の適用があるという申告ベースで申し上げてみたいと思います。

これは昭和五十五年四月決算から五十六年三月決算の法人でございますが、その課税対象の留保金額は二百十二億円でございます。同様に、昭和

五十六年は百八十八億四、昭和五十七年は百七十四億四、昭和五十八年は三百十四億四、昭和五十九年は二百八十二億四、昭和六十年は二百六十億四、六十一年は二百三十八億四となっております。

○工藤(晃)委員 これも私が配った表にありますから大変答弁する側も楽だったと思えますけれども、しかし、これを見て、この約七十年間に、ドルで言うところの、残高という累積額と言っているように、十のタックスヘイブンで七倍にもふえた。それなのに、今の税制でとらえられる唯一のいわゆる特定外国子会社の留保の額というのは、この間二百十二億四と二百三十八億四ですが、完全に横ばいですね。

これはあれじゃないですか、この今のタックスヘイブン税制というのは全然働いていないのじゃないですか。ともかく、海外に出ていくのにタックスヘイブンへほとんど出ないという結果じゃないのですか。もしそうでないと云うなら、海外の大口不正所得というのがこの間ふえていると思うのですが、その辺はこの間物すごくふえていますか。

○伊藤(博)政府委員 タックスヘイブン税制の適用される条件は先生御案内のとおりでございます。その適用の結果の計数は先ほど申し上げたとおりでございます。

いま一つの御質問の、海外の大口不正所得はどうかという点でございます。

私どもも海外子会社を有する法人につきましては、その調査は相当ウエートを置いて調査しておりますけれども、その結果につきましては、いわゆる海外取引に係ります大口不正所得の計数は、当然のことながら年度によって相当ばらつきがございます。年度別に見てまいりますと、五十五年度の――これは十年――

○工藤(晃)委員 最近の数字でいいからちょっと……

○伊藤(博)政府委員 最近のようしゅうござい

ますか。最近、一番新しいところで申し上げますと、昭和六十一年事務年度、これは私どもの作業の都合上事務年度というのを使っておりますので、先ほどの年分とは必ずしも対応しておりませんけれども、昭和六十一年事務年度で百十六億四となっております。

○工藤(晃)委員 これは八三年度が百二十一億四、八四年度が百二億四等々と比べて、ほとんど横ばいですね。そうすると一体どういうことかといえますと、七年度で例えば四兆円十カ国に行つた。それで、四兆円なら、年一〇%なら四千億ぐらゐな所得を生むはずである。ところが、とらえられているのは全然これとふえないで、せいぜい二百億四ぐらゐしかとらえられない。これでは全く今のタックスヘイブン税制というのはあつてなきがごとしということになるのですが、なぜそういうことになるのですか。そのところを真剣に検討したことがあるのでしょうか。これは宮澤大蔵官答えていただきたいと思ひます。なぜそういうことになるのか。

○水野(勝)政府委員 タックスヘイブンは五十三年に制度化をお願いをしたところでございます。その後六カ国を新たに追加する、あるいは配当ににつきまして、それを無税とするようなところに配当いたしましたも留保所得とみなすとか、制度的にいろいろ工夫、改善をいたしておるところでございます。また、執行面につきましては、ただいま国税庁の方から御説明申し上げておりますように、鋭意その適正な運用に努力をいたしておるところでございますので、私ども十分にこの制度が活用されていないというふうには考えていないところでございますが、従来からの指定国を追加する等の努力はいたしてきているところでござい

ますので、こうした点につきましては引き続きまして十分研究をいたしてまいりたいと思ひます。

○工藤(晃)委員 それは指定国をふやすのも結構でしょう。だけれども、私がさっき挙げた十カ国というのはみんな指定国なんですね。この十カ国の指定国、全部は三十三カ国ですよ、そのうちの

十カ国で七倍にもふえながら、しかもこの今の制度では全然ふえないということは、働いていないということになるのじゃないですか。なぜそうなるかということ、これはさっぱり今政府として検討していないように私は思わざるを得ないわけ

です。

最近OECDの方で「国際的な租税回避と脱税」という非常にまとまった調査報告書が出ておりますが、これを見ると、私もなぜそうかと考えざるを得ない点にぶつかります。

一、二の点を言いますと、タックスヘイブンというものは、これは特に古典的なタックスヘイブンですが、特徴は何かというと、銀行、商業上の秘密を守る、それからほとんどが租税条約を持たない、したがって外からの税金調査は及ばない。日経金融新聞に、やはりそういうお金持ちが読むのかもしれないが、「タックスヘイブン情報」というのがよく載っております。この中にケイマンの例を一つ引いておりますが、ともかくケイマンの秘密保護法のもと、「ケイマン・ビジネス」に関する限り、島内外への情報漏えいには厳しい罰則の適用があり、先進各国、特に米国はこれに手を焼いてきた。こういう一つ一つの例ですが、いっばいあるわけですね。

だから、このようにタックスヘイブンというのは外からの調査も及ばないという特徴の一つあるのに加えて、もう一つ重要なことは、この中で、タックスヘイブンがあるから、そこへもうけたものの、所得を移す、これはもう第一次回避ですね。これは一時的な回避なんですが、しかし、この第一次回避したものをそこへため込むのではなく、第二次回避といって、今度は所得をいろいろな形に変えて見つかからないようにして別のところに移して、そして御本尊に返してしまふという、こういうやり方をやっているわけなんです。

だから、こういうことは日本の、私もパリのOECD事務所へ行きましたが、たしか大蔵省からも行っておられます。行っておられますから、当然こういう状態ということは前から知っておら

れると思うわけなんです、実はこういうものがタックスヘイブンだというのであれば、それに合わせてどういう税制でなければならぬかということも当然考えるべきじゃないかと思ひます。

そこで、どうですか、実際にこんなに海外直接投資がふえるとき、四分の一もタックスヘイブンに行っているときに、どういう利用の仕方をしてゐるのか、それについてひとつ政府としてこれは調査しなければならぬと思ひますが、そういう調査をやりますか。これは大臣、お答えいただきたいと思ひます。

○水野(勝)政府委員 昭和五十三年に導入いたしましたタックスヘイブン税制は、諸外国のそれと比べまして特に我が国のものが効果が薄いような仕組みになつてゐると思へるわけがないわけでございます。

それからまた、御指摘の最近におきまるところの直接投資も、この一兩年と申しますか、そこには半分ぐらいが集中してゐる、まさにこの最近の直接投資でございますので、こうしたものがこの何年か経てどのようにそれが収益と関連してゐるか、これは今後の課題ではなからうかと思ひわけでございます。そこらの点につきましては、執行当局におきまして、組織を初めいたしまして、もうもろの点で工夫を凝らして調査に当たつてゐるところでございます。

○工藤(晃)委員 だから私冒頭に申し上げましたように、今不公平税制いろいろあるけれども、大企業税制の中に不公平な部分が非常にあると言つたこれは一つの例になりますね。こんなに四兆円も海外ヘタックスヘイブンに投資して、さっぱり税金はとらえられないで済んでしまふ、これが不公平でなしに何が不公平かということになりますね。

それに対して、今の税制が明らかにとらえられてないということが結果として出てきてゐるから、しかも、なぜそうなるかといへば、タックスヘイブンというのはそもそも簡単に税金の調査が及ばないからタックスヘイブンなんだということ

ですから、それならば、せめてこういうOECDでやつたような実態調査をやつてはどうですか。実態調査をやつて、そうして各企業がどういう利用の仕方をして税金逃れをやつてゐるのか、これはやっぱり政府として明らかにして、それに合った対応をする。必要ならば、タックスヘイブンへの投資は一件一件案件として、これは税金を払わずに逃げていく投資でありますから、きちっと、場合によれば事前審査をするということも必要になるかも知れません。

それから、先ほど水野主税局長、外国と比べてと言ひますが、随分無責任ですね。外国ではもっと進んだやり方をやつております。それは華証責任の転嫁ということですね。企業側に華証責任を転嫁するやり方をやつております。これは多くの企業に対してやつてゐる国と、特にタックスヘイブンへ投資する国に限つてやつてゐる場合がありま

すけれども、特にフランス、ベルギーの場合は、タックスヘイブンへ子会社をつくらうとするときには、そこへの例えれば子会社の支払い、ロイヤリティーの支払い、特許料の支払い、あるいはまたサービスの対価なども直ちにこちらで損金として控除を認めない、これは利益を隠したのもかもしれない、それで、そうではございませんよといふことをあくまで企業に証明させる、こういうことをやつてゐる。これは一つ参考になります、こういう外資でもやつてゐるレベルのことやらないで、それで日本は外国並みのことをやつてゐますといふことは通用しないわけでありま

す。今言ひましたのはタックスヘイブン税制がいかに役に立っていないかということでありま

すから、一つの重要な問題点としてこの質問は後でまた繰り返して続けることとして、外国税額控除について移りたいと思ひます。

主税局長の国際租税課長補佐の中尾武彦氏が、「国際税務」という雑誌で外国税額控除制度について日本と諸外国との比較をやつております。それでその第一に、「控除限度額の計算については、一括限度額方式で、別枠管理もない日本が最も寛

大な制度になつてゐる。日本の制度はこの面で一番寛大だというふうに指摘されておりますが、大体この理解してよろしいのですか。

○水野(勝)政府委員 戦後、我が国が昭和三十年代以降海外に進出した折には、どうしてもおくればせながら外国に出ていくところでございますので、これを国を挙げてバックアップするといふ面も恐らくあつたのであろうかと思ひます。したがういへば、外国税額控除の限度額の計算あるいはその限度額の繰り越し等につきま

しては、諸外国と比べますと、個々にいろいろな点を取り上げてみますと、比較いたしまして我が国の方が少し甘いかなという面があることは否定できないと思ひます。

○工藤(晃)委員 直接答えないで、甘いところがあるかなという面があることですが、これはまず、ど

れだけ外国税額を控除できるかという枠の計算のときに、一括限度控除方式というのをとつてゐるのは日本とアメリカだけで、その他は個別限度あるいは所得別限度をとつて厳しい。しかも、アメリカも所得によつては限度を設けてゐる。その意味では日本が一番これが緩いといふことになり

ます。

二つ目に、今度はこういう控除限度額に対して実際に控除する外国税額があつて、余裕額があつたとき、日本は五年先もそれが使える、あるいは超過額があつても五年先使える。こういうゆつたりとしたルールなことをやつてゐる国がほかにありますか。これもイエスかノーかで答えてください。

○水野(勝)政府委員 繰り越しにつきましては、やはり我が国は甘目の国ではないかという感じがいたします。

○工藤(晃)委員 これも世界にない一番寛大なやり方をとつてゐるわけですね。

それから第三に、みなし外国税額控除、タックス・スベアリング・クレジットと言ひますけれども、相手国が減税措置をする、その減税分はこれらの日本の会社が払つたものとみなしたとい

う、これは全くすごい驚くべき制度なんです。これはたしかヨーロッパ諸国にあります、アメリカはこの制度はありませんか。

○水野(勝)政府委員 アメリカはございません。西欧諸国におきましては一般的に認めてゐるよう

でございます。

○工藤(晃)委員 アメリカはこれは非常に不当であると言つてやつてゐないわけですね。

それからもう一つに間接外国税額控除。現地法人をつくらうとき、そこから配当があつたとき、その現地法人でありながらその払つた税金をこ

ちらが、日本側の本社が払つたとみなすやり方、これをとつてゐる国は大体どのくらいあります

か。

○水野(勝)政府委員 主な国におきましても間接税額控除はとつてゐるようでございます。

○工藤(晃)委員 これは主国と言ひましたが、日本、アメリカ、イギリス、西ドイツ、デンマーク、括弧してカナダぐらいであつて、世界のどこでもとつてゐるわけじゃないのです。

以上、大蔵大臣、総理おわかりいただけと思ひますけれども、日本の外国税額控除、どの部分をとつてみて日本が一番寛大なやり方をとつてゐるということになりますね。だから、これは私、八四年、八五年、予算委員会、そのときたしか竹下大蔵大臣に大分言ひましたが、大したことはないと言ひましたが、大したことはないところ、大変な問題をやらんでゐるわけですね。

そこで具体的に、今言つた四つの面、どれも厳しく直していかなきゃいけないのですが、とりわけ、事実上それを利用してゐる大企業にとつては完全に補助金同様になつてゐるタックス・スベアリング・クレジットと間接控除、これは直ちにやめた方がいいと考えます。これをやるかやらないか、ぜひ答えていただきたいと思います。これは大臣、答えてください。

○水野(勝)政府委員 これは、開発途上国におきま

と、そうした国におきましてこうした特例措置を講じた効果が失われてしまい、その分の税額が我が国の税収となるというふうな結果を招くわけでございますので、これを一概に、一挙に廃止するということがかかという感じがするわけでございます。

○宮澤國務大臣 それは、我が国の税制の立場あるいは税収の立場から申しましたら工藤委員の言われるようなことにはなりますが、先方、その発展途上国で、主権国であつて企業誘致とかいうようなことでは、我が国としては、基本的にはやはりそういう開発途上国が発展していくことは望ましいわけでございますので、ある程度私はやはりつき合つていいんじゃないかという感じを持ちます。決して国全体の政策から判断してそれはやめた方がいいということにはなかなかならないんじゃないか、限度もございまいしと思ひますが、意味があることではないかというふうに思つております。

○工藤(異)委員 先ほど日本の外国税額控除、これを見て寛大過ぎるあそこを見て寛大過ぎる、そういうところは認められるけれども、具体的にここをなくせあそこをなくせということになると全然それをやらないというのなら、やはり大企業のための不公平税制は正はやらないというのに等しいんじゃないかと思ひます。

それでこれは大蔵省が出している実際の数字です。それから、一々そちらで水野さん答へなくていいですよ。資本金三百億円以上の大きな企業、製造業、卸売業、金融保険、これが八六年の二期から八七年一期に、外国税額控除に係る外国法人税額が三千億円あります。これは、企業にすると製造業が六十社、卸売業、大商社ですね、七社、それから金融保険が約四十社、合わせて約百社ですね。たつた百社と云つていいでしょう、に三千億円の税額控除がある。しかも、これが本当に二重課税を防止するといつて向こうで払つた税金を控除しているかという、そうではありませ

ん。製造業の六十社弱について言つと、八百二十億円のうちみなしが六十億円、間接控除五百二十億円、計五百八十億円、つまり総額の七一%は払わないで、みなし計算で九々補助金がこの六十社弱に与えられている。商社の問題になつて七社ですが、六百七十億円のうちみなしが七十億円、そして間接税額控除が三百三十億円、計四百億、総額の約六割が九々補助金として出されている。さっきの金融保険業を加えると三業種で、三千億円のうち、みなし、間接合わせて千三百七十億円、総額の四六%が九々補助金で、この数字は最近の一年をとりましたが、その前もその前も、大体千四百、千五百億円ということになつておりますが、これはまさに、たつた百社、それぐらゐに對して年々こんな大きな規模で補助金を与えているということになつていゝのですよ。というの、本當に向こうで払つてない税金なんだから、みなし計算なんだから。こういうことが不公平でなくて何が不公平かと私は言ひたい。

さっきのタックスヘブンの場合も同じですよ。日本の外国税額控除は、そういう制度として全般的に不公平だといふ、不公平といふか大企業に寛大過ぎるというだけではないに、現実に百社に對して年々千四百億も千五百億も補助金を出すようなことをやつていゝ。こういうふうになるともう税制じゃないですね、補助金制度ですよ。こういうのをやめろと言つたのは、さっき言つた具体的な間接控除をやめなさい、それからタックス・スベアリング・クレジットをやめなさいといふことになりまゝ。これをほつておくのですか。これをほつておくというならば、不公平税制を是正しないといふことになりまゝ、なぜこれを検討しないのか。——大蔵大臣、答えてください。ちよつともう、時間がありますからもう来なくていいですよ。

○水野(勝)政府委員 それは、我が国の企業に對する特別措置と見るのか、当該開発途上国におきまゝすところの政策によりまゝすところの減税と見るのか、そこはいろいろ見方があらうかと思ひわけ

でございます。ただ、こうしたみなし税額控除制度というものを全く無原則、野方図に広げていくといふことはやはりいろいろ問題もあるかと思ふところでございます。六十一年十月の税制調査会の答申におきましても、この点につきましては合理的な範囲に限るべきであるといふ考え方が示されていゝところでございますので、先ほど大臣からも申し述べましたように、そこは限度と申しまゝすか、一定の合理的な範囲内で適用するように今後とも対処してまいらるゝ必要があるかと思ひわけでございます。

○宮澤國務大臣 それは、先ほど申し上げましたことを繰返すようですが、そういう発展途上国に我が国としていゝば歳出の形で援助をしていゝく、いろいろな形で援助をするといふことなのか、あるいはそういう国々が自分の力で企業誘致をするといふそれによつて発展していくといふことを助ける、どちらがいいのかといふような、そんな簡単な話じゃございませぬが、大まかに言へばそういう種類の話でございませぬから、やはりそういう国々が企業誘致をしてそして自分で発展していゝことといふときに、ある程度歳入のそれは犠牲にはなりまゝすけれども、その減免税といふのを認めてやるということは私は決して意味のないことではない。ただ、どの限度が適正かといふことはあらうと思ひますし、それから一般的に外国課税の控除、海外課税の控除の問題は、我が国が、先ほどから申しましたが、ちよつとずつ甘目なところが私はやはりありますと思ひますから、ここでもいろいろ御議論になつておりますので、まあ国際並み、国際水準並みといふことにだんだんやはりしていかなければならないといふふうにと考へております。

○工藤(異)委員 今の答弁を伺つておきまゝと、国際並みとか言われまゝすけれども、具体的にさっき言つたアメリカもやらないわけですね。タックス・スベアリング・クレジットをやつてないわけなんですか。だから、都合のいいところだけアメリカからまねて都合の悪いところはまねないといふ

ようなことだけでなしに、さっき言つたように、本當に具体的な問題なんだ。約百社余りに年々千四百億も千五百億も補助金を注ぎ込むようなことをやつていゝ。これは対外援助じゃないよ。対大企業援助だ。

だから、そういうことからいゝてこれはもう直ちにやめるべき項目であるといふことで、この問題も今後私たちは要求を続けまゝす、次の日産、トヨタへの税金還付問題について何つておきたいと思ひます。

これは去る五月九日、野間議員が決算委員会に取り上げました。これは、言つてみれば移転価格制度に伴う対応的調整といふことになつていゝまゝすが、アメリカの内国歳入庁、IRSから日産、トヨタ両社が米国移転価格税制に基づき追徴金納税を迫られていた問題について、日米租税条約に基づき兩國当局間協議の結果として、国税の方は、日産は十一年間も遡及して五百八十億円、トヨタは五年間遡及して二百二十億円、計八百億円、地方税は、法人事業税と法人住民税ですが、日産は三百五億円、トヨタは百七十七億円、計四百二十二億円、計千二百二十二億円も還付された。しかも、八月になつてから追加還付が行われていゝるところであります。

この追加の分を除いてみまゝすと、十六都道府県四十九市町村、突然巨額の財政の負担といふことで大変なショックを受けております。神奈川県百五億円、東京都八十四億円、愛知県六十五億円。これは市町村のレベルになりますと、還付額が税収の一割とか二割とか三割、四割に達するようないふところがあつて大問題になつております。各地で大問題になつて住民運動にもなつております。千二百二十二億円が突然二つの日本の最大の自動車会社に返されたといふ問題、しかもこれは制度としてこれからは起り得る問題である。アメリカの側では今度は電機機械関係でまたこれに味をしめたからこゝういふことをやつてやろつといふておりますから。

したがいまして、この問題は徹底的に問題点を

だと言つて否定してきただけですから、協議したとき、これは国税庁だと思ひますが、一体どういふ調査、どういふ資料に基づいて、なるほど十一年さかのほつてこれは調整しなければいけないといふ

うことになったんですか。十一年間ちゃんと資料を用意し、調査して、その上ですか。それともアメリカが十一年だからおつき合いで十一年ということですか。これは非常に重要な問題なんです。つまり、国際的にも何もそんな向こうがやることに倣わなくてもいいんだと言っている。これが当たり前のことなのに、今度のようなことが起きたわけですから、本当に調査の上、判断の上でやったのかどうか、これははっきりさせなきゃいけない問題であります。

○伊藤(博)政府委員 対応的調整あるいはその前提となる移転価格の問題は、今さら改めて申し上げるまでもないことでございますけれども、特定の企業の取引がアームズ・レングス、いわば独立企業間価格との対比において適当であるかどうかというところにつきまして複数の国家間での議論が生ずるという場合でございます。

本件につきまして、問題の提起は確かにアメリカ・サイドからの問題提起ということになっておりますけれども、私どもは別にアメリカが言ったから直ちにそれと取りするというものではなくて、事柄が今申し上げましたような独立企業間で行われるべき価格になっておるのかどうか、そのことを客観的にデータに基づいて先方も十分議論し、企業からも資料を徴求した上で定めた結果でございます。おっしゃるようなアメリカが言うからどうこうというふうなたぐいのものではございません。

○工藤(晃)委員 いや、国税庁はちゃんとそういう資料と、それから調査を行ったのかどうか、それを聞いていられるんで、ただうのみにしたのではありませんかと言いますが、これはトヨタも日産も否定してはいますから、そういう都合のいい資料を見せるわけはないわけです。それから、これは税務上の資料とは違いますよ。税務上の資料じゃなしに、実際一台幾らで輸出して、それで幾ら利益がその年あつて、それをどう分割してということですから、そういう調査までやったのですか。やってないでしょう。

というのは、これも申しわけないけれども、国税庁国際業務室長の川田剛氏が「国際税務」の八年一月号にこう書いておられるんです。これは移転価格の協議のときですが、「先方は十分な資料を持って協議にのぞむことができないのに、当方は、申立者から十分な資料提供がないと丸腰同然で相互協議の場にのぞまざるを得ない」、悩みとして書いてあるのですが、これはこのトヨタ、日産のことを言っているんじゃないのですか。どうなんですか。

○伊藤(博)政府委員 二つの権限ある当局間の協議でございます。したがって、私どもは私どもなりに、場合によっては質問検査権等を行使することによって必要な書類を得、そのことによって先方政府と十分協議する、そして求むるべき正しい値を求めて、それによってしかるべき所得を算定するというところで対応しております。

○工藤(晃)委員 OECDの中で大体どういうあり方かということがもう報告書になってはつきりしているのに、あくまでも向こうが十年やったから十年する必要があるんだ、日本が認められる範囲内で、この場合なら三年とか二年とか、それでいいんだということをやっているのに、今のやり方は、一方では国際業務室長がこういう嘆きを雑誌に書かざるを得ないような状態があつて、それでろくろく調査したのやら何やらわからない状態のまま、ちよつと国民から見ても十一年もさかのぼるなんて考えられない、異例中の異例のことがやられてしまつてゐる。そういうことかというところ、国際的な移転価格の合意とそのあり方からいって、それに伴う対応的調整のあり方からいって、日本の今度のトヨタ、日産に対するやり方は余りにも大企業へ甘い甘いやり方をやっているのではないか。

そういう問題ですから、ついでにもう一問聞いておきますと、問題は、十一年間日産に対してはさかのぼったわけでありまして、それで、それも明らかにしつかりした資料があり、調査をしてやったらとは思えないやり方をとつたわけでありまして

けれども、特に十一年間さかのぼるという問題では、OECDの報告書の中でも、国内法令が例えれば五年なら五年、そしてこの条約ではさかのぼらなければいかぬという趣旨があつたとしても、多くの国々は国内法令の規定、五年なら五年を優先させている。つまり、条約の方を優先させることに留保をしている。これは多くの国々がとっていることなんです。だから日本が、多くの国々がやっているように国内法令の五年をさらに超えて十一年さかのぼる必要がどこにあるかということがこの国際的なやり方からも言えるわけです。

この問題でもう一つ伺うのは、千二百二十二億円という還付の額の計算なんですね。これは日産の場合でいいますと十一年間さかのぼつてしまつておりますが、既にこれは野間議員の質問で政府側は認められたわけですが、異常に大きな為替差額をつけた計算をしておりますね。それはそうなんです。移転価格というものはアメリカ側から見るとドルの計算で言いますから、十億ドル何年かの年に利益があつた、これを日本が八億ドル、アメリカが二億ドル、これはけしからぬというので六億ドル、四億ドル、こういうふうに訂正するということのやり方なんです。同じ二億ドルをふやしたり減らしたりするのでも、この年が一ドル二百五十円というように円が安いときは返ってくる税金が計算上大きくなるわけですね、同じ二億ドルであっても。

ところが、最後にアメリカ側に送金したときには昨年の十一月で一ドル百三十四円で送金しておりますから、結局、野間議員の試算によりまして、法人税の還付額五百八十億円のうち二百二十億円も差益を含んだものを返してしまつた。地方税を返したのも余計なことながら、この差益も余計に返している。これは全く不可思議なことなんです。なぜならば、この移転価格の対応的調整というのはあくまで二重課税を防ぐ救済措置である。だから、返ってきたら二百億円以上も得をするというふうな救済措置はないと思うのです。その意味で、これは総理、大蔵大臣、今度の日

産、トヨタの還付のやり方は根本的にさっきの問題点に基づいて見直しをやってください。どうですか、見直しをやってください。

○宮澤(昭)大臣 ずっとお伺いをしておつたわけでございますが、まず、このたびのことは大企業を何かに優遇して、そのためにやつたんだということではございません。それはまた実際、大企業が別にこれで利益を得たということにはならないわけでございますから。

それからもう一つ、冒頭に言われました地方税のことでございますが、これは課税標準が変わつたわけでございますから、事業税等々の計算が変わつてくるのはやむを得ぬことで、地方にとつて私は迷惑なこと、それには違ひないと思ひます。かなり大きな税金を還付しなければなりませんから迷惑だということは私はよくわかりませんが、しかし、これは課税標準が違へば計算をして還付しなければならぬという、そういう理屈のことだと思ひます。

それから、最後に言われました為替が変動しましたので送金に際して為替差益が生ずる、それは生まれると思ひます。しかし、それはまた為替差益として課税の対象になりますわけですから、それが何も会社の得になるわけではない。確かに全部は取りませんでございまして、課税の対象にはなるわけでございます。それも、会社は何もそれを目指してわざわざやっておつたわけではございませんから、全体として移転価格の制度をこういふふうにしてまいりますと、確かにこれは随分大きなスケールの話になりました。すけれども、決まりどおりやつてまいりますと、日米のネグシェーションは、協議は実は非常に厳しいものであつたように聞いておりますが、理屈として落ちつくところへ落ちついた。何といひますか、我が国としては還付になる、アメリカに余計税金が行つたというふうなことはちよつと残念なような気がいたしますけれども、しかし、これは理屈でいけばどうもそうなることではございまして、やむを得なかつたのではないかと思つてお

ります。くれぐれも、企業利益のためにしたわけじゃありません。

○工藤(晃)委員 もともとこの移転価格の対応的調整で、結局これは日本の企業としていけば、海外に事業を拡張している大企業がこれを利用するし、現にこうしているわけですから、まずこれでいろいろ直接利害関係があるのは大企業であるということが一つと、それから、そもそも租税条約対象になっていない税目まで還付するというのは、どう考えたってこれは説明がつかないですよ。絶対につかない。今の法体系からいってもつかない。もし完全にいうならば、先ほど言ったような、大蔵大臣が自治大臣と相談するとか各長の意見を聞くというような制度が入ってこなければいけないだろうけれども、全然それがなくて、これからは続けられるというのを聞く、本当にそろそろ感じさせるべきです。

しかも、先ほど紹介しましたような、OECDの中で、こういう移転価格はどうあるべきか、対応的調整はどうあるべきかというときに、あくまでも日本側として、トヨタの三年間、日産の五年間、ここまでならわかるからというふうに認めた範囲内だけで合意をしてくれればいいので、向こうが十一年やたらこちらまでやらなければいけぬという理由はどこにもない。だから、それは国際的なやり方のスタンダードからいっても行き過ぎだ、そういうことを言っているのではありません。そしてまた、最後に税金をかけるからと言いますけれども、先ほど言った二百二十億円、これは国税だけの差益にかけても四二%かかるので、残りの方は丸々利益になるのですから、これはもう明らかに大企業にとって大きな利益を与えたわけですから、どうでしょうか、これは改めなければいけないと思いませんか。

○宮澤国務大臣 申し上げましたように、これは法理に従いまして厳しい交渉をやった結果でございます。地方税のことは、地方税はまけてもよかつたろうとおっしゃるので

ございましたら、これは課税標準が改まりましたのですからむしろ計算をし直さなければならぬという、裁量のある問題ではないと私は思っております。

為替差益のことは、全部それを取れるわけではございませんが、これは還付なんというところがございまして、為替というものは当然ついて回りますものでございまして、大企業が何もそれをあらかじめねらつておつてやったことではない、いわば普通、これは商取引ではございせんが、物の売り買い、金のやりとりには為替がついて回りまゐるので、それによって差損が出たり差益が出たりするということは、これはどうも意図したことではない、やむを得ないことではないかというふうに考えております。

○工藤(晃)委員 ねらつたものでないというけれども、結果としてそうなっているし、政府のやり方が国際的なやり方と比べても非常に寛大だという問題は明らかでございまして、ぜひこれは見直さなければいけないし、こういうところを一つ一つ直していかなければ、今の大企業税制の非常に優遇な面というものは直せなければ、そのことを強調しているわけですから、私はかなり早くでんどん質問したのに反し、答弁の方が比較的緩いテンポになつてしまひましたので、私は次に、キャピタルゲインとリクルト疑惑の問題について移りたいと思ひます。

今、不公平税制の中でキャピタルゲイン問題というのは非常に大きな問題であることは明らかであります。とりわけ今度のリクルト疑惑とも、この問題が改めて大きく取り上げられたことは、言うまでもなく当委員会においてもそうだったと思ひます。そして、ぬれ手にアツという言葉がやたらにはやまして、それで大もうけをしたがら税金を納めていない、何事だ、まずこれを正せというのとは当然の事だと思ひます。

そういうことで、私もこのリクルトの問題で宮澤大臣につきまして、二問最初に伺つておきたいと思ひますが、我が党が十一日に発表した新

たな資料に九名のリストがあります。これが第一に、本物だという定評を得るに至つていふのは、新たな名前が出てきた人たちがこれを認めていふというところがありまして、それから第二に、政治家の秘書だから譲り受けたと言われないに對して、これは多賀谷氏、式場氏……

○海部委員長代理 工藤君に申し上げますけれども、最初に委員長が申し上げましたように、きょうの理事会でいろいろ御相談をして、各党合意の結果、きょうは不公平税制ということに限定し、その他のことについては御相談をして改めて十分する機会をつくらんと委員長も言つておつたわけですから、これはお守りをいただきたいと思ひます。

○工藤(晃)委員 私は当委員会これまでの質問を聞いておりましたけれども、不公平税制の問題で聞かれた方がいなかったのですか、いろいろ追及された方あるでしょう。各党とも、もちろん二人、三人です。その全員がやられたかどうかはわかりませんが、共産党からは一人が質問者でありますから、よその党がやつたのと同様にこれはやるのが当然であります。それから、不公平税制が中心だと今言ひながら、自民党の方が今まで六法案の問題についてかなり審議を進めるような質問をやられておるわけですから、絶対に……

○海部委員長代理 工藤さん、それは、ちよつと委員長から御注意申し上げますが、昨日の理事会でいろいろお話し合ひをしてからのことでありますから、昨日以前のことにさかのぼつて論及されることはちよつと次元が違ふと思ひますから……

○工藤(晃)委員 いや、キャピタルゲインの問題に入るために聞いておかなければいけないのです。席のおたくのオブザーバーもいらつしやるところで決めた話ですから、話し合ひはどうぞ守つてくだい。

○工藤(晃)委員 これはキャピタルゲインとの関連でやつてゐるのですよ。だから正森議員がやると言つたのはやめたじやないですか。私がやつてなせ悪いのですか。これは、だけれども……

○海部委員長代理 あなたがおやりになつて悪いとは決して言ひませんが、不公平税制の是正に關する議論と、各党が、リクルトの議論は日を改めてするということで理事会できのうそれはきつと話をし、きょうも理事会で話をしてから始めておるわけですから、その話し合ひは守つてくだい。

○工藤(晃)委員 私のどことがこれは不公平税制の是正じゃないのですか。——委員長、私は今の海部さんの判断ですね、賛成できませんよ。だからこの問題、じゃ税制に關するところをどうしてと言ひますよ。——委員長。

○海部委員長代理 工藤君。○工藤(晃)委員 今まで大蔵省は、仮名取引、借名取引をやめるように通達をどのくらい出ししましたか。これは税制の問題です。

○角谷政府委員 いわゆる仮名取引の受託につきましては、四十八年あるいは四十九年の二回にわたりました。自衛通達を出しました。ただ、最近におきまして明電工事件その他多数の仮名あるいは借名を利用したような事実が見つかりましたので、そういった意味で、株式につきまして明らかな仮名口座の受託の禁止あるいは本人確認を一層徹底するといつたふうな通達を証券局長名で九月十三日に出したところでございまして……

○工藤(晃)委員 そこで問題が出てくるわけなんです。大蔵省からは仮名取引、借名取引をやつてはならないという通達が出てゐるけれども、宮澤大臣のこれまでのお話だと、それは服部秘書官がそれこそ河合さんに名前を貸したの通達に反して、これは大蔵大臣があるいは秘書官がこの通達に反することをやつたということにならないですか、そのことを聞いてゐるわけですか。だからどうしてこの問題に触れざるを得ないわけですか。そうでしょう。これは触れざるを得ないですよ。大蔵大臣

○工藤(晃)委員 総合課税という原則をとにかくアメリカはとっているし、イギリスも今度とるわけですよ。それからスペインの例を挙げました、そういうところがある。日本でこれほどぬれ手にアワとかいろいろ問題になりながら、なぜ原則と同時に総合しないのか。

特に問題なのは、申告分離ではなしに源泉分離を上場株式でやるといいますね。今、上場株式の取引は一年間にどれくらいの規模ありますか。○角谷政府委員 東京証券取引所の六十二年における売買金額でございますが、全体で二百五十四兆円でございます。

○工藤(晃)委員 今、東京と言いましたが、全体として二百九十六兆円という数字もあります、余り変わらないと思いますが、今の上場株式の取引の規模というのは十年前と比べて十二倍にふくれ上がって、約三百兆近いというのは、GNPにほぼ匹敵するような規模にふくれ上がっている。大変な経済活動の規模ですね。それで、GNPは国民が汗水流して働いてそれでつくり上げていくものです。それと比べて、まさに売った買った、売った買ったの世界で三百兆円。この三百兆円の世界の方がたまた売却額の一割で済むというのは、これはたまた売却額のおかしな話です。まさに不公平税制を直して税額をふやそうというのはこういうところから真つ先にやらなければいけないというものが、ただの一割である。それで、損をしたときには申告をすれば、合わせてほとんど税金を払わなくて済む。どっちに転んだって済むということなんです。

これにあわせて非常に今問題になっているのは、この源泉分離の場合は売却額の一割だけではない、その上、本人確認も支払い調書の提出も要しないということになっている。野放しになるのじゃないんですか。どうなんですか。○水野(勝)政府委員 源泉分離課税、その性格の判断は別といたしまして、源泉分離選択課税というのはいまに支払い調書の提出あるいはそれを

前提といたしますところの告知の義務、そうしたものを適用しないというのが源泉選択課税の性格でございますので、源泉選択課税というものをお願いをする場合には、それはそのようなシステムになるかと思うわけでございます。

なお、先ほどの一割というのは、利益率が五割ということでございますが、これは一年間というところでございまして、大体年間平均いたしまして三回ほどの回転率がある、その都度五割の利益率で一割ということでございますので、その回転率等も考慮に入れていられるところでございます。

○工藤(晃)委員 そういう答弁をしますけれども、ともかく三百兆円も取引がある、この上場について一割でいい、それでまた本人の確認もしないということになると、これは例の四百幾つもの口座をつくった明電工事件ですね、こういうのももう追及されないし、それから例の相沢代議士の問題なんかも追及されないし、それこそやみからやみへ金が回るだけですよ。相続税の場合だってそうなんです。それがたまた売却額からならぬ調査できなくなってしまう。

だから、何か不公平税制を直すと言って一番問題にしているかのようにあるけれども、このキャピタルゲイン課税の面でまさにこういう仮名とか借名が幾らでもできるようにする方向へ政府が進んでいるときに、さっき言ったように、通達の中ではやめましようと言っているが、これはやめられないわけじゃないですよ。本間にこの仮名、借名をやらないうということにして、これは証券会社というのはみんなお客さんを知っていますから、お客さんを知らないで取引している証券会社なんかありませんから、本間にこれはアメリカでもフランスでもやっておりますが、証券会社に、取引をしていただくお客さんの名前を、それからどういう取引内容かを報告することを義務づけるという方向をなぜとらないのですか。

本人確認もしない、支払い調書も出さなくていいというこの提案自身、それこそ今起きている数々の疑惑事件、これからは帳消しにしてしまおう、最初から見えないようにしてしまおうというところとして疑わざるを得ない。だがこんなことを考えたんだと考えるを得ないのですが、なぜこういうことをまず問題にしないのでしょうか。

大蔵大臣でございますか。

○水野(勝)政府委員 今回、原則課税に移行いたします際には、証券会社に委託して売買をされる方等につきましては、それは個人、法人を問わず告知の義務をお願いをいたしておるところでございます。また、その中で源泉選択できるのは個人の取引でございますので、大半の申しますか過半は法人の取引でございますので、そうした告知あるいは支払い調書の制度につきましては、全体の取引の相当な部分はこの告知、支払い調書の通知制度、こういったものが適用されるわけでございまして、工藤(晃)委員 この問題はやはりまだまだ切りがありません。

○工藤(晃)委員 問題は残された時間がまだありますから、せつかく皆さんに配った資料もあることなので、引当金、準備金の問題について一、二聞いておきたいと思っております。

以前「エコノミスト」の「戦後産業史」への証言で、元主税局長の三人、泉美之松氏、吉國二郎氏、高木文雄氏が、なぜ戦後あんな特別償却とか引当金とか準備金とかできたかといういきさつを語っておられ、大変興味深い内容ですが、そこで高木氏が、「特別償却はいったいだれが考えたんですか。やっぱり平田さん……」そうすると泉氏が、「平田さんだね。あの人が昼、財界人と懇談すると、うっかりできないんだ。帰ってきたら、「おい、これはどうじゃ」とくるんだなあ。」と云って、昼間、財界人と会うと次々と新しいものができてきたといういきさつを大変おもしろく語っておりますが、その後、引当金や準備金の整理というのは一体政府はどうやってきたのか、これは非常に大きな問題じゃないか。どうですか、

歴史に詳しい宮澤大臣。

○水野(勝)政府委員 その記事は十年ぐらい前の「エコノミスト」の座談会の記事であつたかと思うわけでございまして、まさに昭和二十年代、三十年代の高度成長期に、法人税制としてもいかにしてそうした資本の蓄積、輸出振興に対応するかということ、税制としても対応しておいた時代のお話ではないかと思うわけでございまして。昭和五十年代に入りまして特別公債を発行する時期になりました。以降は、法人税制につきましては、例えば貸倒引当金につきましては五回ぐらゐその縮減をお願いをするとか、特別償却といったものも逐次縮減してまいっている。最近の十数年におきましては三十年、四十年代のころの環境とはかなり違ったものになっているということをお聞きしたいと思うわけでございまして。

○工藤(晃)委員 今のような答弁では済まないわけなので、それで、資料の裏を見ていただきたいのですが、これは一九八六年と一九七六年の「法人企業の実態」からの比較を行っております。まず、最近の時点で見ると、引当金四種類、本当は六種類あるわけですね。準備金四種類、本当は二十種類以上あります。受取配当益金不算入。それぞれ資本金十億以上の大企業が六〇%以上を占めている。これで資本金十億以上の大企業は課税所得を十二兆二千二百三十三億円少なくしている計算になります。これは計算してみればすぐ出てまいります。そうすると、四二%の税金がかけられるとして五兆一千三百三十八億円、これは減税に値するということになってまいります。

それから、税額控除の方は、先ほどの外国税額控除を含めて三種類について六〇%以上が資本金十億以上が適用している。特に外税控除、試験研究費は九二%である。特にここで問題のある外税控除とか試験研究費の税額控除は約五千億円でありますから、さきの分と合わせると、資本金十億以上の大企業は五兆六千億円のタックスエローションがあるということになる。

もちろん、この引当金とか準備金とかこれらの

制度というのは中小企業も使えます。使えるけれども、現実には選択ができるのはやはり大企業であるというところは、これまでの大蔵省の調査でもわかるわけなんです。なぜこの準備金、引当金、こういうものをもっと根本的に整理していかないのか、十年前と比べても確かに準備金は若干減ったということが数字で出てきますが、あとの控除税額にしろ引当金にしろふえる一方だというのがこの比較から出てくるわけであります。

どうですか、アメリカの場合は、法人税の引当金ですね、税制上ですね、会計上じゃありません。これはありません。それからイギリスの場合は、やはり税制上の損金に落とせる準備金という制度がありません。それから、貸倒引当金がある国があつても、それは実際に貸し倒れがその年発生したかどうか証明して初めて積めるわけであつて、日本と違います。なぜこういう整理を真っ先にやらないのか。これはもう主税局長は結構でございますから、大蔵大臣、答弁してください。

○宮澤国務大臣 やはり我が国が戦後、ですから昭和三十年、四十年代、そのころが一番だったと思いますけれども、国際的に企業が競争力をつけなければとも日本はやっていけない、そのためには資本蓄積をせよという意味でなく、やはりこれは、企業のためという意味でなく、やはり私は日本が自立をしていく上で大事なことであつたというふうに考えております。そういう時代に、いわば、もともとこういう引当金とか準備金とかいうものは結局は課税として取れるわけでございますから、費用を期間の間でうまく案分するというところでございますので、しかし、それでもその時点における法人の競争力は非常につきますから、そういうことでやってまいった、そういうことのいわば続きであると思いますが、今日我が国はむしろちよつと強過ぎるぐらいなことを言われるような国になっておりますから、かつてのようないふ要請というものはそれほど強いわけではない。ですから、やはりだんだんに実態に近

づけていくということが必要であらうと思ひます。

企業にとりましては、これはある程度もう、一種の、何と申しますか、既得権と言つてはちよつと言葉が悪うございますけれども、ずつと長年やつてまいつておりますから、急にそれがあるとき突然全部というふうなことは適当でないのだらうと思ひますが、やはり実態に即して縮めていくということは、基本的に私は方向としてそうあるべきものと思つております。

○工藤(農)委員 今まで質問してまいりましたが、冒頭、シャープから四十年たつて所得が平準化したと言ふけれども、事態は全く逆で、不公平がどんどんどん広がりがり、日本で驚くべき大資産家、大企業があらわれ、そして、その大企業の国際競争力は今や宮澤大臣も認められたようなそういう高い状態にある、それにもかかわらず外国と比べて余りにも優遇した税制が続き過ぎている、なぜここにメスを入れないのか、これがきよりの私の質問の概要でありますけれども、時間が参りましたので、これをもちまして私の質問を終わります。

○海部委員長代理 これにて工藤君の質疑は終了いたしました。

次回は、明十四日金曜日午前十時委員会、正午理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十五分散会

昭和六十三年十月十八日印刷

昭和六十三年十月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D